

公害弁連第46回總會議案書

2017. 4. 2 東京

全国公害弁護団連絡会議

事務局 熊本県中央区京町2-12-43

熊本中央法律事務所

TEL 096-322-2515

FAX 096-322-2573

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざそう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生・薬害被害の救済と薬害の根絶のたたかいを前進させよう。
- 5 福島原発事故の責任を明確にし、未曾有の被害の完全救済、地域の再生・復興に公害のたたかいの教訓を生かして取り組もう。脱原発訴訟を推し進め原発のない社会の実現をめざそう。
- 6 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 7 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 8 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 9 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 10 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 11 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】 基調報告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 原発問題への取り組みと課題	3
二 大気汚染公害裁判の前進と課題	6
三 道路公害裁判の前進と課題	7
四 基地騒音裁判の前進と課題	8
五 海・川を守るたたかいの前進と課題	9
六 水俣病のたたかいの前進と課題	10
七 地球温暖化のたたかいの前進と課題	15
八 アスベスト訴訟の前進と課題	17
第三 公害弁連の今後の方向と発展について	18

【二】 各地裁判のたたかいの報告

(原発)

[1-1] 福島原発被害弁護団の現状	福島原発被害弁護団 幹事 弁護士 笹山 尚人	21
[1-2] 「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団の取り組み	「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団 弁護士 馬奈木巖太郎	23
[1-3] 福島原発首都圏弁護団のたたかい～1、2次訴訟は10月に結審、年度内に判決へ～	福島原発首都圏弁護団 共同代表 弁護士 中川 素充	25
[1-4] 「警鐘」のための裁判	原発被害救済千葉県弁護団 事務局長 弁護士 滝沢 信	27
[1-5] 福島市渡利地区の集団ADR申立事件	原発被災者弁護団 弁護士 大森 秀昭	28
[1-6] 浪江町支援弁護団の活動報告	浪江町支援弁護団 事務局長 弁護士 濱野 泰嘉	30
[1-7] 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい～	「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団 事務局長 弁護士 白井 剣	32
[2] 福井の原発群	滋賀弁護士会 弁護士 井戸 謙一	34
[3] 浜岡原発訴訟報告	浜岡原発永久停止弁護団 弁護士 大橋 昭夫	35
[4] 九州川内訴訟	原発なくそう!九州川内訴訟 弁護団 共同代表 弁護士 森 雅美	37

(アスベスト)

[1] 大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み	大阪アスベスト弁護団 弁護士 伊藤 明子	39
[2] 尼崎アスベスト訴訟～大阪高裁平成28年5月26日判決・最終平成28年11月9日の報告～	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 和田 信也	43
[3] 首都圏建設アスベスト訴訟の報告～首都圏での高裁判決勝利をめざして～	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長 弁護士 佃 俊彦	45

(大気汚染)

[1] 川崎公害裁判報告	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	47
[2] 西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	49
[3] 東京大気の大たたかい	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	50
[4] みずしま財団の2016年度の報告	公益財団法人 水島地域環境再生財団 事務局長 藤原 園子	53
[5] あおぞら財団 報告	公益財団法人 公害地域再生センター (あおぞら財団) 研究員 谷内久美子	55

(基地騒音)

[1] 第2次新横田基地公害訴訟 報告	弁護士 小林 善亮	57
[2] 第三次嘉手納爆音訴訟 報告	弁護士 齋藤 祐介	58
[3] 第二次普天間基地爆音訴訟の一審判決報告	弁護士 白 充	60

(水俣病)			
[1] ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状	ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟弁護団	弁護士	板井 俊介 62
[2] 全ての水俣病患者の救済に向けて、「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」	ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団	事務局長 弁護士	井奥 圭介 63
[3] ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい	新潟水俣病弁護団	団長 弁護士	中村 周而 64
[4] ノーモア・ミナマタ東京訴訟の状況	ノーモア・ミナマタ東京弁護団	事務局長 弁護士	齊藤 園生 66
(新幹線公害)			
名古屋新幹線公害訴訟(和解後)の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団	弁護士	高木 輝雄 67
(リニア新幹線公害)			
リニア新幹線計画訴訟提起と現状の報告	弁護団共同代表	弁護士	関島 保雄 69
(薬害裁判)			
[1] 薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟(大津訴訟) 弁護団	弁護士	中島 晃 72
[2] 薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団	事務局長 弁護士	阿部 哲二 73
(産業廃棄物問題)			
九州廃棄物問題研究会報告		弁護士	高橋 謙一 74
(海・川問題)			
[1] 熊本県下のダム問題の動向	川辺川利水訴訟弁護団	事務局長 弁護士	森 徳和 75
[2] よみがえれ!有明訴訟	よみがえれ!有明訴訟弁護団	弁護士	後藤 富和 76
【三】 特別報告			
全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会	事務局長	中山 裕二 77
日本環境会議(JEC)の報告	JEC 理事長・一橋大学特任教授		寺西 俊一 81
道路住民運動全国連絡会報告～旧来型大型公共事業からの転換を～	道路住民運動全国連絡会(道路全国連)	事務局長	橋本 良仁 83
ミナマタからフクシマへ!原発から再エネへ!公害総行動を支え、共に前進するJNEPの運動	公害・地球環境問題懇談会(JNEP)	事務局長	清水 滯 85
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長(第9次横田基地公害訴訟原告団)		福本 道夫 88
景観と住環境を考える全国ネットワーク	景観と住環境を考える全国ネットワーク	代表 弁護士	日置 雅晴 90
最近の環境アセス法の動向		弁護士	藤原 猛爾 92
【四】 2016年度 組織活動			94
【五】 2017年度 活動方針			95
【六】 公害関係資料			99
【七】 2016年度 活動日誌			102
【八】 公害弁連歴代人事一覧			103
【九】 公害弁連規約			108

【一】基 調 報 告

第一 公害・薬害の根絶と環境保護を求めて

第1 原発被害の責任と被害者への賠償問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災、福島第一原発事故から6年が経過した。

この間、政府は、県外被害者に対する借り上げ住宅の無償提供の2017年3月での廃止や、同時期に福島第一原発付近の浪江町、飯館村、富岡町の居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除しながら、原発問題の早期解決の世論誘導を図っている。

しかし、全国21地裁、28件が係属している避難者が被った精神的苦痛に対する損害賠償訴訟の先陣を切って、2017年3月17日、前橋地裁は、福島第一原発事故の発生につき、東京電力及び国の過失責任を認め、約3855万円の賠償を認める歴史的判決を下した。現時点における報道では、同判決の他地裁に対する影響や損害額の評価について様々な見方があるものの、「つねに万が一の事態を想定し、安全を確保するための備えを尽くすべきだとする裁判所の考えが明確に示されたことの意味は、重い」（2017年3月18日日本経済新聞朝刊社説）というべきである。

詳細は、後述の個別の報告に譲るとして、地元福島において4,000名超の原告で闘った生業訴訟（第1陣）が2017年3月21日に結審し、年内判決の見通しであり、また、千葉訴訟も本年9月に判決が予定されている。これらの判決の連弾の中で、国の原発政策と東京電力の責任がより一層明確にされることが求められるとともに、被害実態をより明らかにする作業が求められるであろう。

そして、その作業の積み重ねは、原発のコスト論に直接的に影響するものといえ、現在、東芝のウエスティングハウス社に関するアメリカでの原子力事業による6,000億円超の巨額損失問題で海外原子力事業からの撤退という企業事情とも相まって、脱原発への動きを一段と加速するものとなるであろう。

このような情勢において、公害弁連が果たすべき役

割はどのようなものであるのかを今一度、明確に検討すべきである。

第2 アスベスト、水俣、有明、基地、リニア

大阪泉南アスベスト最高裁判決後、石綿工場における労働者の被害は訴訟上の和解による解決が進められているが、建設現場での暴露に基づく建設アスベスト訴訟は全国6地域で闘われ、本年2月14日の札幌地裁判決によって5度目の国の責任断罪の判決が下され、今後、政治的解決が追及されている。

昨年公式確認60周年を迎えた水俣病問題は、熊本、近畿、東京のほか、新潟でも訴訟が進行しているが、熊本地裁における審理を中心とした闘いが佳境に入ろうとしている。

2010年の福岡高裁開門判決の確定と、その後の様々な判決の狭間で漁業者と営農者の対立が煽られている状況にある「よみがえれ！有明訴訟」は、確定判決が行政によって無視されるという法治国家にとってあるまじき事態となっている。昨年1月、長崎地裁から提示された開門を前提としない和解案（100億円基金を創設する和解案）に対し、農水省が想定問答集を作成して漁業者らの分断工作を図ったことを報道がリークする動きの中で、開門実施のための作業を含め、営農者らを含めた粘り強い交渉が求められる。

基地問題については、2016年12月、第4次厚木基地騒音訴訟最高裁判決が「睡眠妨害の被害は深刻で軽視できない」旨認定しながら、一審・二審が肯定した夜間飛行の差し止めを覆し、将来分の賠償も退け、世論から批判された。しかし、2016年11月の第二次普天間基地爆音訴訟（那覇地裁沖縄支部）、2017年2月の第三次嘉手納爆音訴訟（同）では、従来の損害額から増額させた判決が下されている。今後は、本年3月に結審した第二次新横田基地公害訴訟の判決も控えている状況である。

薬害では、ヤコブ訴訟は東京訴訟が2017年3月ですべて和解成立となったが、いわゆる子宮頸がんワクチン禍訴訟が2016年7月、全国4地裁で提起されている。

さらにリニア新幹線計画に対しては、2016年5月、リニア中央新幹線の沿線住民738名が工事実施計画の認可取消を求めて提訴した。

公害・薬害をめぐる多くの訴訟が闘われる中で、各団体が相互に情報交換し、助け合い、支え合う体制作りが求められるであろう。

第3 地球温暖化

産業革命以前（1850年以前）からの地球の平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとして、今世紀後半に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを明記するパリ協定が、2016年11月、発効した（いわゆるCOP22）。これは、合意から発効までに7年を要した京都議定書と比べると早期に発効したと評価されるべきである。

なお、パリ協定からの脱退を公言したトランプ米大統領政権の発足により、将来的にアメリカの脱退の可能性があるとの見方もあるが、現在の経済情勢からすれば、トランプ大統領の影響力は限定的とみるべきであり、今後は、そのような暴走を許さない取り組みが求められるというべきである。

第二 公害裁判の前進と課題

一 原発問題への取り組みと課題

福島原発事故の責任と被害を明らかにする判決を梃子に被害切り捨ての賠償枠組みを作り変え、各地の原発差止訴訟の勝訴につなげて、脱原発を目指す。

1. 福島原発事故による損害賠償等及び各地の原発再稼働の差止を巡る状況

(1) 福島原発事故による賠償、原状回復を巡る動き

福島原発事故から6年を経て、2017年3月末をもって、帰還困難区域以外のほぼ全ての地域について原災法に基づく政府等による避難指示が解除される。これに連動して、原賠法に基づく強制避難者への慰謝料の支払いが、1年の猶予をもって打ち切られる。同時に、17年3月末をもって、災害救助法に基づくいわゆる区域外避難者に対する住宅支援策が打ち切れようとしている。

(2) 原発再稼働を差し止める裁判の巡る動き

原発の稼働差止を求める裁判としては、大飯3・4号

機を巡る運転差止の判決（福井地裁・14年5月→名古屋高裁金沢支部で審理中）、高浜3・4号機の運転差止の仮処分（福井地裁・15年4月。但し、同年12月取消し）、高浜3・4号機の運転差止を認める仮処分（大津地裁・16年3月。大阪高裁で審理中）がある。また、川内原発1・2号機の運転差止仮処分は地裁（15年4月）、高裁（16年4月）でいずれも棄却されている。こうした中、高浜3・4号機の仮処分抗告審（大阪高裁）の決定が3月中にも予想されるところであり、また、大飯3・4号機の差止判決の控訴審（名古屋高裁金沢支部）においては、島崎邦彦東大地震研名誉教授の証人尋問が4月に予定されている。

2. 損害賠償と原状回復を求める訴訟の結審・判決の動向

こうした状況の中、福島原発事故を巡る原状回復や損害賠償請求を巡る裁判は、2017年に、結審・判決を連続的に迎えることとなる。

その概要を示すと以下のとおりである。

(1) 群馬訴訟

（提訴13年9月11日。17年3月17日判決）
45世帯137人（強制避難25世帯76人・自主的20世帯61人）
1人あたり一律1000万円の慰謝料請求

(2) 千葉訴訟

（提訴13年3月11日。17年9月22日判決）

18世帯、47名（強制避難15世帯38名、自主的2世帯5名、その他県内1世帯4名）
ふるさと喪失2000万円と避難慰謝料月額50万円＋個別損害も請求。

(3) 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 （提訴13年3月11日。17年3月21日 結審） 原告数約3800名。

・ 事故時の居住地における線量の原状回復、及びそれまでの月額5万円の慰謝料の一律請求（避難者も滞在者も）。
・ 主に浜通りを対象としてふるさと喪失慰謝料一

律 2000 万円
これらの一連の判決においては、国と東京電力の

過失に基づく責任と、原発事故による被害について
の損害認定が2つの大きな争点である。

3. 判決で明らかにされるべき国と東京電力の責任を巡る論点

(1) 国の規制権限不行使による国家賠償責任

裁判の争点は、国の「法的責任の有無」である。すなわち、被告国が原子炉等規制法・電気事業法に基づく規制権限を行使しなかった安全規制の怠りが、「著しく合理性を欠ける」ものとして違法とされ、国家賠償責任が認められるか否かである。

この点に関しては、論点としては、①いわゆる深層防護の第1層から第3層（設計基準事象レベル）において、福島第一原子力発電所の敷地を超える津波を予見し必要な防護措置を講じさせるべきであったのにこれを怠ったことの違法性、又は②シビアアクシデント対策（第4層、第5層）を怠ったことの違法性、などが問われている。各論点に関しては、そもそも経済産業大臣に規制権限があったのか否か、敷地高さを超える津波又は今回と同様の津波について予見可能性があったのか否か、仮に予見可能性があったとしてもその予見に基づいて事故の回避が可能であったのか否か、等が争われている。

(2) 民法 709 条の適用の有無と東京電力の過失責任の有無

多くの訴訟は、東京電力の過失責任を明らかにするために、民法 709 条に基づく請求も行っている。福島地裁本庁の生業訴訟においては、709 条責任を主位的に主張し、裁判所も東京電力の過失の有無も審理の対象とすると宣言しており（慰謝料算定の考慮要素に留まるかは明言されていない。）、前橋、千葉判決を含め、この点の判断も注目される。

なお、東京電力の過失については、2008 年に東京電力が「長期評価」に基づく津波推計によって敷地南側で敷地を 5.7m 超える津波の推計値を得たにもかかわらず、津波に対する防護措置を講じなかったことが最大の責任原因として判断されることになると思われる（この点は、勝俣会長、武藤・武黒両副社長など旧経営陣の強制起訴の根拠とされた対応である。なお、3月29日に刑事事件の第1回公判前整理手続きが予定されている。）。

4. 被害の実態を踏まえた損害賠償を巡る論点

損害論については、各地の裁判の原告が、強制的避難者、区域外（自主的）避難者、滞在者等によって分かれているという違いがあり、かつ、中間指針等によって、避難指示の有無やその期間などに応じて、東京電力から一定の賠償がなされている。また、各地の訴訟における原告側の請求の組み立て自体も、いくつかの類型に分かれているために、判決で示される判断の内容も、それぞれの判決で異なってくると思われる。ただし、全ての訴訟に共通する争点は、原賠審が定めた「中間指針等」による賠償基準が被害の実態に見合ったものといえるか否かという点である。

この点、中間指針等は、住民の被った精神的な苦痛

については、基本的に、原災法に基づく年間 20mSv を主な指標とした政府による避難指示の対象となり避難が強制された者のみを賠償の対象として、避難指示の対象とされなかったその余の地域については、妊婦・子ども等の例外を除いて損害自体を認めなかった。国は、訴訟においては、中間指針等が、原災法の避難指示のなかった地域について自主的避難等についての慰謝料の支払いを認めているのは、「被災者への政策的配慮」であるとして、通常の相当因果関係を超える賠償を行っているかのような主張を展開している。

判決では、原告の被害実態の認定がなされるとともに、その被害の態様を下にして、（既に一部の賠償を受

けている原告については既払い金の控除を通じて) 中間指針等による賠償水準が適正なものであったか否か

が判断されることとなる。

5. 連続する判決において獲得すべき課題

群馬訴訟及び千葉訴訟は、全ての原告についての個別立証がなされ、判決においても、原告ごとの個別の損害の認定が予想される。手厚い個別立証を行った両判決によって、被害の実態を踏まえ、中間指針の限界を大きく越える認容額が期待される場所である。

これに対して、生業訴訟は、3800名という多数の原告を抱えていることから、裁判所は、中間指針等が参

照した賠償枠組みの地域ごとに、原告個人の個性を考慮せずに、かつ中間指針を超えた損害があるか否かだけを判断の対象とすると言明している。その意味で、生業訴訟における判断は、中間指針等の賠償水準が、被害の実態に照らして適正なものであるか否かを直接的に判断することとなる。

6. 原発事故の被害救済を巡る高いレベルの判決の連続と運動の課題

(1) 全ての福島原発事故の被害者の救済を実現する枠組みを作ること

前橋、千葉の両判決、そして生業の判決、さらにそれに続く各地の避難者訴訟において高いレベルの判決を勝ち取ることによって、中間指針等による原発被害を切り捨てる枠組みの不合理性を明らかにすることが求められている。

そうした判決を踏まえ、福島県内外において、地域ごとに被害者が集団で裁判に立ちあがることによって、中間指針を実質的に空文化させることが必要である。その上で、被害実態を踏まえた判決の賠償水準に基づいて、国民の世論と政治の力を活用して、全ての被害者に十分な賠償を行う新しいシステムを作ることが目指される必要がある。

(2) 国と東京電力の責任を明らかにする判決を原発の稼働差止の力に

福島原発事故の損害賠償等の判決においては、国と東京電力が原発の安全管理においていかに杜撰な対応を行っていたか(国の規制が著しく不合理であったこと)が判断され、こうした判決が続くことによって、全国で闘われている原発の稼働差止を求める訴訟に大

きな影響を及ぼすことが期待される。

その意味で原状回復や損害賠償を求める訴訟と、原発の稼働の差止訴訟は、原発による被害や脅威からの自由を求める住民の闘いとして、車の両輪として位置づけることができるものである。

そして、その延長上に、将来に向けて原発のない日本を展望することができる。原発推進勢力の力は一見大きいようにもみえる。しかし、国民世論は依然として原発再稼働には批判的であり、新潟知事選挙などもそうした声の根強さを示している。原発事故による深刻な被害を見据え、そこから出発することによって、最終的には原発のない日本を展望することは、経済優先、効率優先で人の命や環境を後回しにする国の在り方を変えることにもつながることとなる。

原発事故によってもたらされた深刻な被害を無駄にしないためにも、力を合わせて2017年の正念場に向かい合いたい。

二 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 新規救済制度をめぐる（国レベル）

昨年度取組まれた全国公害患者の会連合会アンケートでも、未救済患者の多くが、今なお受診抑制、薬の節約を余儀なくされ、その結果、症状悪化、収入減からさらなる受診抑制への悪の連鎖が続いていることが明かにされている。

これに対し、本年公表された東京都福祉保健局アンケートでも、都救済制度の対象者についてみると制度実施の2008年度対比で、救急外来を受診する患者が何と3分の1近くまで減少しているとの救済制度の効果が実証されている。

以上の中で、国での救済制度創設が、焦眉の課題となっている。

この点で、全国公害患者の会連合会は、昨年8月の大会で、改めて国に対する医療費救済制度創設を求めたたかひに本格的に取組むことを決定した。

そして昨秋から、国での制度創設を求める国会請願署名をスタートさせ、すでに5万筆をこえる署名が集約されている。

これに対し、国（環境省）は、昨年の公害被害者総行動の交渉でも、①環境省の実施した健康影響調査でも大気汚染との関連は明確に出ておらず、②近年大気汚染も改善してきているので、制度を創設する状況にはない、との消極的答弁に終始している。

しかしこの点、この間の全国患者会、大気連と環境省の勉強会の中でも、①SORAプロジェクトで明確な関連が出ていることは当然として、もう一方のサーベイランス調査でも、検出力の高い統合解析において、解析をスタートした2008年（6歳児）から一貫してSPMとぜん息に有意な関連が認められている一方、②近年の汚染をどう評価するかは留保するとしても、例えば、都の救済制度の対象となった患者は、実は近年の発症ではなく、平均して1990年頃からの長期患者が多く、近年の汚染改善は制度創設を拒否する理由にはなりえないことを示して、環境省を追いつめている。

こうした点をパンフレットにもまとめて、国会議員への働きかけも強めているところであり、超党派の議連形成も含めて、これまでにない取組みが展開されつつある。

2 道路公害対策を求めて

(1) PM2.5・ディーゼル排ガス規制

2015年度のPM2.5汚染状況は、例えば、東京都の測定結果でみると、環境基準達成率は、自動車排ガス局（沿道）35局中21局が基準オーバー、一般局（非沿道）は、47局中7局が基準オーバーとなっている。

しかしこれはかろうじて環境基準のクリアした測定局が大半で、2013、2014年度と沿道局、非沿道局の大半で環境基準オーバーとなったこともあわせてみると、未だ汚染状況が改善したといえる状況にないことは明かである。

この点で具体的な対策が待ち望まれる中、ディーゼル車排ガス規制をめぐることは、状況の進展をみていない。

すなわち、一昨年（2014年）のフォルクスワーゲン社の不正ソフト問題の発覚を機に、国交省、環境省は、ディーゼル乗用車排ガス規制の「見直し検討会」を発足させ昨年1月（冬季）、8月（夏季）と路上走行試験を実施した。

これによれば、日産（エクストレイル）は規制値の11.7倍、トヨタ（ハイエース）は同じく12.7倍（冬季試験）という路上試験結果が出ており、夏季試験では、メーカー名非公表で、最大34倍との結果が発表されている。

これをふまえて、全国患者会、大気連で、国交省、環境省と、この間3度の交渉をもち、①認証試験において路上走行試験（メーカーの結果提出に加え、当局の追加試験も含めて）実施、②路上走行試験の規制値（台上試験規制値に対する比率）を、欧州並みの厳しい値で設定する、③使用過程車の抜き取り検査（実走行試験を含めて当局の追加試験も）の実施などの規制強化を求めているが、未だ明確な方向性は出されないままとなっており、さらなる追及が求められている。

(2) 自転車走行空間整備

昨年12月、議員立法によって自転車活用推進法が成立した。同法は、自転車活用の推進が、自動車への依存を脱却し、国民の健康推進につながるのと立

場から、走行空間整備、パーキングメーター指定の見直し、政府・自治体による「自転車活用推進計画」の策定などを定めている。

川崎、東京などの道路連絡会では、この間自転車走行空間整備と、自転車ネットワーク計画の策定をめぐって攻防が展開されているが、新たに成立した同法を大いに活用しながらのさらなる前進が求められている。

3 今後の課題

(1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐっては、ロードプライシング、車線削減問題、PM2.5・ディーゼ

ル規制問題での取組みを重視しつつ、自転車道整備、東京での大型車走行規制をはじめとした課題への取組みも重要である。

(2) 新たな救済制度を求めるたたかいでは、何としても早期に国レベルでの制度実現への展望を切り開くことが求められている。

(3) また、大気汚染被害者の命綱と言うべき公健法の財源問題を引き続き重視して取り組む必要があり、この際、今なお新たな被害者が出ている事実を全面に出して、新たな救済制度を求めるたたかいと連動して取り組むことが重要である。

三 道路公害裁判の前進と課題

(1) 道路公害裁判について

東京外郭環状道路（練馬区内青梅街道インターチェンジ）では事業認定取消訴訟、東京都市計画道路外環の2では、計画無効訴訟（武蔵野）と事業認定取消（練馬）、都市計画道路板橋大山26号線、同北区志茂86号線、同世田谷23号線、同小平3・2・8号線で司法の場での取組みが進められている。

(2) 道路行政の転換を求める世論の合流を

安倍自公政権は、「アベノミクス」の「三本の矢」（金融緩和、財政出動、成長戦略）の方針を掲げ、2013年12月には、「国土強靱化基本法」を成立させた。同政権は、「国土強靱化」と「国際競争力強化」、さらには東京オリンピック（2020年）を口実に、大都市圏の環状道路などの大型公共事業予算増額をはじめとした、時代逆行の路線を推進している。2017年度予算においても、国土交通省の公共事業費関係費は16%増、効率的物流ネットワークの強化の名による東京外環道や圏央道の道路整備等の予算25%増などとなっている。また、民主党政権下で休止・縮小していた大型公共事業を復

活させている。

司法の場では、行政裁量を優先して住民の請求を斥ける判決が続いてきたが、この根底には、公共事業＝国益＝公益であるという志向がある。

しかし、今、安倍自公政権が様々な分野で見せる強権的な姿勢には、国民的な懸念と批判が高まり、市民と野党の共同は、戦後初めて国政選挙での選挙協力が実現し成果を生むところまで発展している。各地での運動を進めながら、こうした懸念と批判と広く合流し、無駄で有害な道路建設の根源にある「公共事業＝国益＝公益」と行政裁量を優先する政治と司法の転換を求めていく。

四 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

大統領選挙中、駐留費の相応の負担増がなければ在日米軍撤退も辞さないと思われていたドナルド・トランプ候補が、大方の予測に反して米大統領選に勝利し、第45代大統領に就任した。しかし、蓋を開けてみれば、在日米軍撤退の話などどこ吹く風で、名護市辺野古の海兵隊新基地工事や東村高江のヘリパッド新設工事は着々と進められ、就任直後の米国防長官が来日して日米（軍事）同盟の強固さを内外にアピールすることに躍起になった。

辺野古や高江の反対運動に対するネガティブキャンペーンは、一部マスコミを巻き込んでエスカレートしている状況もあり、中には文字通りのデマニュースの類まで流布されることもある。

12月13日には、普天間基地に配備されているMV-22オスプレイが沖縄県名護市安部の浅瀬に「不時着」して大破する重大事故が発生した。国内配備以来初めての重大事故により、地元住民はもちろん、オスプレイ配備、訓練が予定されている全国各地域の住民にとっても、オスプレイの事故は現実的な恐怖となっている。夜間の空中給油中の事故という、必ずしも過酷な状況とは思われない中で生じた事故であったことに加え、事故原因の究明を後回しにして、事故後わずか6日後には飛行を再開したこと、日本の捜査機関は事故原因の調査よりも周辺の警備強化に当たるといった本末転倒な対応に終始していたことなど、異常な事態が続いた。

こうした社会的背景は、本来国防の重要性が強調されるのであれば、基地周辺の被害軽減のため対策の必要性もより一層強調されなければならないはずであるのに、逆にそうしたことはおざなりで、しかも、被害軽減には結びつかない「周辺対策」と称する環境整備などに税金が投入される程度で、むしろ、基地被害者とそれ以外との間の「分断と対立」をおおることにつながりかねない。

2 基地騒音裁判の動き

基地騒音裁判については、一定の前進を見た一方で、後退とも言える司法の限界が示された。

11月17日に那覇地裁沖縄支部で言い渡された第2次普天間訴訟判決は、基地の軍用機による騒音や低周波音による被害について、睡眠妨害や日常生活妨害などにとどまらず、高血圧症発症のリスクが高まる「健康上の悪影響」にまで踏み込んだ判断を示し、賠償額も75W地域で月額7,000円、80W地域で13,000円と、過去最高水準の賠償を命じた。

また、本年2月23日に同じ那覇地裁沖縄支部で言い渡された第3次嘉手納訴訟判決でも、第2次普天間の判決が踏襲され、普天間より騒音レベルの深刻な85W地域で月額19,000円、90W地域で25,000円、95W以上の地域では35,000円の賠償を命じ、賠償総額は300億円を超えるものとなった。しかし、両訴訟とも被害の根源である飛行差止めは認められず（国に対する請求は第三者行為論によって、米国に対する請求は主権免除論によって）、将来にわたる損害賠償請求も認められていない。過去賠償のみによる救済という枠組みはいまだ突破できていないのが実情である。

第4次厚木訴訟では、地裁、高裁と行政訴訟による2016（平成28）年12月末までの自衛隊機の飛行差止めと将来にわたる賠償を命じたものの、12月8日の最高裁判決は基地の公共性・公益性を前面に出して、被害住民の請求を斥けた。深刻な被害については高裁の認定を前提としながら、一般論的な公共性・公益性によって被害継続を黙認する態度に出たもので、この点については看過しがたい後退であると言わざるを得ない。

なお、賠償額について、沖縄の2つの基地訴訟と本土のそれとの間には格差が生じている状況であり、先日（3月1日）結審した第2次横田訴訟の判決が注目される。

3 今後の展望

第2次横田訴訟は提訴から4年弱で結審となり、早ければこの夏にも地裁判決が言い渡される可能性もある。第3次嘉手納も、原告数2万2000人以上の大量訴訟であったにもかかわらず、地裁での審理期間は5年余りであり、基地騒音裁判の審理はおおむねペースアップの傾向にある。このこと自体は救済を早めるという意味で望ましいことではあるが、拙速であっては意味

がない。獲得目標を持って臨むべきことはもちろんである。

最高裁判決により判決が確定した厚木では、すでに第5次訴訟の提訴を視野に準備に入っている。岩国、第2次普天間、第3次嘉手納の各訴訟は控訴審に進ん

でいるが、差止請求も将来請求が認められていないだけに、このままではいずれ次の訴訟に進まざるを得ない。こうした循環・連鎖を突破するために、新たに結成された全国基地爆音訴訟弁護団連絡会を通じて、叡智を結集したい。

五 海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と川は、戦後、人の一生にもみたくないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出したら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると認識されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議では、国際社会が2020年までに生物多様性保全のための実効性のある緊急行動を起こすことを求める新たな戦略目標が採択された。日本は戦略目標が採択された締約国会議の開催国として、率先して行動を起こす義務を国際社会に対して負っている。

この間、2009年に誕生した民主党政権は、大規模公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表

明し、大規模公共事業のあり方を見直し、これまで行われた大規模公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げ、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。こうした公約には、われわれの長年にわたる戦いの成果が反映している。

このような状況のなか、われわれは、川辺川ダムの政府による休止表明を勝ち取り、荒瀬ダムは紆余曲折を経て撤去工事が始まった。荒瀬ダム撤去工事開始後、自然は驚異的な復元力を発揮し、われわれに自然復元の希望を与えている。

他方、民主党政権が掲げた大規模公共事業見直し政策は、大規模公共事業推進勢力の巻き返しの前に次第に後退させられた。ダム建設による自然破壊の象徴の一つである八ッ場ダムは建設再開が決定され、2010年12月に確定した諫早湾干拓事業潮受堤防の開門を求める福岡高裁判決は、国による徹底したサボタージュと、開門阻止派の提起した開門阻止訴訟で馴れ合い的な対応をして開門阻止仮処分決定を導き出すような状況のなか、2013年12月の履行期限が経過した今日でも開門義務は履行されず、国が確定判決を履行せず、間接強制を命じられるという憲政史上初の異常事態が継続したままである。

そして現在、安倍内閣は、公共事業推進政策を掲げ、ふたたび公共事業による海と川の破壊の歴史を繰り返そうとしている。沖縄県においては基地のない沖縄を願うオール沖縄による県民の意思を踏みにじり、生物多様性の宝庫である辺野古の珊瑚礁の海を埋め立てて新たな米軍基地を建設しようとしている。

わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。これまで、海と川の破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら進められてきた。わたしたちは、安倍

内閣の公共事業推進政策に警戒しつつ、こうした戦いを着実に前進させ、海と川を破壊するあらゆる戦線において、破壊から保全、再生への転換を実現していかなければならない。

六 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概略

水俣病をめぐる闘いは、政府が、いわゆる水俣病特措法（正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請期限を平成24年7月末で打ち切った後、新たな闘いの土俵に移った。

いわゆる水俣病第三次訴訟における1996年5月22日の政府解決策を踏まえた和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び、熊本県を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ（いわゆる1次）国賠訴訟が司法救済制度による解決方式の構築を求めて提起された結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解が成立した。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病特措法を2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始した。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ多くの水俣病被害者が取り残されており、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題が取り残されたまま、環境省は2012年7月末で申請期限を打ち切った。2012年7月31日時点での水俣病特措法への申請者数は、熊本・鹿児島・新潟3県合計で65,151名に上っている（内訳は、熊本県42,961名、鹿児島県20,082名、新潟県2,108名、2012年8月30日毎日新聞）。

このため、2013年6月20日、水俣病被害者48名は、

チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した（ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟）。

本訴訟は、チッソ、国、及び、熊本県を被告として慰謝料等450万円を請求するものであるが、訴訟を通じて目指すのは、「司法救済制度」の確立により、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2017年3月17日現在、すでに熊本地裁では第10陣まで終え、熊本、東京、近畿の原告数は合計1,404名に達しており（熊本1,224名、大阪113名、東京67名）、2017年3月にも熊本で第11陣追加提訴を行う予定である。

一方で、2つ以上の症状組み合わせをを求めるいわゆる昭和52年判断条件をめぐっては、2013年4月16日、最高裁判所が、事案ごとに全証拠を総合的に検討して検討し、昭和52年判断条件に該当しない場合であっても水俣病と認定する余地があるとして、感覚障害しかない原告勝訴の判決を下した。その後、2013年10月25日には、国の公害健康被害補償不服審査会も上記最高裁判決を踏襲して感覚障害だけの患者を逆転認定する裁決を下したが、環境省は、2014年3月7日付けで、判断基準自体は見直さず、症状の組み合わせがない場合の総合的検討の在り方を整理するにとどめる通達を発し、被害者団体からは一斉に抗議が上がった。

2016年5月1日で公式確認から60年を迎えた水俣病問題は、未だ多くの被害者が取り残されていることが明らかになり、さらに闘いは継続する。

2 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起

(1) 司法救済制度の確立を求めて

ア 司法救済制度とは何か

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。

現在、熊本地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（以下「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」という）は、未救済被害者のための制度構築として「司法救済制度」の実現を目的とするものである。

司法救済制度とは、「誰を水俣病被害者と認めるか」、「水俣病被害者に対していかなる補償をするか」の判断を裁判所が行う制度である。これまで、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟からは「司法救済制度」と呼ばれてきた。

この構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに対する被害者の拒絶感にある。すなわち、これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘され断罪してきた。直近の最高裁による司法判断が、2013年4月16日の水俣病認定義務づけ訴訟（いわゆる溝口訴訟）最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしないう行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法を司るのはあくまで行政（環境省）であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが極めて高い。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定

審査会のデータを分析した結果、52年判断条件に合致する944名中205人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるよう、まさに恒久的な制度である必要がある。

イ 司法救済制度の手順

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、原告ら水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければならない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。この基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査を進める。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

ウ 司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイ

メージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

しかし、①の点は、現在、補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数（患者数7200人）を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになると考えられる。

次に、②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

さらに、③の点は、薬害スモンのほか、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

最後に、④の点についても、水俣病患者のためにその生涯を捧げた原田正純医師（2012年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下での平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈していた。原爆症認定訴訟において、国（厚労省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

水俣病被害者救済については、これまで何度も判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終わっていない（馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっていない」のではなく「終わらせない」、『水俣病裁判と原田正純医師』、花伝社、2013年）。こうした現実を直視したとき、司法救済制度こそがもっとも現実的な解決策であり、これを支持する世論を形成していくことは十分可能である。

(2) 患者掘り起こし

水俣病訴訟においては、医師団やスタッフの患者掘り起こし運動と一体となった活動が必須である。

かつて、水俣病第三次訴訟では、民医連を中心として全国の医療スタッフに呼び掛け、1000人大検診が追求された。

その後、いわゆる水俣病特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。

また、特措法打ち切りを目前に控えた2012年6月24日、不知火患者会が中心となって水俣病一斉検診が実施されたが（住民健康調査実行委員会・藤野紘委員長）、そこでは、1396名中88パーセントに水俣病特有の症状である四肢抹消の感覚障害（手足の先端のほうで触覚や痛覚などの感覚が鈍る症状）が見られたと指摘されている。

そして、2014年11月22日から23日にかけて、医師120名、スタッフ250名規模で、447名の大検診を実施し、428名に水俣病の症状が認められた。

直近では、2015年10月31日から11月1日にかけて、いわゆる水俣病特措法の対象地域外である天草市河浦町宮野河内地区で住民108名を対象に健康調査を実施した結果、75%にあたる82名に四肢末梢優位の感覚障害の所見が見られたとする調査結果を発表している。

このように、多大なる医師や看護師、スタッフの協力により、今後とも、水俣病被害者の実態把握を解明する動きが継続している。

3 環境省の動き

環境省は、多くの患者会の猛反発を受けながら、2012年7月31日付けで、いわゆる「水俣病特措法」の申請を打ち切った。この打ち切りは、同法第7条2項で「救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定」と規定されていることを逆手に取り「立法府の判断は重い」（細野豪志環境相・当時）との建前論で、2013年4月末で対象者確定を終えるとして押し切ったものであるが、不知火海沿岸の住民健康調査も実施されない中で、「あとう限りの救済」が実現していないのは誰の目にも明らかであった。

その上で、政府は、2013年秋、熊本で実施された第33回「豊かな海づくり大会」（水産資源の維持培養や海域環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年以降、毎年全国各地を巡りながら開催されている農林

水産省が中心となって行われる行事)において水俣の海の再生をアピールし、国外的には、2013年10月に熊本市において国連の水銀削減に関する水俣条約締結会議を開催して、水俣病問題解決の世論作りをアピールしようとした。

しかし、多くの水俣病被害者が取り残されている現実と新たな訴訟の継続、昭和52年判断条件を事実上否定する最高裁判決とその後も昭和52年判断条件の見直しを否定する政府に対する被害者団体からの反発により、環境省の策動は完全に破たんしている。

水俣病問題は、常に、「客観的に存在する広大かつ重篤な被害」を加害者側(政府・熊本県・チッソ)らが「小さく」見せようと躍起になった結果、いつまでも解決を見ない歴史が繰り返されてきたが、政府は、今回も歴史に学ばず大罪を繰り返したのである。

とりわけ、環境省が2014年3月7日付けで発した公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討に関する通知は、2013年4月16日の最高裁判決において総合的検討の重要性が指摘されたことを受け、1年にわたって検討された結果であった。

しかし、同通知は、症状の組み合わせがなく感覚障害だけでも認定可能とする一方、水俣病の症状は、「メチル水銀の「ばく露が停止してから長くとも1年程度まで」に発症するとし、これを超えてからの発症については、メチル水銀ばく露との因果関係がないとして切り捨てることとした。2004(平成16)年の水俣病関西訴訟最高裁判決が是認した大阪高裁判決は、魚介類の摂取を中止してから4年程度のいわゆる遅発性水俣病の存在を認めている。同判決が遅発性水俣病の発症時期を限定的にとらえている点で妥当ではないのであるが、同通知は、同最高裁判決にすら抵触するものである。

また、同通知は、中央公害対策審議会答申(1991年)を踏まえ、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなっている」としているが、今後認定審査を受ける者が昭和45年までの発症を証明することは、カルテの保存期間等を考慮すれば、事実上不可能であるし、さらに、2013年4月16日の水俣病義務づけ訴訟最高裁判決で勝訴した原告すら認定されない結果となり、その不当性は明らかである。

結局、同通知は、症状の要件を緩和したかのようなポーズを取りながら、因果関係の審査で厳しく絞り込

むことで、水俣病患者切り捨て政策を継続する意思表示といわざるを得ない。

報道においても、「(同通知は)最高裁判決と表現は類似しながら、『これまで間違いはなかった』『審査の根本は変えない』という国の表明とも受け取れる」ものであり、「水俣病問題の混迷はさらに深まった、と言うしかない」と評される代物である(熊本日々新聞2014年3月8日社説)。

4 熊本県の動き

熊本県は、2013年10月25日、国の公害健康被害補償不服審査会が同年4月16日の最高裁判決に沿った逆転裁決をして以降、「国の二つの機関において判断が食い違い、考え方が整理されていない」として環境省を批判し、そのような状況が続くのであれば、国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を返上し、国の臨時水俣病認定審査会(以下「臨水審」という)で代行する意向を示すとともに、公健法の補償制度を検証するよう求めていた。

しかし、そもそも上記通知のもとで臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはならない。

また、「公健法に基づく補償制度の検討」について、報道では、熊本県側は水面下での交渉で一時、新たな等級を設けるなど救済枠を広げる補償体系を要望していたとされているが、環境省は現在の枠組みを基本的には変更しない方針であるとされている(2015年2月18日付け西日本新聞)。

熊本県の姿勢は、報道からも「国がかたくなな姿勢を変えないのであれば、県が単独でも調査を実施し、そこで得られた事実を国に突きつけ、あるべき救済制度を提言すべきでないか。弥縫策の繰り返しにピリオドを打つためにも、県がさらに一步踏み込み、問題解決への主体的姿勢を示して欲しい」と指摘されている(熊本日々新聞2014年1月13日朝刊)。

5 チッソの動き

水俣病の原因企業であるチッソは、チッソ分社化と税制優遇措置を獲得するために、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、これ

は水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している（2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣（当時）はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、同4月1日から事業を開始した。今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるという状況である。

なお、環境大臣の許可の前提となる「救済の終了」の捉え方について、2014年5月9日の時点において、石原環境大臣（当時）は「どう考えても救済の終了という時期ではない」と発言している。

しかし、全ての水俣病被害者への賠償義務を負うチッソが、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を始め、公健法上の認定申請者が多数取り残されている状態で分社化を実行することが許されないことはいうまでもない。

6 水俣条約を巡る動き

2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針が確認された。

これを受け、2013年1月19日、ジュネーブ（スイス）

での第5回会議で、水銀を用いた製品や輸出入を原則禁止し、大気や土壌への水銀排出を削減、金採掘現場での使用の削減等を謳った「水銀に関する水俣条約」につき、2013年10月、熊本市及び水俣市で採択・署名会議が開かれた。

2013年10月10日に熊本市内で開催された採択会議で水俣条約は成立し、国連は2016年までの発効を目指しているが、条約の発効には50ヶ国の批准が必要とされているところ、アメリカが第1号の締結国となった後、2年ほど遅れた2016年2月2日、政府はようやく23番目の締結国となる旨の閣議決定を行った。国内的には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の成立となる。しかし、同条約によっても「（水銀）輸入国の書面同意があれば輸出可能」との規程に基づき、我が国から外国への輸出は可能とされている。この点は報道においても、「環境省は、『日本の水銀が使われることで、輸出先での新たな（水銀）採掘防止につながる』という。現地で健康被害を起こし、国際市場に流れる可能性があるのに、その役割をなぜ日本が果たすのか。水俣病経験国の対応として大きな課題を残した」と日反されている（熊本日新聞平成28年2月3日朝刊）。

* ノーモア・ミナマタ訴訟の顛末については、『ノーモア・ミナマタ訴訟たたかひの軌跡』（日本評論社、2012年）を参照されたい。

七 地球温暖化のたたかいの前進と課題

パリ協定始動、問われる日本の姿勢

COP21 から COP22

2016年11月にモロッコ・マラケシュでCOP22（国連気候変動枠組条約第22回締約国会議）が開催され、政府代表団、NGO、メディアなど約2万2,500人が参加した。約1年前の2015年12月、フランス・パリで開かれたCOP21で「パリ協定」が採択された。合意から1年足らずの2016年11月4日に、パリ協定は、世界の排出量の55%をカバーする55カ国の批准という発効条件を満たして発効し、11月7日から開催されたCOP22で、パリ協定の第1回締約国会合（CMA1）が開かれた。京都議定書が合意から発効まで7年以上かかったことを考えれば、驚くべき早さと言ってよい。

COP22は、パリ協定の第1回締約国会合が開催され、その歩みを開始することになったことで、歴史的なCOPになった。

パリ協定とは

パリ協定は、工業化前（1850年頃）からの地球の平均気温の上昇を2℃を十分に下回る水準にすることを目的とし、1.5℃に抑制するよう努力するとしている。そして、そのために今世紀後半に、温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを明記している。このことは、今世紀中に化石燃料を使わない脱炭素社会を創らなければならないことを意味している。現在の世界のエネルギー源が、その多くを化石燃料に依存していることを考えれば、産業革命に匹敵する、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー革命が必要なことを意味している。

パリ協定は、先進国だけの削減目標を定めた京都議定書と異なり、途上国も含めたすべての国に削減目標や削減行動を策定し、国内措置をとる義務があるとしている。すでに189カ国（気候変動枠組条約の締約国の96%）が目標を提出しているが、こうした各国の削減目標や削減行動を足し合わせても2℃目標には足りず、「2℃目標」との間には、大きなギャップがある。そのため、パリ協定は、各国から提出される目標や対

策を5年ごとに、パリ協定の目的・目標に沿っているかを評価することになっており、締約国は、再提出することになっている。5年ごとの新たな削減目標は、それまでのその国の目標を超えるものでなければならず（後退禁止）、その国ができる最も高い削減水準でなければならないとされている。

COP22 の成果と課題

パリ協定は発効したが、その運用ルールはまだほとんど決まっていない。パリ協定がその目的を達成するためには、実効的な運用ルールを作っていくことが重要である。そのため、COP22の最大の課題は、運用ルールを策定・合意する作業スケジュールを決めることであった。2週間の交渉の結果、パリ協定の運用ルールづくりを、2018年までに終了することが決まった。京都議定書は、運用ルールの合意までに4年かかった。今回のパリ協定は、途上国を含めたすべての国が参加する運用ルールに合意しなければならず、利害関係もはるかに複雑で、それに2年間で合意するというのは、極めて野心的なスケジュールである。

パリ協定の早期発効が意味するもの

パリ協定は「協定」という名称であるが、気候変動枠組条約や京都議定書と同じ法的拘束力がある国際条約である。気候変動枠組条約が「親条約」、パリ協定や京都議定書が「子条約」の関係にある。「親条約」である気候変動枠組条約を批准している国の数は197（196カ国とEU）で、「子条約」であるパリ協定を批准している国の数は2017年3月12日の時点で134カ国・地域に達している。

パリ協定が短期間で発効に至った契機となったのは、2016年9月にオバマ米大統領と習近平中国国家主席の米中2トップ（温室効果ガスの排出量で中国が1位でアメリカが2位）がそろって、パリ協定を批准することを発表したことである。世界の温室効果ガス排出量の約4割を占める2つの大国が批准を発表した影響は

絶大で、インド、カナダ、EUがこれに続いた。EUは通常、加盟国（28カ国。イギリスが抜けると27カ国）の国内手続きが完了してから、揃って批准する手続きを取るが、パリ協定の早期発効が想定されたことから、急遽、国内手続きが完了していたフランス、ドイツなどの一部の加盟国とEUが批准するという「特別対応」をとり、パリ協定の第1回締約国会合に締約国として参加した。

これに対し、日本がパリ協定を批准したのはCOP22の会期2日目の11月8日で、103番目である。パリ協定の規定では、批准してから30日後に締約国として認められることになっているため、11月15日に開催されたパリ協定第1回締約国会合には間に合わず、日本は締約国としてではなく、議決権のない「オブザーバー」としての参加となった。世界5位の排出国でありながら、気候変動問題に取り組む姿勢が消極的であるという印象を世界に与える結果となった。

進む「再生可能エネルギー 100%」や脱化石燃料の取り組み

今世紀中に脱炭素社会を実現するためには、エネルギー源を化石燃料から100%再生可能エネルギーに転換することが必要である。国家レベルでは、48カ国の気候脆弱国連合が2030～2050年に再エネ100%を実現すると発表するなど、すでに世界の4分1の国が再エネ100%を目標として掲げている。

経済界でも、「再生可能エネルギー 100%」をグローバル規模で実現することをめざす国際イニシアティブ「RE100」に参加する企業が87社にのぼり、イケアやアップル、フェイスブック、P&G、ゴールドマン・サックス・グループなど様々な分野の有名企業が名を連ねている。

化石燃料への投資から撤退するダイベストメントの動きも急速に広がっている。ダイベストメントへの確約は、すでに76カ国688機関に達し、これには世界的な銀行やワシントンDC、ベルリンやシドニーなどの自治体も含まれている。

トランプ政権誕生の影響は

COP22の二日目の朝、トランプ米大統領の誕生という、衝撃的なニュースがCOP22の会場に届いた。トランプ氏は、地球温暖化は「ちょっと天気が良かっただけ」だとか、「地球温暖化問題は、中国がでっち上げたデマ

だ」だとか放言し、パリ協定からの脱退も公言してきた。

しかし、パリ協定はすでに発効しているので、トランプ政権がパリ協定からの脱退を通告できるのは3年後、脱退できるのはそれから1年後である。親条約である気候変動枠組条約を脱退すれば、1年でパリ協定から脱退できるが、そうするとアメリカ抜きで、世界のエネルギー政策に重大な影響を与える、パリ協定の運用ルールが決まってしまうことになる。おそらく、それはアメリカの産業界も望んでいない。

2001年にジョージ・W・ブッシュ大統領が出現し、京都議定書交渉から離脱した。しかし、当時と比べてトランプ大統領の影響は限定的だと思われる。2001年に比べると、中国やインドやブラジルなどの新興国の発言力が増し、アメリカの発言力は低下している。また、再生可能エネルギーの爆発的な普及、省エネ技術の進展、省エネ製品の普及など、世界は脱炭素社会に向けて、すでに舵を切ってしまうっており、この流れは止まらない。さらに、アメリカは州の力が強く、大統領といえども各州の政策に介入することは困難である。

日本の課題

日本は世界5位の主要な排出国で、歴史的な累積排出量でも6番目である。その意味では、日本は気候変動問題の「加害者」である。

しかし、日本の削減目標は、2020年に1990年比で5.8%増、2030年に2013年比で26%削減（1990年比で18%削減）という先進国では最低レベルである。

日本国内では、現在45基（計2171.1万kw）の石炭火力の建設計画がある。もし、これらが建設されてしまうと、パリ協定の目標など到底達成不可能である。

日本政府は、原発や石炭を「ベースロード電源」として温存・優遇する政策をとっているが、こうしたエネルギー政策は抜本的に改定される必要がある。

市民の参加が問題解決の鍵

これまで気候変動問題に関する国際交渉が進展してきたのは、IPCCに代表される科学と市民の関心の高さである。科学に裏付けられた交渉は大きく後退することはなく、また市民の関心の高さが交渉を前進させてきた。この点は公害問題と同じである。

気候変動問題は、私たちが子や孫などの将来世代の生存に関わる問題である。パリ協定の確実な実施こそ、私たち世代の責務だと思う。

八 アスベスト訴訟の前進と課題

1 建設アスベスト訴訟をはじめとする裁判の前進と課題

(1) 建設アスベスト訴訟の全国的な闘い

全国6地域で闘っている建設アスベスト訴訟は、2012年12月5日の首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁判決、2014年11月7日の九州建設アスベスト訴訟・福岡地裁判決に続き、2016年1月22日、関西建設アスベスト訴訟・大阪地裁判決が三度国の責任を認め、同年同月29日、同訴訟・京都地裁判決が四度国の責任を認めると共に、初めて建材企業の責任を認める画期的な判断を示した。さらに、2017年2月14日、北海道建設アスベスト訴訟・札幌地裁判決が5度目の国の責任を認めた。

もはや国の責任を認める司法判断は確定的となり、建材企業も全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなった。司法も世論も、国が中心となって建材企業などと共に一人親方を含めた被害者の救済制度の創設に動き出すことを求めている。今後は全国の高裁・地裁での裁判闘争と並行して、早期の政治解決を追及していく。

(2) 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。かかる最高裁判決基準に基づき、全国で110件余（被害者単位、うち泉南地域の3陣訴訟が約30件）の国賠訴訟が提起され、2017年2月までに60件弱の和解が成立している。泉南地域の被害者を1人残らず救済すべく、引き続き被害を掘り起こしつつ、国に適切な方法による周知徹底を求めている。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。

(3) アスベスト被害救済訴訟の概況

2005年のクボタショック以降提起されたアスベスト被害救済訴訟は全国で約90件に上る。企業の安全配慮義務違反を認める裁判例が続いており、訴訟上の和解も多いが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。訴訟外の和解においても相当数が解決している。

クボタショック後に提起された石綿肺がん行政訴訟は9件連続で国が敗訴しており、個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の見直しが急務である。

学校アスベスト被害に関しては、さいたま地裁が全国初の公務災害認定を認める一方、名古屋地裁が労災認定を否定した。多くの被害者が労災・公災と認定されず適正な補償を受けられていない可能性がある。

2 アスベスト被害の救済に向けた闘い

2016年3月には石綿救済法施行から10年を迎えた。石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認し、国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。早急に抜本的改正が必要である。

アスベスト建材が使用された280万棟もの建物の解体が一齐にピークを迎える中、全国的にずさんな解体工事は後を絶たない。震災の復旧工事に伴うアスベスト飛散も懸念されている。このままでは新たな曝露による被害発生が避けられず、建物解体時や災害時を想定した規制の強化が急務である。建物解体改修時のアスベスト飛散は、建設作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が必要である。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに福島第一原発事故の被害救済と脱原発、アスベストなど新たな課題への取り組みの強化を——

1 司法の後退を許さず公害被害者に早期救済を

東日本大震災から6年となったが、ふるさとを離れて避難先で暮らす人はまだ約12万3000人、東京電力福島第一原発事故のために国の避難指示を受けている被害者が約5万6000人もいる。ところが、安倍政権は、帰還困難区域を除いて避難指示を広範囲に解除して、東京オリンピックに向けて復興をアピールしている。しかし、山林等の除染は殆どなされず、原発事故前より高い放射線量に対する住民の不安は払拭されず、若い人を中心に帰還が一向に進まないのが現状である。それにもかかわらず、「住宅支援」の打ち切りや東電の賠償拒否など被害住民の切り捨てが画策されている。

一方、長年の国策によって社会に膨大な量がストックされたままのアスベストの被害についても、建設労働者等を中心に多くの被害者が救済されていない。水俣病の被害者も60年を経過した現在、なお熊本、鹿児島、新潟を中心に全国各地に数多く被害者が未救済のまま放置されている。国は、能う限りの被害者救済を掲げて成立させた特措法の適用を短期間で打ち切ってしまった。

さらに、国は、都市部ではPM2.5の環境基準が達成されておらず、今なお新たな喘息等の患者が出ているにもかかわらず、被害者に対する医療費の助成すら行おうとしていない。現政権下では道路等の大型公共事業が次々と復活し、継続事業も前倒しで加速され、さらに民間の単独事業であるリニア中央新幹線に財政投融资3兆円が投入される。一方国は、税金から間接強制金を支払続けていながらも、確定判決で決まった諫早湾の潮受け堤防の開門をしようとしなない。さらに、首相の妻が名誉校長となった森本学園に対し通常の1割程度の価格で国有地が払い下げられたことが明らかとなって、国会で大問題となっている。

このような公害・環境をめぐる情勢の悪化を見るとき、公害被害者の救済やその維持のためには、被害者・

支援者・専門家らと連携した不断の闘いをより一層充実・発展させる必要がある。

2 福島第一原発事故の被害救済と脱原発にむけての取り組み

現在、福島第一原発事故の損害賠償を求める集団訴訟が全国で約30提起されている。そのトップを切って3月17日前橋地裁の群馬訴訟一審判決がなされ、国に規制権限不行使の責任が認められ、原賠法の責任のみに止まった東京電力と同じ額の賠償が命じられた。全国各地の訴訟で国と東京電力は、一貫して予見できない自然災害によるものだとして争ってきただけに、先ずはその責任を明確に認めさせることが単に損害賠償のみならず原発被害全体を解決させるうえで極めて重要である。ただ半数以上の原告が損害賠償を認められず、その額も低かったことが今後の課題となった。最初の判決だけに、検討不足が危惧される面もある。これから1月31日に千葉訴訟、3月21日に福島地裁の生業訴訟が結審となり、その後も9月22日の千葉訴訟の判決、同月29日の京都訴訟の結審、10月11日のいわき避難者訴訟の結審、さらに東京地裁の首都圏訴訟の結審と続々と予定が入っている。いかに群馬訴訟が切り開いた国賠勝訴の流れを引き継ぎ、さらに多くの原告の被害救済と賠償増額を勝ち取っていけるか、昨年結成された原発被害者訴訟原告団全国連絡会と全国弁護団連絡会、日本環境会議とともに3年にもわたって実施してきたJEC原賠研を中心に知識と情報と運動の交流をさらに一層強めていくことが重要である。そのうえ、政府の強引な帰還政策により進められている被害切り捨てに反対する運動も総行動実行委員会に集う公害被害者などと協力し、国会議員にも働きかけて強力に進めていく必要がある。

また、福島第一原発の大事故にもかかわらず政府が進めている原発再稼働に反対する脱原発の訴訟や仮処

分では、昨年大津地裁で運転禁止が認められた高浜3,4号機に対する大阪高裁の保全抗告審が注目される。また、福岡地裁の玄海原発訴訟では一昨年原告が目標の1万人を突破し、川内原発訴訟とともに粘り強い闘いが継続されている。この脱原発の訴訟は、全国の脱原発の原告、支援者と共闘するのはもちろんのこと、原発事故の損害賠償訴訟の原告らとも一層協力を強化することが重要である。

3 アスベスト被害の救済や防止に向けての取り組み

東京地裁の首都圏建設アスベストの一審判決以来、福岡、大阪、京都、そして昨年の札幌地裁の北海道建設アスベスト訴訟と5度にわたって国の責任を認める判決を勝ち取り、もはや国の責任を認める司法判断は確定的となった。3月14日にいよいよ東京高裁で神奈川建設アスベスト訴訟が結審となったが、これからは京都訴訟で画期的判決を取った建材企業の責任、さらに一人親方の責任を認めさせるべく一層の闘いが進めることが求められる。公害弁連もじん肺・アスベスト弁連との協力を強化して、原発と並ぶ中心課題として取り組んでいく必要がある。

また、アスベストの被害は、過去の被害に止まらず、社会全体に膨大なアスベストがストックされており、これからピークを迎えると言われるアスベスト建材を使用した建物の解体工事に伴う新たな被害の発生を防止する対策も急務となっている。

4 基地騒音、大型公共事業、道路等の差止めを目指す取り組みの強化を

第4次厚木基地爆音訴訟では、一審の東京地裁、二審の東京高裁でともに行政訴訟で自衛隊機の夜間早期飛行等の差止めを認める画期的判決がなされた。

さらに、東京高裁判決では、新横田基地高裁判決で認められたのち最高裁で破棄された将来請求についても、認容期間をさらに広げる形で認めた。ところが、昨年12月8日最高裁は、逆転で差止めも将来請求も認めない判決を下した。しかし、厚木基地の原告・弁護団は、すぐに新たな訴訟に取り掛かっている。確かに、最高裁判決によって、最終解決を視野に入れた差止めや将来請求は、またも道が閉ざされる結審となったが、40年にわたる基地訴訟の歴史をみれば、極めて大きな

成果と評価できる。基地訴訟では過去にもいくつも最高裁判決が出されてきたが、その都度最高裁判決に反する下級審判決がなされており、大きく見れば、判決内容は着実に前進している。また、昨年11月11日の第2次普天間基地訴訟、2月23日の第3次嘉手納基地訴訟と相次いで那覇地裁沖縄支部で一審判決が宣告されたが、かつて全国でほぼ一律であった損害賠償額の2倍を超える賠償額が認められた。特に、嘉手納訴訟では、原告数が2万2000名を超えることもあって、総額で300億円を超えた。これは、単に原告数が多いということだけでなく、騒音被害が一過性の被害ではなく、身体への健康にも大きな影響のあることがWHOなどで認められてきたためである。今後も各訴訟の原告、弁護団等が一層団結して粘り強く闘っていくことが重要である。

大型公共事業については、安倍政権のもとやりたい放題ともいえる状況が続いているが、司法までが公共事業容認の姿勢を続けていることがひとつの要因となっている。財政再建が叫ばれているなか、現在の経済的利益のみを追求する風潮を含めて変えていく粘り強い闘いが求められる。圏央道訴訟のあと、公害弁連としてもこの分野の団体との結びつきが弱まっているだけに、リニア新幹線訴訟をはじめとする各訴訟や運動体との連携を強める必要がある。

また、農水省が確定判決を実行しないという、行政が司法を無視する最たる事例であるよみがえれ!有明訴訟では、昨年長崎地裁は、司法が行政に屈する形で、基金創設と引き換えに防潮堤の開門をしない和解案を提示した。先日朝日新聞の報道で、卑劣な農水省の裏工作が暴かれたが、判決確定からすでに6年が経過し、漁業被害に苦しめられている漁民を孤立させない闘いが今こそ求められている。

5 裁判の成果を踏まえて被害者救済や公害地域再生の取り組みに前進を

公害訴訟の原点ともいえる水俣や大気汚染の闘いは、これまで多くの勝利判決や勝利和解を重ねてきたが、今なお苦しんでいる被害者がいる。すべての被害者の救済と地域の再生をめざす闘いが粘り強く行われている。

第2次ノーモア・ミナマタ国賠訴訟では、地域制限や年齢制限といった不当な差別や「水俣病」の診断基準を不当に狭めようとする国等の主張との闘いが続い

ているが、新たな疫学調査が実施されるなど従来の主張、立証に留まらない努力がなされている。しかし、「地域外」とされるところに居住していた原告が多だけに、熊本地裁、大阪地裁、東京地裁、そして新潟地裁の原告や弁護団が一層緊密に協力し合い、また現地調査を重視して訴訟を進めることが求められる。また、運動面では、2月に熊本で1000名以上を集める大集会が開かれ、新潟でも毎年地道な集会や調査などが開催されているが、今後も一層運動を盛り上げていく必要がある。

大気汚染の訴訟は、10年前の東京高裁等の和解で終了したが、現在大気汚染公害による喘息等の被害者の救済制度があるのは東京都と川崎市に止まる。

そのため、今なお受診抑制、薬の節約を余儀なくされ、その結果症状の悪化や収入減から更なる受診抑制といった悪循環に陥っている被害者がいる。そこで全国公害患者の会連合会は、国の医療費救済制度創設をもとめる闘いを本格的に始め、国会請願署名を集めているが、現行の制度見直しの圧力もあるだけに重要な課題として取り組んでいく必要がある。また、PM2.5については、環境基準を多くの測定局でオーバーしており、ディーゼル車排ガス規制を環境省に要求している。さらに、道路公害対策としてロードプライシング、車線制限、自転車道整備、大型車走行規制などをめぐる関係行政機関との交渉も重要である。

6 公害弁連のたたかひの経験を踏まえて 新たな取組みを

公害弁連は、四大公害訴訟に始まって、多くの公害訴訟の弁護団が参加して、被害者・弁護団・支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶さらには環境再生を目指して活動してきた。現在も四大公害訴訟以来の水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止めや基地騒音訴訟、アスベスト訴訟そして原発賠償訴訟、原発再稼働差止め訴訟が加入してきている。特に、原発賠償訴訟や原発差止め訴訟は、公害弁連に加入していない弁護団も多いため、それらの弁護団の加入要請とともに、加入していない弁護団との連携強化を図っていくことが課題となっていたが、原告団や訴訟団共に体制づくりが進んだ。これからはいかに活動するかが求められる。

公害弁連はこれまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会はもちろんのこと、公害事件

で多くの協力を得てきた学者、研究者らを中心に構成する日本環境会議、日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球問題懇談会、その他の労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また、公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国弁護団連絡会議等とも協力して、公害環境訴訟での勝利判決を目指していく必要がある。さらに公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして、公害根絶と被害者救済の目的の達成に努力していくことが求められている。

また、公害弁連自体の問題としては、幹事会や事務局会議が十分に機能していたとは言えず、対内的にも一層強化していく必要がある。

7 地球環境問題、アジア諸国との取組みの強化

地球温暖化問題は、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、気候変動枠組条約、京都議定書に続く3番目の国際条約としてパリ協定が成立したことは高く評価できる。パリ協定では、工業化以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、今世紀後半に世界全体の人為的な排出と人為的な吸収を均衡させる（実質排出ゼロ）ことが合意された。さらに、2016年にはモロッコのマケシュで「パリ協定」目標の具体化について話し合われた。我が国は、ロシアなどとともに先進諸国の中で最も温暖化防止に消極的な態度を取ってきただけに、安倍政権に削減目標を守らせることはもちろんのこと、さらにより一層のCO₂削減を実施させる運動を強化する必要がある。それにはまず原発をベースロード電源と位置付けて再稼働を進める政策や石炭火力発電を増加させるエネルギー政策を改め、再生可能エネルギーを一段と増加させる政策転換を図らせなければならない。公害弁連としても、地球問題懇談会に一員として、地球温暖化防止の運動に一層取り組んでいく。

アジア諸国との交流としては、10年来韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れてきたが、福島第一原発事故以来途絶えてしまった。

また、韓国や中国の環境団体と交流して合同シンポジウムを韓国や日本で開催してきたが、これらの交流も最近行われていない。韓国・中国などの弁護士らとの交流を復活して活性化させることが重要である。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(原発)

〔1-1〕福島原発被害弁護団の現状

福島原発被害弁護団 幹事
弁護士 笹山 尚人

1 福島原発被害弁護団の活動

(1) 当弁護団は、「あやまれ、つぐなえ、なくせ放射能公害」をスローガンに、被害の原状回復措置を求めて、政府や東京電力を相手に被害者とともにたたかう弁護団である。2011年10月16日、東京及び福島県いわき市で活動する弁護士を中心に結成。現在、110名ほどの弁護団員が所属している。

被害者の集団としての力と運動を梃子に、福島原発被害によって受けた被害者の被害の原状回復を目指し、原状そのものの回復が難しい場合は、それに比して遜色のない生活の再建、再出発をすることが可能な賠償を国や東電に求めていく。具体的には、東電に対する集団請求、福島第一原発周辺地域から避難を余儀なくされた避難者が原告の「避難者訴訟」、いわき市民約1600名を原告とした「いわき訴訟」、南相馬市から避難を余儀なくされた避難者（その後南相馬市に帰還した者を含む）を原告とする「南相馬訴訟」、その他いくつかの個別事例についての訴訟及びADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる紛争仲裁）申立を遂行中である（詳しくは、ホームページ <http://www.kanzen-baisho.com/> をご覧いただきたい）。

(2) 当弁護団は、2012年3月7日に東電に対し集団請求を求めたが、東電は、基本的に文部科学省原子力損害賠償紛争審査会が、2011年8月5日に定めた「中間指針」及びその追補による基準でなけ

れば賠償に応じない。結果、中間指針を超える内容の協議となると交渉が決裂してしまうため、東電が認めない損害について、訴訟をもって対応するほかない。

そのため、双葉町、楢葉町などからの避難者39名が原告団となって2012年12月3日、集団訴訟を福島地裁いわき支部に提訴した。

この避難者訴訟には、その後南相馬市や川俣町山木屋地区の住民などが大挙して参加し、2013年7月17日、12月26日、2014年5月21日、2015年2月18日と追加提訴が続き、現在は、合計586名の原告団となっている。

この訴訟は、2013年10月2日の第1回口頭弁論を皮切りに、2017年2月までに21回の口頭弁論を重ね、立証も大詰め段階にきている。

避難者訴訟では、2016年に大幅な進展をみた1年だった。7月22日、9月30日、11月10日と3回の検証を行うことが実現した。また、2次原告までの原告各世帯1名以上の本人尋問を重ね、2016年8月からは受命裁判官方式による2つの法廷での同時進行での原告本人尋問を実施し、1度に9名ないし10名の本人尋問を実現した。また、2017年3月には、ふるさと喪失に関する専門家証人として除本理史教授の専門家証人の尋問も実現する。このように、充実した内容のある立証で、かつ時間的にも迅速な立証を行うということに弁護団は注力してきた。避難者訴訟は第1陣を切り離して2017年6月には立証を終了し、10月には結審の見

通しである。

他方、第2陣原告については、第1陣終了後に直ちに尋問に入ることができるよう、2017年8月に弁論期日を予定している。

- (3) 他方、当弁護団は、福島県いわき市拠点において相談活動を行っていたため、いわき市に居住し続けるいわき市民の要求にも対応してきた。いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から30キロあまりに位置する。国の指定によれば、避難地域とはされなかったが、事故直後の混乱期に避難したり物資が欠乏したりして困窮した者も、いわき市への帰還をすべきか否かで悩んだ者も、いわき市に住み続けていることに生命、健康上の不安を抱える者も多数いる。そこで、政策形成訴訟として、安心して住み続けることができるいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が、2013年3月11日に提訴された。同訴訟は、同年11月21日、2014年12月8日の追加提訴を経て、現在、合計1574名の原告団となっている。この訴訟は、2013年9月19日に第1回口頭弁論を開き、2017年2月までで22回の口頭弁論を重ね、現在も主張整理中である。しかしおおむね立証段階に入り、原告側は、多数の原告の被害を主張するためのアンケート式の陳述書作成を終え、現在、代表原告の陳述書の作成作業を行いつつ、責任論の展開を行う作業に入っている。

- (4) また、2015年9月15日には、弁護団は、あらたに南相馬市における避難者の賠償請求訴訟を提起した。

原告となったのは、南相馬市原町区に居住する47世帯151人の住民である。この原告団には、今は避難区域の指定が解除された原発から20キロ圏外にいる住民もあり、それらの住民は大部分が帰還している。そのような原告については、ふるさと変容慰謝料として、一律1000万円を請求することとした。また、避難慰謝料も、東電が、避難指示解除から相当期間として設定している2013年8月を終期としている。もちろん、20キロ圏内の今なお避難している原告については、上述の避難者

訴訟と同様の請求内容である。現在主張整理中であり、2017年2月までの段階で、第3回期日を終了している。

- (5) そのほかに、2つの集団ADR事件がある。

当弁護団では、川俣町小綱木地区の住民が、同地区の約95%を組織して賠償請求したい旨の申し出があったので、これについてはADR申立を行って取り組み、2015年10月に12名の本人尋問の後、2016年5月には現地調査を実行した。現在ほぼ主張立証を終え、センターの仲介案を待つ段階である。

また、川俣町山木屋地区住民の農地の被害については、2015年11月に集団のADR申立を行った。

2 原告団と支援との連携した取り組み

現在までのところ、原告団と支援する運動と連携した取り組みについては次のとおりである。

- (1) 避難者訴訟といわき訴訟との相互の連携

避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団とは、要求と置かれた実情は異なるが、同じ福島第一原発事故被害者として、相互に協力し合い、ともに運動を進める活動を進めている。

相互の裁判を傍聴しあう、集会にともに参加しあう、現地調査にともに協力し合う、被害の実情を紹介するDVDを製作して普及に取り組み等という取り組みである。

- (2) 公害総行動への参加や多数の現地調査の取り組み

また、避難者訴訟の原告団と、いわき訴訟の原告団は、公害総行動に参加し、現在や幹事も出している。公害総行動の関係をはじめ、全国の様々な団体からの現地調査の要望にこたえ、現地を案内し、被害の内容を広める尽力を進めている。

- (3) 原告団連絡会の取り組み

原発事故の被害者の原告、原告団の連携協力を強め、十分な賠償の実現のための世論喚起に資することを目的に、全国の原発事故の賠償請求訴訟の原告、原告団の全国連絡会が2016年2月13日に結成された。10月1日にシンポジウム、2017年2月18日には1

周年の決起集会も行われた。原告団全国連絡会の活動を旺盛に行うことが必要であり、それに現地福島原告団として、避難者訴訟及びいわき訴訟の原告団が奮闘している。

3 弁護団の課題

(1) 避難者訴訟の結審に向けて

弁護団は、2016年一年間に充実した立証活動を行ってきた。一度に多数の尋問を実施するためにそのやりくりの手一杯の状況もある。2017年10月に第1陣訴訟が結審を迎えるのに伴い、結審に向けた作業も含めて更なる尽力が必要である。

(2) いわき市民訴訟の立証の課題

いわき市民訴訟は、これからの立証となるが、低線量被ばくにおける生命、健康に対する危険をもた

らされたことを被害としていかにして立証していくかが引き続き課題である。

(3) 運動上の課題

2017年は全国の原発被害の集団訴訟が複数判決を迎える。

それを受けて、国会議員への要請や、署名活動、集会、メディアへの露出などといった作業をさらに強化する必要がある。

4 今後の展望

2017年は避難者訴訟の立証を中心にしながら、いわき訴訟、南相馬訴訟、その他個別案件への取り組み、運動への取り組みといった活動を並行して行うことになる。精一杯尽力していきたい。

〔1-2〕「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団
弁護士 馬奈木 巖太郎（東京合同法律事務所）

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

1 集団訴訟の現状

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で唯一の集団訴訟である。2014年9月10日の第四次提訴

までを経て、約4000名という全国最大の原告団となっている。

原告は、事故時に、福島、宮城、山形、栃木、茨城の各県に居住していた者で、そのまま居住地にとどまっている者（滞在者）と、事故時の居住地から避難した者（避難者）が、1つの原告団を構成している。属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など多様である。

私たちは、今回の事故を“公害”と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と被害の全体救済のための制度化を求めている。したがって、この訴訟も、このような取り組み

を実現させるための一環として位置づけられている。

《責任をめぐる》

提訴以来、私たちは国と東電の責任をめぐる議論に全力を尽くしてきた。

国と東電は、想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったとの主張に対し、私たちは、原発の敷地高さを超える津波に襲われた場合には、全交流電源喪失に至りうることを国と東電は認識していたのであるから、今回襲来した津波そのものを事前に予測できている必要はなく、「敷地高さであるO.P.+10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」を認識していればよいと主張している。

予見可能性については、2002年の「長期評価」の信頼性が大きな争点となっており、国は「長期評価」には重大な誤りがあり、これに信頼性を認めることはできないとしている。

結果回避可能性については、国が事故以前の工学的知見に照らして、国の結果回避義務を導き出すことはできず、仮に結果回避措置を講じても本件原発事故を回避することはできなかったとすることに対して、原告らは、「長期評価」に基づく津波防護措置により本件原発事故が回避可能であったこと、水密化等の津波対策義務の履行により本件原発事故の回避が可能であったことなどを主張している。回避義務をめぐるのは、タービン建屋自体の防護措置及びタービン建屋内の重要な安全機能を有する設備の部屋の防護措置といった非常用電源設備の津波対策が大きな争点となっている。

《被害をめぐる》

責任とならぶ重要な論点として、被害をめぐる議論がある。

私たちは人格権侵害を主張しているが、原状回復請求を基礎づける被侵害利益としては、生命・身体に直結する平穏生活権、すなわち“健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活する権利”としての人格権、慰謝料請求を基礎づける被侵害利益としては、“包括的生活利益”としての人格権をそれぞれ主張している。

私たちの主張に対し、国や東電は、人格権侵害とは評価できないとして反論している。とくに東電は、

私たちが求める原状回復については、「仮に技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」などと述べ、被害が広範に及び被害が大きければ大きいほど、あたかも責任がなくなるかのような主張をしている。

また、東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張もし、「20ミリ以下は我慢せよ」という開き直った姿勢を示している。

私たちは、専門家証人、検証、原告本人尋問などを通じて、被害立証に全力を尽くすとともに、中間指針等の限界を指摘し、これを乗り越える判決が出されなければならないことを訴えている。

2 その他の取り組み

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、バス会社、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壤被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であった。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。とくに、“20mSv 受忍論”の押しつけに反対する取り組みは、原告団において最大の取り組みとなっており、弁護団としても全力を尽くしているところである。

国と東電は、2015年6月以降、いよいよ原発事故の被害を切り捨てる姿勢を明確にし、帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されないままでの避難指示解除、将来損害を含む一括払いでの賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、矢継ぎ早に方針が具体化されている。そして、これら一連の方針は、「解除・打ち切り・廃止」という3つのキーワードで表せるものであり、要するに、もう被害は終わったとして、救済を「店じまい」しようと

するものといえる。

国や東電のこうした方針の根底には、「20mSv 以下は我慢せよ」「20mSv 以下は被害とは扱わない、みなさない」という考え方が存する。“20mSv” という数字には、①国際放射線防護委員会（ICRP）勧告をふまえて国や東電が主張するところの安全か否かという「安全」の基準、②避難指示を解除するかどうかという「解除」の基準、③被害の有無を区別する「被害」の基準という3つの役割が与えられており、“20mSv” 以下であれば「安全」であるから、避難指示も「解除」して帰還を促し、「被害」として扱わなければならないものはもはや存在しないという考え方なのである。この“20mSv 受忍論”の押しつけに対し声を挙げていく取り組みは、引き続き2016年においても極めて重要なものである。

3 2017年の動向

2016年12月12日、生業訴訟は、約300名の原告をもつ

て第二陣を提起し、これにより第一陣と合わせて約4200名の原告団となった。

2017年3月には、第一陣の結審が予定されており、年内には判決が出される見込みである。

“人の命や健康よりも企業の経済活動を優先するような社会を変えたい!”、“原発再稼働に反対して原発ゼロの社会をつくりたい!”、“誰も責任を取らない誰も謝らないなんておかしい!”——そうした声を集めて、大きな流れにしていくためにも、弁護団は本年も全力で奮闘する決意である。引き続きご支援を心からお願い申し上げます。

【ホームページ:

<http://www.nariwaisoshou.jp/>】

【フェイスブック:

<https://www.facebook.com/nariwaikaese>】

〔1-3〕福島原発首都圏弁護団のたたかい

～1、2次訴訟は10月に結審、年度内に判決へ～

福島原発首都圏弁護団 共同代表
弁護士 中川素充

第1 はじめに

当弁護団は、「線引きは許さない!」「すべての被害者の被害救済と生活再建を!」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。

現在、89世帯281人を原告として、国と東京電力とを被告として、東京地裁にて訴訟をしている〔福島原発被害東京訴訟。東京地裁民事50部（水野有子裁判長）に係属〕。今後も、追加提訴を予定している。

原告の大半がこれまでなかなか被害の声をあげられなかった避難指示区域の外から避難した人たち（区域外避難者）や滞在者である。

第2 訴訟の現状

2016年11月から、3期日にわたり1、2次訴訟の本人尋問が行われた。

ある原告は、子どもが避難先の小学校で、同級生に階段から突き落とされたり、お金を巻き上げられたりするなどいじめ被害に遭ったことなどを訴えた。ある

原告は、もともと自然豊かな地域での大家族での生活を夢見て福島に移住したものの、原発事故により、夢や人生設計が大きく狂わされた被害を訴えた。ある原告は、福島で独立開業した工務店が、原発事故により、廃業を余儀なくされ、仕事のやりがいを失ったと訴えた。どの原告も長引く避難生活の中で、困難な状況、避難を続けている理由などを心から訴えた。

これに対して、被告ら（国及び東京電力）の反対尋問は、持ち時間を超えるばかりか、趣旨不明や揚げ足取りの質問、誤導尋問など、あまりにも稚拙な内容で、原告側の異議だけでなく、裁判長からも「質問を変えて下さい。」「聞き方を工夫して下さい。」などと注意がなされる程だった。

そして、5月と7月の2期日にわたり専門家証人の尋問が行われる。具体的には、原告側申請で①責任論（特に、結果回避可能性）について、元東芝で原発の設計に関わっていた技術者で、失敗学会のメンバーである吉岡律夫氏、②被害論（避難生活の心理的影響）について、早稲田大学人間科学学術院の辻内琢也教授に対する尋問である。

吉岡氏は、失敗学会の「福島原発における津波対策研究会・最終報告書」の作成メンバーの中心で、津波の予見可能性について、福島原発において、少なくとも2～3年前、早ければ約10年前に、巨大地震に伴う巨大津波を予測する資料が存在していたことを指摘し、また、結果回避可能性について、巨大津波が事前に予測していた場合は、交流電源、直流電源、最終排熱系の3つが同時に喪失することは自明で、①十分な容量と個数の125Vバッテリーと250Vバッテリー②高圧電源車③水中ポンプ（RHRS代替用）④全交流電源喪失（SBO）、直流電源喪失、海水ポンプモーター喪失を想定した訓練⑤RCICとHPCIの水密化⑥1号機について、ICのPCV内交流駆動弁用の可搬式交流発電機⑦ベント用AO弁駆動用圧縮空気が無くなった時のための小型コンプレッサー⑧消防車など、安全審査は不要で、比較的容易に対策を実施できたとしている。

辻内氏は、2015年1月に約1万7000世帯を対象にした大規模アンケート調査をもとに原発事故被害者が追い込まれている状況を分析すると「構造的暴力による社会的虐待」（つまり、原発事故という暴力によって、「生活・人生・環境」に関わる全てが根こそぎ奪われただけでなく、「帰還」と「賠償」をめぐる政策決定が、継続する構造的暴力となって被災者・被害者の「生活・人生」を蹂躪し、被害者の置かれている状況は、社会

から棄てられ、無視され、孤立させられ、社会的な活動や参加を阻害されている。）と考えられる状況が読み取れるとする。

これらは、それぞれ責任論、被害・損害論において、重要なことを指摘しており、裁判所も注目している。

裁判所は、3月1日の進行協議において、今年度の10月中に結審したい旨を原告・被告双方に伝えた。年度内の判決が予想される。訴訟は、大詰めを迎えているところである。

第3 群馬判決の意義

3月17日に審理が先行する群馬訴訟の判決が前橋地裁で言い渡された。この原稿は、判決の翌日に書いているため詳細な分析は、これからに譲るが、

- ・ 国について、福島原発事故における加害責任を明確にしたこと
- ・ 東電について、責任根拠が民法でなく原賠法であるが、実質的に過失の有無を検討し、重過失とも言うべき判断をし、損害論に斟酌していること（→国、東電の加害責任を明確にし、断罪している。）
- ・ これまでの中間指針に基づく賠償では、（特に区域外避難について）不十分であること
- ・ 被曝線量が健康に影響のある数値とは言えなくとも、不安感を否定することにはならないとしていること（避難の合理性を示唆）

など責任論、損害論の主要部分において、原告側の主張を採用していると評価できるであろう。

他方で、損害評価については、かなり抑制的であり、今後の各地の訴訟の課題となる。

いずれにしても、我々の訴訟をはじめ各地の訴訟において、また、賠償問題以外の政策的な問題において、大きな意義がある判決である。

第4 帰還政策との闘い

現在、喫緊の課題は、避難者が避難生活を継続する上で不可欠な応急仮設住宅の無償提供の打ち切り問題である。原発事故について加害責任のある国がこのような避難者を切り捨てる政策を推進することは到底許されないことである。当弁護団は、今後も訴訟活動とともに、こうした被害者切り捨て政策をやめさせて、生活再建に向けた政策実現のために各種団体と連携して、活動をしていきたい。

〔1-4〕「警鐘」のための裁判

原発被害救済千葉県弁護団 事務局長
弁護士 滝 沢 信

2011年3月11日に発生した福島第一原発放射能放出事故の損害賠償集団訴訟の千葉訴訟第一陣は、2013年3月11日の提訴以来、約3年11か月、25回に亘る口頭弁論を経て、審理を今年1月31日に結審し、判決期日が今年9月22日午後2時として指定されました。この結審の期日には、原告の方のうち6名が、今も続く避難生活や放射線被ばくへの不安、そして、終始過失責任を否定する国や東京電力の不条理な姿勢への怒りなどを切々と意見陳述されました。その訥々と語る原告らの真実の訴えは、満席の傍聴人をはじめ法廷で聴いた人々の胸に迫るものがありました。

この最終弁論で提出した国や東電の最終書面の論点を要約すると以下のとおりです。

- ① 本件で起きた地震は二つの巨大な連動型地震でこれまで誰も想定していなかった。
- ② 原発プラントが津波で浸水することを前提とするような対策は、これを促すような科学的知見もなく、そもそも、国にはそれを促すべき規制権限もなかった。
- ③ 原告が主張する政府の地震調査研究推進本部の「長期評価」の予測は信頼性が低く、津波対策を義務付けるまでの科学的コンセンサスはなかった。
- ④ 原告らの損害は、中間指針によってすべて賠償されるので、それ以上の損害は認めないし、区域外避難者は、非難すべき理由がないのに勝手に避難したに過ぎない。

私たち原告代理人は、以上の4点については、1015頁に及ぶ原告最終準備書面で詳細に論証したことで決着がついていると考えています。すなわち、千葉地裁でのこれまでの審理で、上記「長期評価」を取りまとめた島崎邦彦東大名誉教授が出廷され、福島沖でも明治三陸地震規模の大型津波地震が起こり得、正しく計

算すれば、福島第一原発に15メートルを超える津波の襲来が2002年の段階で予測可能であった、と明確に証言されている通り、地震学の第一人者の証言で十分な立証を果たしたと考えており、裁判所がこれらの証拠を正しく評価すれば必ずや勝訴の判決が言い渡されると確信しています。

それにしても、何故、国は、本件原発事故の9年も前に自ら公表した前記「長期評価」を信用できないと自己否定するような主張を繰り返すのでしょうか。そもそも、「長期評価」は、国が、島崎邦彦教授や佐竹健治教授（国側証人として証言）をはじめ当時の10名を超える地震学の第一人者の専門家を集めて議論して出した末の結論（「福島沖でも30年間に20パーセントの確率で大津波をもたらす地震が起きる可能性がある」との予測）なのです。この公的予測が何故、科学的コンセンサスでないと断言できるのでしょうか。国の裁判での言い分は、明らかな自己矛盾ではないのか。みなさん、そうは思いませんか。ところで、国は、千葉訴訟の最終弁論期日の1か月前という最終段階になって、地震や原子力工学の専門家と称する学者（松澤暢、今村文彦両東北大教授、岡本孝司東大教授など8名）を大挙動員した「意見書」を提出し、「科学的コンセンサス」がなかった論を展開しています。この時期の意見書では、私たち原告の反対尋問権の行使は事実上不可能というタイミングなのです。なりふり構わないとは、このようなことをいうのではないのでしょうか。

尚、この国の専門家意見書の呆れたお粗末さについては、「科学」2017年3月の最新号で『原発事故を呼び寄せた東京電力のコストとリスク』と題する記事で、この裁判をつぶさに取材されている科学ジャーナリストの添田孝史さんが、詳細に指摘されています。最終段階にきて、そういう意見書を臆面もなく出さざるを

得ないほど、国はこの原発集団訴訟に負けるわけにはいかないと踏んでいるのでしょうか。それはそうです。国が裁判所に断罪され、この「世界最大の公害」を惹起した加害者と認定されれば、世界に向けた謝罪と反省の表明は不可避、原発再稼働など吹っ飛んでしまいかねない事態となるからです。

私たちの裁判の闘いも、もちろん、そのための闘いでもあるのです。そうでなければ、また将来再び、あの6年前に起きた原発事故の惨禍が繰り返されることになるからです。現に今も、6年前の事故で溶融した福島第一原発原子炉内の核燃料デブリが現在どのようになっているのかさえ未だ解明されておらず、日々増え続ける大量の放射能汚染水の処理の目途すら全く立っていないのですから。

私は、千葉地裁集団訴訟の原告弁護団の事務局を担当していますが、この原発事故が依然として現在進行形であることをもう一度確認し、来るべき一審判決から控訴審、最高裁へと続く可能性を踏まえ、課せられた責任の重さをかみしめながら、共に戦う勇気ある原告の皆様へ寄り添い互いに励ましあって頑張っていきたいと願っています。

+++++

この原稿を書いている私の部屋のCDプレーヤーから、ドミトリ・ショスタコービッチの第11交響曲が鳴り響いています。井上道義が2007年の晩秋に指揮した

ショスタコービッチ連続全曲演奏会実況ライブです。日本で初めてショスタコービッチの全15曲の交響曲が連続して鳴り響いた歴史的な記録を今改めて聴きながら、この原稿を終えようとしています。

私はこの第11交響曲を聞いていて、あの6年前に起きた筆舌に尽くせない原発事故の惨禍を連想してしまいました。この曲の第一楽章は、サンクト・ペテルブルクの10万人を超える民衆が家族連れ添って、時の皇帝に生活改善を求め請願のため広場に集まった行進の列に、軍隊が突如機関銃を発砲し数万人の人々が犠牲になった事件を主題にしています。権力者は何故そのような惨い仕打ちを罪もない民衆に向けることができるのでしょうか。その110年前の冬にペテルブルクの民衆が受けた銃弾と、今日本で原発被害者が訴え続けている真っ当な権利の主張に対する国の仕打ちが、私にはどこか同じ根をもっているのではないかと思えて仕方がないのです。ショスタコービッチの主題は、明らかに、権力によって虐げられた民衆の怒りですが、その第11交響曲の最終楽章は、『警鐘』と題する激しい鐘の乱打で終わります。「権力は腐敗し、人類は必ず同じ過ちを繰り返す」とこの曲は予言し、警鐘を鳴らしているのです。

あのような原発事故の過ちを、不可逆的な「公害」の惨禍を再び繰り返させてはなりません。そのための裁判であることを忘れてはならないと思います。

〔1-5〕 福島市渡利地区の集団 ADR 申立事件

原発被災者弁護団
弁護士 大森秀昭

1 ADR 申立事件の概要

現在、福島市渡利地区の住民3100名余が平成27年7月21日に原子力損害賠償紛争解決センターに申し立て

た和解仲介手続申立事件が係属している。同申立事件では、自主的避難等対象区域に指定された渡利地区に本件原発事故時に居住していた申立人らが、平成23年3月から同年8月までは一人月額20万円、平成23年9

月以降は一人月額10万円の慰謝料の支払を求めている。

上記の申立後、複数回の進行協議期日が設けられ、平成28年4月には現地調査が、同年12月及び平成29年1月に15名の申立人から事実関係を聴取するための現地口頭審理が実施された。現在、申立人と被申立人双方から最終主張書面が提出され、原紛センターの和解案が間もなく提示される予定の状況にある。

2 渡利地区の放射線汚染の状況

渡利地区に近い県北保健福祉事務所では、平成23年3月15日に、 $24.2 \mu\text{sv/h}$ (127.1mSv/年 に相当)もの高い放射線量が観測された。同年4月13日に実施された県内緊急放射線量調査の結果では、渡利地区で $2.0 \sim 3.7 \mu\text{sv/h}$ が測定され、同年4月から同年6月中旬に放射線量の計測と除染が行われた渡利地区内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等における空間放射線量は、約 $2.5 \sim 5.4 \mu\text{sv/h}$ もの高線量であった。

そして、平成23年6月26日に公表された福島市の「全市一斉放射線量測定結果」では、渡利地区71地点中42地点で空間線量が $2 \mu\text{sv/h}$ を超えており、 $3 \mu\text{sv/h}$ を超えている地点も9地点あった。また、同年7月に原子力災害対策現地本部及び福島県災害対策本部が実施した、渡利地区における自動車走行サーベイによるモニタリング調査の結果では、渡利地区で $3.0 \mu\text{sv/h}$ を超える空間線量が複数の箇所で見られ、高いところでは $3.32 \mu\text{sv/h}$ に達していた。

3 特定避難勧奨地点の指定の検討

平成23年8月、原子力災害対策現地本部及び福島県災害対策本部は、特定避難勧奨地点の指定の必要性を判断するため、渡利地区5500世帯のうち、1083地点に限って空間線量の測定を行い、その結果 $3.0 \mu\text{sv/h}$ を超える地点の存在が確認され、地上50cmで $5.4 \mu\text{sv/h}$ 、 $3.6 \mu\text{sv/h}$ という高い数値が測定された地点も存在した。

政府は、1年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」として指定し、避難の支援等を行ったが、同地点の設定基準については、自治体ごとに基準が区々となっており、南相馬市では、平成23年6月から7月頃の線量が、「地上1mで $3.1 \mu\text{sv/h}$ 超」の場合という基準に加えて、妊婦や子どもがいる世帯については、「地上50cmで $2.0 \mu\text{sv/h}$ 超」の

場合という基準で運用された。そして、国の試算結果では、渡利など福島市内の3地区にこの南相馬市の指定基準を当てはめた場合、309世帯が基準に達したとの報道がなされていた。

しかしながら、福島市と政府は、福島県庁にもほど近い渡利地区から避難者が大量に出て人口流出や風評被害が深刻化することを危惧したためか、渡利地区での特定避難勧奨地点の指定を行わなかった。同年10月に行われた住民説明会で、原子力災害対策現地本部は、避難ではなく除染を優先するとして、特定避難勧奨地点を指定することは一旦見送り、今後除染で放射線量が低減できない場合は再度協議する方針を示したのであったが、その後、住民との協議の機会が設けられることはなかった。

4 除染後の状況

その後、渡利地区では平成24年から25年にかけて除染が行われたが、除染前の時点で、庭先で除染基準($0.23 \mu\text{sv/h}$)以上の線量値を示した戸数の割合は99.4%であり、自宅内で最も線量が高い地点が $1 \mu\text{sv/h}$ 超の線量値を示した戸数の割合は38.0%であった。また、除染直後に除染基準以上の線量値を示した測定箇所が残っている戸数の割合は98%であった。

申立人らは、平成26年12月から平成27年3月にかけて渡利地区内の主な道路沿い地点の空間線量の測定を行ったが、除染が一通り完了した時期であるにもかかわらず除染基準の2倍以上や3倍以上、中には5倍以上の空間線量を示すカ所も多数みられた。

かかる高い放射線量に加えて、申立人らは、自宅の敷地及びその周辺の除染から出た放射性物質に汚染された除染土を、自宅敷地及びその周辺に地上保管または埋設して保管することを求められた。この現場保管は、福島市から、仮置き場が決定していないことから住宅の敷地内での一時保管が必要と求められた結果であった。渡利地区は住宅密集地域であり、近隣にまとまった保管場所を確保することができなかったのである。しかし、この汚染土が申立人らの自宅敷地から搬出されはじめたのは平成28年の春以降であり、現時点でも搬出は完了していない。この結果、申立人らは長期間にわたり、庭先でブルーシートで覆われる形で地上保管されている除染土や、庭先に埋設された除染土に囲まれた環境の中で生活することを強いられた。そ

して、この高濃度に汚染され除染土の存在は、申立人らに日々、多大な不安と精神的苦痛を与え続けた。汚染土が搬出された後の申立人らの自宅の放射線量の測定結果は、搬出前に比べて低下した事実も確認されており、現場保管の継続によって、申立人らは現場保管がなければ避けることができた不要な放射線の影響を受け続けてきたのである。

5 申立人らの請求内容

申立人らは、本件事故により申立人らに生じた「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」の賠償が認められるべきであり、その被害事実の認定と賠償額の算定は、中間指針に基づき、平均的・一般的な人を基準として、申立人らの個別具体的事情に応じて適切に判断されるべきことを主張してきた。また、かかる被害事実の認定と賠償額の算定は、中間指針・追補においては、子供及び妊婦については平成 24 年 1 月以降の慰謝料に

ついては言及されていないこと、それ以外の大人については、「本件事故発生当初の時期」（平成 23 年 3 月 11 日から同年 4 月 22 日までの時期）以降の慰謝料について全く言及されていないことに十分に留意する必要があることを指摘してきた。

そして、申立人らが本件事故後に放射線量の高い渡利地区に滞在し、生活する中で、その被曝が健康に有害なものと認識し、これに対する不安の中で多大な精神的苦痛を感じてきたことや、被曝を避けるために日常生活上の支障とストレスを抱えて生活してきたことが、平均的・一般的な人を基準として合理性を有しており、本件原発事故が申立人らに対し、慰謝料請求権を基礎づける程度に具体的な権利侵害を招来したものと評価されるべきであることの申立人らに共通の一般的な事実、事情を詳細に主張立証してきた。

当弁護士は、原紛センターに対し、申立人らの生活環境の高い放射線量と除染土の現場保管の継続等の個別具体的事情に即した適正な和解案の提示を求め、今後も主張立証活動に尽力していく方針である。

〔1-6〕 浪江町支援弁護団の活動報告

浪江町支援弁護団 事務局長
弁護士 濱野 泰嘉

1 はじめに

浪江町は、2013 年 5 月 29 日、町民を代理して、原発 ADR の集団申立を行った（浪江町原発 ADR 集団申立。以下「本件集団申立」という）。本件集団申立には、現在、全町民の 7 割以上にあたる 1 万 5000 人以上が参加している。

そして、浪江町支援弁護団は、浪江町から本件集団申立を復代理し、活動している。

2 本件集団申立の経過

(1) 和解案の提示まで

本件集団申立は、東電に対し、①原発事故の法的責任を認めた上での謝罪、②浪江町全域の除染（原状回復）、③慰謝料月 10 万円からの増額などを求めるものである。

特に、被害実態に即した慰謝料の判断・増額を求めるために、浪江町・弁護団は、町民約 1 万人のアンケート調査をまとめた「浪江町被害実態調査報告書」を作成し提出した。

また、早い段階から、仲介委員に対し現地調査を求め、2014年1月30日に仮設住宅と浪江町全域での現地調査を実施した。

さらに、福島と東京で口頭審理を実施し、町長や町民に自らの被害を語ってもらった。あわせて、日本映画大学の学生たちが仮設住宅に住む高齢者の日常生活を追った映像も放映した。

そして、仲介委員は、同年3月20日、和解案を提示した。和解案は、申立人全員に慰謝料月5万円の増額を認めるものであり、さらに75歳以上の高齢者には慰謝料月3万円の増額を認めるものであった。

(2) 申立人らの受諾

この和解案を受け、浪江町・弁護団は、福島と東京で7回の町民説明会を実施した。

浪江町・町民としては、和解案は必ずしも満足のいく内容ではなかったが、早期解決の必要性から、和解案を受諾することとし、申立人のほぼ全員から同意書を得た。

そして、浪江町・弁護団は、同年5月26日、和解案の受諾を表明した。和解案受諾の回答書では、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、和解案を受諾するよう求めた。

なお、東電は、同年1月に政府に提出した「新・総合特別事業計画」で「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」と宣言しており、これまでの対応からすれば、拒否回答をするなど考えられなかった。

(3) 東電の全面拒否回答

しかし、東電は、同年6月25日に、和解案を実質的に全面拒否する回答をしてきた。和解案は個別事情を考慮していない、中間指針等から乖離しているなどが、その理由である。

これに対し、原子力損害賠償紛争解決センターの総括委員会は、同年8月4日、「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」を発表し、和解案に中間指針等から乖離するものはないことを明らかにした。また、仲介委員は、同月25日に和解案提示理由補充書を提示し、和解案は個別事情を考慮したものであることを明らかにし、東京電力に和解案の

受諾を強く求めた。さらに、2015年1月28日の原子力損害賠償紛争審査会において、團藤丈士原子力損害賠償紛争和解仲介室長が、和解案に中間指針等から乖離するものはないことを明らかにした。

にもかかわらず、東電は、現在に至るまで実質的に全面拒否する回答を続けている。

(4) 和解案受諾勧告書

東電の和解案受諾拒否が続くなか、仲介委員は、2015年12月17日、東電に対し和解案受諾勧告書を提示し、「本件和解案を全部受諾せよ」と強く勧告を行った。

上記勧告書では、本件和解案について、「当パネルを構成する仲介委員全員が、申立人らが暮らしていた浪江町に赴き現地の状況に接するとともに、直接、申立人らの声を聞き、そこにあった営みとそれが失われた現状及び申立人らの避難生活を目の当たりにした。こうした審理の結果、当パネルは、先の見えない避難生活が長期化する中で申立人らの将来への不安等が大きく、深刻となっていることを知り、本件和解案が必要かつ相当であるとの確信を得た」ことによるものであることを示した上で、にもかかわらず、拒否回答を続ける東電の対応について「理解できない対応」と批判し、また、「原子力損害賠償制度において重要な役割を担うべき当センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じることを憂慮している」とした。

(5) 経過説明会の開催

和解案受諾勧告書を受け、浪江町は、2015年12月から2016年1月にかけて、福島県内5か所、東京、仙台各1か所、合計7か所で経過説明会を開催し、のべ300人以上が参加した。

経過説明会では、弁護団から原発ADRの経過を説明したが、参加者のほぼ全員が東電の拒否回答に憤り、不誠実な対応を許してはいけぬ、原発ADRを続け、和解を勝ち取るべきだとの意見が出された。

また、浪江町は、2016年2月2日に町民約100人とともに要請・要求行動を行った。

ここでは、県選出国會議員、自民党、経産省、文科省に要請を行い、東電に対し和解案受諾を求める要求も行った。東電に対する要求行動では、町民から次々に東電の拒否回答を非難する声があがった。

(6) 高齢者申立人1名の一部和解成立

東電が和解案を拒否するなか、仲介委員は、高齢者のうち1名につき、東電に対し、無条件かつ和解案どおりの内容での和解を迫った。

東電はこれについても拒否をしたが、最終的に、仲介委員の意向を最大限斟酌した結果として、和解案を受諾するとの回答をしてきた。そのため、2017年2月に、高齢者申立人1名につき和解が成立した。

無条件かつ和解案どおりの内容での和解成立は、仲介委員の提示した和解案の内容が合理的であること、東電の和解案の拒否に理由がないことが、あらためて浮き彫りになったものといえる。

3 今後について

原発事故から6年、和解案提示から3年が経過した。この間、666名以上の申立人（予定者含む）が亡くなった。

仲介委員が和解案を提示したにもかかわらず、東電が全面拒否回答を続け、和解案提示後3年経って、ようやく高齢者申立人1名が和解成立に至ったのみで、それ以外の申立人については一部和解にすら至っていない事態は極めて異例である。

しかし、仲介委員が指摘するとおり、東電は和解案の受諾を理由なく拒否していると言わざるを得ず、それに屈することはできない。

弁護団としては、浪江町・町民の思いを受け止め、決してあきらめることなく、東電が和解案を受諾するまで、活動を続けていく所存である。

〔1-7〕「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団の取り組み

～汚染地域の環境復元と地域社会回復を求めるたたかい～

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団 事務局長
弁護士 白井 剣

1 原発被害者に共通の思い「ふるさとを返せ」

福島第一原発事故から6年が経過しました。東日本の広範な地域が汚染され多数の被害者が生まれました。事故前の居住地、現在の居住地は人それぞれに違っていても、被害を受けた人々の思いは同じと思います。生まれ育ったふるさとを事故前の状態に戻して返してほしい。安全な居住環境を返してほしい。安心して生活していた当たり前の日常を返してほしい。その思いは、すべての被害者に共通なのだろうと思います。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は、2015（平成27）年9月29日に福島地方裁判所郡山支部に提訴して始まりました。全国各地の約30の訴訟のなかで後発の訴訟

です。

2 浪江町津島地区

津島原発訴訟の原告団は全員、事故前に福島県双葉郡浪江町の津島地区に居住していた人たちです。津島地区は浪江町の西北側の半分に当たります。地域全体が高濃度放射能に汚染されました。2013年4月帰還困難区域（空間放射線量年間50mSv以上）に指定され、立ち入りが厳しく制限されています。現在でも高い線量が計測されます。

津島地区は周囲を5つの山に囲まれた自然豊かな地域です。その自然の恵みを住民たちは享受していました。

地域のコミュニティは強い絆で結ばれていました。何世代にもわたって営々と続けられてきたその生活が原発事故によって突然に断ち切られてしまいました。

3 訴訟の当事者と進行のめど

津島地区の住民は約 1300 名。このうち 570 名が原告として福島地方裁判所郡山支部に提訴済みです（2015 年 9 月 29 日第 1 次、2016 年 1 月 14 日第 2 次、5 月 20 日第 3 次、9 月 23 日第 4 次、2017 年 1 月 20 日第 5 次の各提訴）。ことし 5 月 12 日に第 6 次提訴を予定しており、これで提訴を希望している約 670 名の全員の提訴が完了します。

被告は国と東京電力です。国の国家賠償法上の責任、東京電力の不法行為責任を追及します。

2016 年 5 月 20 日の第 1 回口頭弁論以来、ほぼ 2 か月に 1 度のペースで期日をもってきました。

4 請求のメインは津島地区の環境復元

わたしどもの訴訟の請求は、環境復元請求と被害回復請求の二本立てです。被害回復は環境復元を前提にしています。あくまでも津島地区の環境復元が請求の主眼です。

環境復元請求は確認請求と給付請求の 2 項目を建てています。確認請求は、津島地区全域について原発事故以前の状態（毎時 0.046 マイクロシーベルト）に戻るまで放射線量を低下させる義務が被告らにあることの確認を求めています。給付請求は、津島地区全域について 2020 年 3 月 12 日までに放射線量を年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.23 マイクロシーベルト）まで低下させることを求めています。年間 1 ミリシーベルトは平常時の一般公衆が被ばくする限量として ICRP（国際放射線防護委員会）が定めた基準です。

5 様変わりしたふるさと

立入許可をもらって自宅に帰るたびに原告たちが目にするものは、ふるさとの様変わりした姿です。家屋はわずかの期間に荒廃してしまいました。家の中も庭もネズミ、ハクビシン、サル、イノシシなどに荒らされ、足の踏み場もないほどです。田は柳が生い茂り雑木林のようです。畑も牧草地も荒れ野となりました。

無形の郷土芸能などもふるさとの大事な構成要素です。部落の祭りや神楽、踊りなどの伝承芸能です。長い歳月をかけて紡いできた文化、伝統、歴史が原発事故のために危殆に瀕しています。

6 先の見えないまま放置される津島地区

地域環境の復元とコミュニティの回復が急務です。ところが、津島地区には除染計画さえありません。もちろん現在の除染のあり方を肯定するのではありません。除染とは、じつは「移染」でしかありません。しかし、その除染の努力さえせずに津島を放置して国や東電に対して住民は憤っています。今後の復興・再生の道筋はまったく見えてこないのです。住民たちが諦めるのを待っているのだらうと思います。

国は 2016 年 8 月に帰還困難区域の取扱いに関する基本の方針を示しました。5 年を目途に特定復興拠点を整備し規制を解除するとされています。その内容は漠然として不透明であり、対象となる拠点はごくわずかの地域に絞られるのではないかと見られます。

福島県は総面積の 7 割が森林です。津島地区では 8 割を超えます。かつて原告たちはそれぞれに裏山の水源から引いた水を生活に使っていました。裏山は山菜やキノコの宝庫でした。山林を含む地域全体が生活圈そのものです。山林を汚染されたまま放置するとすれば、それは地域全体を廃村にして切り捨てる政策にほかなりません。

7 「廃村・棄民政策」は許さない

このまま手を拱いては明治時代の谷中村と同様、ふるさが「廃村」になり、自分たちは「棄民」にされてしまう。廃村・棄民政策は絶対に許さない。津島地区の住民たちの過半が訴訟に立ち上がったのは、そのような思いからでした。

国は、福島原発事故の汚染地域の環境を復元せず放置しておきながら、幕引きをはかろうとしています。海外に原発を輸出し国内での再稼働を進めています。こんなことが許されてよいわけはありません。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団は、東電と国の責任を徹底して明らかにし、その責任で地域環境を復元することを徹底して求め、ふるさとを自分たちの手に取り戻す決意です。

〔2〕福井の原発群

滋賀弁護士会

弁護士 井戸謙一

1 福井県の若狭地方には、15機もの原発がある。関西電力の美浜1～3号機、大飯1～4号機、高浜1～4号機、日本原電の敦賀1、2号機、日本原子力研究開発機構の「もんじゅ」、「ふげん」である。「もんじゅ」、「ふげん」、敦賀1号機、美浜1、2号機、以上の5機は廃炉が決定しており、残る原発は10機である。このうち、原子力規制委員会から設置変更許可を得ているのは、高浜1～4号機、美浜3号機の5機であり、大飯3、4号機の許可は目前に迫っている。敦賀2号機は審査中であるが、敷地内活断層問題があるので、許可を得るのは極めて厳しい。大飯1、2号機は申請未了である。

2 若狭地方の原発群に対しては、次の各訴訟が提起されている。

- (1) 大阪高裁／
高浜3、4号運転禁止仮処分（原審大津地裁）
- (2) 名古屋高裁金沢支部／
大飯3、4号運転差止請求本訴（原審福井地裁）
- (3) 大津地裁／
高浜1～4号、大飯1～4号、美浜3号運転差止請求本訴
- (4) 京都地裁／
大飯1～4号運転差止請求本訴
- (5) 大阪地裁／
大飯3、4号運転停止命令義務付け請求（行政訴訟）
- (6) 名古屋地裁／
高浜1、2号運転期間延長認可等取消請求（行政訴訟）
- (7) 名古屋地裁／
美浜3号運転期間延長認可等取消請求（行政訴訟）
- (8) 東京地裁／
もんじゅ設置許可処分取消義務付け請求（行政訴訟）

3 上記の各訴訟の中で最も注目されるのは(1)である。原審の大津地裁は、平成28年3月9日高浜3、4号の運転禁止を命じ、当時稼働していた高浜3号機は、翌3月10日停止した。司法の力で現実に原発の運転を差し止めた史上初めての例となった。また原発立地県ではなく、隣接県の裁判所が原発の運転を差し止めたという点でも、画期的な決定であった。関西電力は、この決定に異議を申し立てたが、同年7月12日、大津地裁は異議を退けた。保全抗告審である大阪高裁は、10月13日の第1回審尋期日の席上、次回の審尋期日をもうけないことを宣言し、主張・立証の補充の期限を12月26日までと定めた。一審以来この期限までに、住民側は35通の、関西電力は32通の準備書面を提出した。平成29年2～3月には、保全抗告審の決定が予想される。原発の運転差止請求を認める判決・決定と認めない判決・決定が拮抗している現在、大阪高裁の判断は、今後の原発差止め訴訟の行く末に大きな影響を与えることになるだろう。

なお、原子力規制委員会は、平成28年6月29日、「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」と題する文書を公表した（同年8月24日改訂）。これは、全国の原発差止裁判において、原告住民側が新規規制基準の不合理性として主張している点に対する反論を内容とするものであり、各訴訟において被告電力会社を支援するために作られたとしか考えられないものである。原発の規制機関である原子力規制委員会が、原発事業者の応援団の役割を果たすことの妥当性の問題がある。現実には、関西電力は、保全抗告審において、上記文書を証拠として提出した上、これを全面的に援用する主張を展開した。そこで住民側は、脱原発弁護団全国連絡会の支援を受け、これに対する反論を内容とする準備書面を提出した。

4 以下、その他の訴訟で特徴的なことを指摘しておく。

- (1) 上記(2)の訴訟は、多くの人に感銘を与えた福井地裁のいわゆる樋口判決に対する控訴審である。住民側は、樋口判決を守ろうと全力を尽くしている。この訴訟では、2017年4月に前原子力規制委員会委員長代理である島崎邦彦東大名誉教授の証人尋問が実施される予定である。全国の事業者が採用し、原子力規制委員会が認めている基準地震動の策定方法が過小評価を招くと警鐘を鳴らしている島崎氏の尋問結果は、全国の原発差止訴訟に大きな影響を与えることになるだろう。
- (2) 上記(3)の訴訟は、(1)の本案訴訟である。
- (3) 上記(4)の訴訟は、原告数が3000名を超える大型訴訟である。原告 団長は、京都大学名誉教授（地球物理学）の竹本修三氏であり、大飯原発の地質や地震について突っ込んだ議論を展開している。
- (4) 上記(5)の訴訟は、提訴後4年8か月が経過して、長期化している。基準地震動の不合理性等について専門的な議論を展開している。
- (5) 上記(6)(7)の訴訟は、40年超の運転を認められた老朽原発について、運転延長認可処分等の取消を求める訴訟である。原告は、名古屋を中心として関西・東海、関東に拡がっている。福島原発事故の後に原子炉等規制法が改正され、原発の寿命40年が法定され、1回に限って20年を上限に延長さ

れ得ることになったが、この延長は極めて例外的な取扱いのはずであった。しかるに、この延長認可の申請は、高浜1、2号機、美浜3号機と続々と認められ、むしろ認可されることが原則であるかのような取扱いになっている。40年を超えた老朽化原発を動かすことに対する不安は大きく、平成29年1月には、高浜原発の地元である音海地区自治会が、高浜1、2号機の運転延長に反対する意見書を採択した。日本の原発には、運転開始後20年、30年を超える老朽原発が多いから、今後、運転延長認可申請についての判断が厳格になされれば、次々と廃炉のやむなきに至る。運転延長認可申請の審査における厳格な取扱いを求めるこれらの訴訟の帰趨は、日本の原発の将来に大きな影響を与える。

- (6) 上記(8)の訴訟は、もんじゅの廃炉を求めるものである。もんじゅは、一応廃炉が決まったが、政府は、核燃サイクル自体は断念せず、高速炉の実証炉を建設するなど無謀な夢を述べている。もんじゅの廃炉に至る過程も明確でない。原告らは、本訴訟を取り下げることなく、しばらくはもんじゅ廃炉の過程を見守る予定である。

5 若狭地方の原発で過酷事故が起これば、近畿・東海に住む膨大な数の人たちに深刻な被害が及ぶ。平穏な暮らしを求める近畿地方、東海地方の住民たちの闘いはまだまだ続く。

〔3〕 浜岡原発訴訟報告

浜岡原発永久停止弁護団
弁護士 大橋 昭夫

浜岡原発の永久停止を求めた静岡地方裁判所浜松支部の差止め裁判は、2017年3月13日で第20回口頭弁論期日を迎えました。

2017年4月7日には、第10次訴訟を提起することになっており、原告数は706名に達し、県下最大の規模の裁判になっています。

この裁判を支援する浜岡原発永久停止裁判・静岡県の会は、1000名の原告をめざし、県内各地から多くの県民が原告団に参加することを求め、金曜アクション等を通じ、浜岡原発の危険性を日常的に訴えています。

被告中部電力は、約20メートルの防波壁も構築し、津波対策は十分に講じたと主張し、3号機、4号機については、原子力規制委員会の審査結果を待っているとしています。

しかし、5号機については、海水が流入する事故があったとし、現在、安全対策を講じているとしています。実際には、再稼働の目途が立っていないのが現状のようです。

原告らは、既に、第20準備書面まで提出し、浜岡原発の危険性を主張しています。

第20回の口頭弁論で、原告は、新規制基準の耐震基準は、最近の熊本地震の教訓から学ばず、繰り返し地震を全く想定していないものだと主張しました。

すなわち、原発の建物、構造物、機器が、最初の基準地震動ぎりぎりの大きな地震動で塑性変形し、次に襲ってきた同程度の地震動で破壊されるということも十分あり得るのであって、仮に、新規制基準の耐震基準に合格したからといって、耐震安全性がクリアされるものではないからです。

さらに、わが国の発電用原子炉の設置許可の要件の中に、IAEA作成の安全基準における防護階層における避難計画がなく、これも浜岡原発周辺住民の放射性物質への被曝を招くものとして、原発の安全性を考えるにあたって重大な論点の1つとなりうると主張しました。

原告は、津波対策についてさらに主張を補充する予定ですが、被告中部電力は、原子力規制委員会の再稼働の認可を待って、安全性の主張を全面展開するような態度を取っており、その主張は、ホームページ上に掲載されているプレスリリース以上を出していません。

弁護団としては、東海、東南海、南海地震の3連動地震が予測されている中での、世界一危険な浜岡原発の危険性について、さらに主張を補充していく予定ですが、浜岡原発を再稼働させないためには、世論のより一層の喚起が必要であると考えています。

既に、裁判長も、4人目の女性裁判長を迎えています。それなりに原告の意見をよく聞いてくれています。

ここは、1000人の原告団を早期に実現して、1人の原告が、周囲の市民に浜岡原発の危険性を訴え、浜岡

原発の廃炉という県民世論を構築する必要があるかと考えます。

静岡県知事は、浜岡原発再稼働については慎重な姿勢を示していますが、静岡経済界の動向次第では、今後その姿勢が変化することも十分考えられます。

法廷での理論的なたたかいが重要なことは言うまでもありませんが、言い古された言葉ではありますが、法廷外のたたかいが、浜岡原発廃炉のためには何よりも重要ではないかと思えます。

裁判官に、勇気をもって差止め判決を出してもらうためにも、静岡県知事に再稼働に同意しない態度を取ってもらうためにも、多くの県民の再稼働反対の意思表示が必要になります。

東日本大震災直後には、原発の危険性が多数の意見だったように思いますが、最近ではその意識も薄れつつあるのではないかと感じます。

ここをつき、中部電力は、新聞等の広告で、浜岡原発の安全性を県民に宣伝しています。

私たち弁護団は、もっともっと頑張らないといけないと思っています。

〔4〕九州川内訴訟

原発なくそう！九州川内訴訟 弁護団 共同代表
弁護士 森 雅 美

1 はじめに

原発なくそう！九州川内訴訟は、2012年5月30日に第1次提訴を行いこれまでに第9次まで提訴を行い原告総数は2782人になっています。

福島第一原発事故からやがて6年になろうとしています。事故の被害に対する声が次第に風化していく状況の中で、今後この訴訟をどのように進め、反原発の運動を拡げていくか考えていかなければならない時期にきています。

2 再稼働からの流れ

川内原発は全国に先立って2015年8月11日に1号機が再稼働されました。2号機は同年10月15日でした。

再稼働してもまもなくの2016年4月14日に熊本地震が発生し、熊本を中心に大きな被害が出て川内原発への影響が懸念されました。しかし、九州電力も原子力規制委員会もそのような懸念を無視しました。

同年7月28日には、原発の稼働に消極姿勢を打ち出した三反園訓氏が鹿児島県知事に当選し、九州電力に運転停止を要請しましたが九州電力は拒否しました。

10月6日1号機が定期点検に入りこの機会に再稼働を阻止しようとの運動が拡がりましたが、12月8日に再稼働されました。12月6日に2号機が定期点検で停止し、2017年2月23日に再稼働されました。

三反園知事は一応公約通り専門委員会を設置し、同委員会は2月16日意見書を提出しました。知事はこの意見書に対し「専門委員会でも専門的見地から熱心で活発な質疑応答が交わされた結果、問題あるとの意見がなされなかった」と運転を容認する答弁をしました。知事は「原発に頼らない社会を作る」と繰り返してきましたが「脱原発の意志が感じられない」という批判が広がっています。

3 仮処分について

2014年5月30日に鹿児島地方裁判所に稼働停止の仮処分を申し立てましたが、2015年4月22日に申し立ては退けられ、即時抗告も2016年4月6日に棄却されました。

仮処分において弁護団は新規制基準の基準地震動の設定値が想定される地震からすると低すぎること、火砕流（火山活動）の危険性を十分に踏まえていないこと、避難計画の不備を主な争点として争いました。

しかし、高等裁判所は「新規制基準」に関し、「当該発電用原子炉施設が確保すべき安全性は我が国の社会がどの程度の水準のものであれば容認するか」、すなわち、「社会通念」を基礎として判断する他ないとし、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準適合性についての判断は、「多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術知見に基づくものであり」、原子力規制委員会の委員は専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者が任命され、委員が「専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされている」から信頼に値し、その専門家の判断に、特に不合理な点がない限り問題ないとして弁護団の主張を切り捨てました。

「火砕流」については、九州電力が火砕流の発生するような破局的噴火は予知することができ安全確保のための適切な対処は可能であり事故発生を防止できると主張したのに対し、決定は「原子力発電所の運用期間中に対象火山が噴火する可能性その時期及び規模を的確に予測することは困難である」とした上で、「発電用原子炉施設の運用期間中にそのような破局的噴火が発生する可能性が相応の根拠をもって示されない限り、立地不適としなくても、原子炉等規制法の趣旨に反するということはできない。」と述べました。すなわち川内原発の原子炉施設の運転期間中に破局噴火が発生する可能性がそれなりの根拠をもって証明されていないから客観的に安全性に欠けるとは言えないというので

す。予測が困難というのにそれを立証しなければならないというのでは不可能な立証を求めるものと言わざるをえません。

また、「避難計画」について、周辺住民の生命又は身体を原子力災害から保護するための避難等を含むオフサイトの災害対策は規制の対象とされていないが、避難計画を含めた原子力災害対策を規制の対象とするか否かは「立地政策の問題」であり、この避難計画を規制の対象としないという政策は不合理ということとはできないとしました。その上で「原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が存在しないか又は存在しないと同視しえるにもかかわらず、原発施設を運転するような場合でない限り、避難計画が合理性ないし、実効性を欠くものであるとしても、違法ということとはできない」としました。それは避難計画など必要ないと言うのと同じことです。

住民の生命・健康に対する配慮のかけらもない判断という他ありません。

4 本訴の状況等

本訴において鹿児島地方裁判所は従前は原告に主張立証の制約を加えることはありませんでしたが、昨年夏頃から今年の3月までに原告の主張をすべて出すように求めてきました。九州電力は原告の主張・立証が一応終わってから反論するという態度をとってきた点もふまえたものと思われれます。弁護団は原発に関する専門家の協力を得ながら各地の主張等も取り入れ主張立証に取り組んでいます。原点に立ち返りこの事故の被害とはどういうもので、現状はどうであるかという被害論を軸に原発がいかに危険なものであるかを再度確認し、新規制基準のもとでは万が一の事故を防止できないことをあらためて主張してきました。

事故から6年、今でも多くの原発の稼働は停止していますが、電力は不足することはありません。事故が発生した場合の被害回復のためのコストは膨大なものになります。原発の稼働がなければ経済や社会は成り立たないという、いかにも現実的かのような議論がありますが、起こりえないと言われた事故が現に起こったことからすれば逆に空論にしか過ぎません。

実際、福島原発での被害回復のためのコストは現時点の試算でも20数兆円にもものぼるといわれていますが、それを全国民に転嫁する政策がとられようとしています。

これでは責任の所在はあいまいになるばかりでなく、反原発の世論に逆行するものです。

今後各地で仮処分申立の決定が出されることが予定され、また損害賠償請求訴訟の判決も相次いで出される見込みです。川内訴訟でも全国の訴訟の進行を見守りながら原発廃炉を目指して一層力を尽くしていく所存です。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害救済の取り組み

大阪アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

1 関西建設アスベスト〔大阪・京都〕訴訟

(1) 建設アスベスト訴訟の意義と目標

アスベストに関する行政認定（労災認定、石綿救済法認定）の約半数は建設作業従事者の被害である。建設アスベスト被害は、労災認定だけでも毎年数百件、この10年間の行政認定件数は約1万件にもものぼり、わが国最大の労働災害であるとともに、最悪のユーザー被害（欠陥商品被害＝公害）でもある。

かくも被害が拡大した根本的な原因は、建材企業と国にある。すなわち、ニチアスやA&Aマテリアル（旧浅野スレート、旧朝日石綿）、太平洋セメント、ノザワなどの建材企業は、意図的にアスベストの危険性を隠しながら、長期に亘って大量の石綿建材を製造・販売し続けた。一方、国は、建設作業従事者の命や健康を守るための規制は行わないまま、建築基準法で不燃材・耐火構造に指定するなど、建材企業と一体となって石綿建材の普及促進を図った。もとより労働者に対する安全配慮義務を怠った使用者（ゼネコンなど）にも責任があるが、現場特定の困難等からその法的責任を追及できるケースは極めて限定される。また、建設現場では、労働者と同じ石綿ばく露実態がありながら、労働者性が認められない被害者（いわゆる「一人親方」）も多い。

建設アスベスト訴訟は、こうした一人親方の救済も含めた「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設と万全な被害防止策を最終的な目標としている。建材企業と国の法的責任を明確にすることは、全てのアスベスト被害の救済にとっても、今後のアスベスト対策（最重要課題は建物解体改修時の飛散防止）にとっても、決定的に重要である。

(2) 2016年1月の連続勝訴判決

ア 大阪1陣訴訟・大阪地裁判決

2011年7月に提訴した関西建設アスベスト大阪訴訟（原告数33名、被害者数19名）は、2015年5月26日に結審し、2016年1月22日、大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、三度国の責任を認める判決を言い渡した。

同判決は、東京地裁判決、福岡地裁判決に続き、労働者との関係で防じんマスク着用及び警告表示・掲示に関する国の規制権限不行使の違法を認めると共に（屋内作業に関する規制の違法時期は福岡地裁と同じ1975年以降と認定）、石綿の製造使用禁止が遅れた違法を初めて認めた（実際の原則禁止は2004年だが、青石綿・茶石綿の製造等を禁止した1995年時点で白石綿も禁止すべきだったと認定）。

一方、一人親方については、労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして国の責任を認めず、建材企業に対する責任も否定した。

イ 京都1陣訴訟・京都地裁判決

大阪訴訟とほぼ同時期（2011年6月）に提訴し、結審（2015年6月1日）した京都訴訟の判決日は、大阪地裁判決の1週間後である2016年1月29日に指定された。

同日、京都地方裁判所第4民事部（比嘉一美裁判長）は、関西建設アスベスト京都訴訟（原告数27名、被害者数26名）において、初めて建材企業の責任を認め、国に対しては原告4連勝となる判決を言い渡した。

大阪訴訟・京都訴訟では、東京・横浜に比べて被害者数が少ないこともあり、それまでの3判決（横

浜・東京・福岡)を克服すべく、建材別シェアを基礎にした被害者ごとの主要原因建材・企業の特定等、新たな突っ込んだ主張・立証を行ってきた。京都地裁はこれを正面から受け止め、主要な石綿建材企業9社について、被害者22名との関係で共同不法行為責任を肯定した。利益追求のため危険性を隠蔽して、石綿建材の製造・販売を継続した建材企業の加害責任に真摯に向き合ったもので、画期的な判断である。

国の責任についても、違法時期を先行判決より1～2年早く認め(吹付作業に関する規制の違法時期は1972年以降、屋内作業に関する規制の違法時期は1974年以降)、屋内作業対策として、防じんマスク着用及び警告表示・掲示に加えて、集じん機付電動工具に関する違法も認めた。また、屋外作業対策についても初めて違法を認めた(違法時期は2002年以降、違法事由は屋内作業対策と同様)。

同判決も、いわゆる「一人親方」に対する国の責任は否定したが、立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題である旨判示した。

ウ 連続勝利判決の意義

(詳細は2016年度の議案書参照)

大阪・京都の連続勝訴判決で、もはや国の責任を認める司法判断は確定的となり、後述のとおり2017年2月の札幌地裁判決でも国の責任が認められた。

また、京都判決によって、とりわけシェアの大きな建材企業は全面解決を現実的課題として認識せざるを得なくなった。連続判決と建設アスベスト被害の早期解決を求める世論の高まりを受けて、「国から働きかけがあれば応分の負担を検討せざるを得ない」などと回答する企業も複数出てきており、これまで被害者との面会すら頑なに拒否してきたニチアスや住友大阪セメントが交渉に応じるなどの変化を見せ始めている。逆に、太平洋セメント、ケイミューなど一部の大手建材企業の不誠実な対応が際立ってきた。

さらに、原告側申請の尋問を一切行わないまま2016年3月に結審する可能性があった東京1陣・東京高裁が審理方針を変更し、職種毎に代表原告の本人尋問が行われることになったことも重要である。もとより審理方針の変更は、訴訟指揮の不

当性を法廷内外で訴え続けた運動の成果であるが、企業責任を認めた京都判決の影響も無視できないであろう。

(3) 大阪・京都とも1陣訴訟は控訴審、2陣訴訟提起へ

大阪1陣訴訟、京都1陣訴訟の舞台は大阪高裁に移り、大阪地裁ルートは2016年9月から、京都地裁ルートは同年11月からそれぞれ控訴審の審理が始まった。大阪1陣訴訟の控訴審は、奇しくも2011年5月の横浜地裁判決(原告全面敗訴)を書いた江口とし子裁判長の大阪高等裁判所第3民事部に係属し、同判決以降に進化・深化した原告側の主張立証を丁寧展開しているところである。

また、2016年9月には被害者8名が大阪地裁に2陣訴訟を提起し、2017年1月には京都でも被害者16名が2陣訴訟を提起した。大阪・京都では2011年の1陣訴訟提訴後まもなくから関西建設アスベスト訴訟統一本部を結成し、法廷傍聴や企業交渉、判決行動などに連帯して取り組んでいる。2017年1月には「関西建設アスベスト訴訟大集会」を開催し、宮本憲一先生に現代の4大環境問題としてのアスベスト被害について講演いただいた。

ちなみに、大阪では1陣訴訟に徳島県在住の原告がいる他、2陣訴訟も大阪府や兵庫県、京都府、和歌山県など近畿だけでなく高知県、愛知県、岐阜県、宮崎県など西日本各地から原告が参加している。アスベスト建材は全国で使われており、当然ながら被害は全国に広がっているし、今後も確実に発生し続ける。裁判官には、背後に多くの被害があることをも意識しつつ、困難な裁判に立ち上がった原告の声にしっかり耳を傾けてもらいたい。

(4) 北海道建設アスベスト1陣訴訟・札幌地裁判決

2017年2月14日、北海道建設アスベスト1陣訴訟・札幌地裁判決が言い渡された。全国6地域の建設アスベスト訴訟のうち最後の地裁判決である。

同判決は、国の責任について、1981年以降防じんマスク及び警告表示に関する違法を認め(警告表示の違法は2004年まで、国の責任は3分の1)、企業責任は認めないというもので、2012年の東京1陣・東京地裁判決とほぼ同内容である。これまでの到達点から見れば違法時期や違法事由の点で後退した感は免れないものの、東京、福岡、大阪、京都の各地裁

判決に続き、5度、国の責任を認めた意義は大きい。建築作業従事者に対する国の責任はもはや揺るぎないものになった。

また、共同不法行為の解釈論によって企業責任を否定したものの、被告企業らが警告表示を怠った製造販売の加害行為は認めており、「被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業らが、本件被災者らを含む建築作業従事者らに対して何らの責任も負わないという結論を採ることには問題があると言わざるを得ない」、被告国のみならず、建材企業が、「建築関係企業らと共に・・・建築作業従事者らの被った石綿関連疾患の発症による損害を填補するための何らかの制度を創設する必要がある・・・立法府及び行政府による政策判断を待つほかない」などと付言している。これは本訴訟の目標である基金制度の創設に言及した点で、東京1陣・東京地裁判決（2012年12月）の付言（「石綿含有建材の製造販売企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないか・・・立法府及び関係当局における真剣な検討を望む」）や、京都地裁判決（2016年1月）の付言（一人親方等の救済につき、「立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題」であるとした）から一歩も二歩も踏み込んだ内容である。

また、札幌地裁判決は、石綿関連疾患起因の死亡時は3000万円、肺がん・中皮腫・石綿肺管理4は2700万円と高額な基準慰謝料額を認めている。これは具体的な解決において被害者が十分救済されるべきであるとする司法からのメッセージと言える。

(5) 建設アスベスト訴訟の全国的な闘い

現在、九州建設アスベスト訴訟においても2陣提訴を準備中であり、2008年5月に東京・横浜で提起された建設アスベスト訴訟は、2017年には全国6地域（北海道、東京、横浜、京都、大阪、九州）でそれぞれ1陣訴訟（地裁）・2陣訴訟（控訴審）が係属することになる。

そして、2017年3月14日には神奈川1陣訴訟（東京高裁・神奈川ルート）が、3月17日には神奈川2陣訴訟（横浜地裁）がそれぞれ結審し、今秋頃には判決が出る見込みである。とりわけ建設アスベスト訴訟で初めての控訴審判決となる東京高裁判決は、今後の解決における鍵を握っているとも言え、原告団・弁護団だけでなく企業も注視している。さらに

2017年11月には東京1陣訴訟（東京高裁・東京ルート）も結審し、2018年春の判決が見込まれる。

全国の建設アスベスト訴訟における被害者数は700名近くに上る。すでに半数以上が死亡しており、1日も早い解決が望まれる。

全国6地域の地裁判決が出そろった今、司法も世論も、国が中心となって建材企業などの関係者と共に一人親方を含めた建設アスベスト被害の救済を図るべきだとしている。私たちは、先行する2つの東京高裁判決に続けて二の矢、三の矢を放つべく、裁判において建材企業と国の責任をさらに追及しつつ、全国的な闘いの中で政治による早期解決を求めている。

2 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟のその後

(1) 2014年10月の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決によって国の責任（1958年から1971年までの間、局所排気装置設置の義務づけを怠った違法）が確定し、同じ状況にあった石綿工場における労働者のアスベスト被害については、国が早期に訴訟上の和解に応じることを約束した。

2016年9月30日と10月1日には、当弁護団を含む関係4団体の呼びかけで泉南最高裁判決2周年「アスベスト被害全国ホットライン」を実施し、札幌・埼玉・東京・静岡・大阪・高松の全国6カ所で相談を受け付けた。2日間で約270件もの相談があり、泉南最高裁基準に基づく賠償対象も複数あった。しかし、厚労省発表の石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表からの推計によると1200名程度が最高裁判決基準に基づく賠償対象と推計されているにもかかわらず、2017年2月1日時点で提訴した被害者は全国で111名、和解した人は58名に止まると報道されている。

弁護団では、被害掘り起こしと並行して、地元の原告・支援者、全国的な被害者団体などと共に、厚労省本省や大阪労働局等に対して、国が作成しているリーフレットを労災認定や管理区分決定を受けた被害者に個別送付するよう再三要請しているが、国は、誤解や混乱を招く恐れがあるなどとして不当にもこれを拒否している。2016年4月には唯一佐賀労働局がリーフレットを個別送付しており、それが被害者23名（原告50名）の集団提

訴に結びついた模様である。2017年10月には泉南最高裁判決から3年を迎えることもあり、今後も国に適切な方法による周知徹底を求めていくつもりだ。

ちなみに、泉南地域では3陣訴訟として被害者31名（原告46名）が提訴している。1陣26名・2陣33名と合わせて少なくとも100名の救済を達成したい。引き続き地元の原告・支援者と連携して3陣訴訟の被害者を掘り起こし、最後の1人まで救済を図る所存である。

- (2) 泉南アスベスト国賠訴訟の「原告団」と地元の支援団体「泉南地域の石綿被害と市民の会」は、2015年6月、新たに「泉南アスベストの会」を結成して、3陣訴訟の被害者掘り起こしや建設アスベスト訴訟の支援をはじめ、全国的な公害・じん肺・石綿被害者団体等との交流、石綿救済法見直しに関する要請など精力的に活動している。

この間、局所排気装置について証言していた田口直樹・大阪市立大学教授編著による『アスベスト公害の技術論 公害・環境規制のあり方を問う』が「平成26年10月9日最高裁判決資料-いのちと健康を守る経済発展を展望する」（ミネルヴァ書房）という帯付きで刊行された。また、泉南の闘いを追った力作『国家と石綿 ルポ・アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い』（永尾俊彦著・現代書館）が出版され、原一男監督によるドキュメンタリー映画『ニッポン国 vs 泉南石綿村』も近日公開予定である。

泉南アスベスト国賠訴訟では1971年以降就労の労働者や家族・近隣曝露の被害者に対する国の責任が否定された。これらの救済は、建設アスベスト訴訟の解決や石綿救済法の抜本的改正の中で見直されるべき大きな政治的課題でもある。

3 アスベスト被害救済訴訟の概況

2016年10月、第5回目となる「アスベスト企業責任追及弁護士交流会」を福岡で行った。2005年のクボタショック以降提起された訴訟事件は約90件、個別訴訟の多くが訴訟上の和解によって解決している傾向も昨年とほぼ同様であった（判決確定約20件、訴訟上和解約50件、係属中約20件）。この他、訴訟外の和解にお

いても相当数が解決していると予想される。企業に厳しい責任を認める判決の傾向は今後も続くと考えられるが、曝露立証が困難な石綿肺がん事例や時効問題、CT画像問題などの他、予見可能性に関する特異な判断を示して企業責任を否定した不当判決など、克服すべき課題もある。

2012年以降、石綿肺がんの行政不認定を取り消す判決が相次いでいるが、2016年1月には大阪高裁で原告逆転勝訴の判決が言い渡され、確定した（原審は神戸地裁）。クボタショック後に提起された石綿肺がん行政訴訟は9件連続で国が敗訴しており（自庁取消による認定を含む）、現在は2012年認定基準の合理性を争う訴訟が横浜地裁で係属中とのことである。個別事例の救済としてではなく、行政による認定基準の恣意的運用の見直しが急務である。

2016年7月には、さいたま地裁が公立学校教員の中皮腫被害について公務災害不認定を取り消す全国初の判断を示した。一方、同年11月には、名古屋地裁が私立学校教員の中皮腫被害について労災と認めない判決を言い渡した。欧米では学校教職員はアスベスト被害の危険職種とされており、日本でも石綿救済法では2011年までの累計で「教員」は139名が認定されているなど、多くの被害者が労災・公災と認定されず適正な補償を受けられていない可能性がある。

4 全てのアスベスト被害の救済と根絶に向けた全国的な闘いを

2016年3月には石綿救済法施行10年を迎えた。環境省石綿健康被害救済小委員会に初めて当事者代表が委員として就任したことは一歩前進であるが、石綿肺がんをはじめとしてまだまだ救済率が低い上、救済金額も不十分な現状を追認するなど、石綿救済法の抜本的改正にはほど遠い。

人口動態統計によると中皮腫の年間死者が2015年に初めて1500人を超え、10年前の約1.6倍に増加したとされる。一方、労災認定はほとんど増えておらず、ここ3年ほどは500人とほぼ横ばいである。ここ数年、作家・藤本義一氏の中皮腫死亡やゴム手袋による看護師の被害、麻袋の再生業者の被害など多様なアスベスト被害が報告されている。行政による十分な調査すらされない原因の一つは、被害が発生しても僅かな補償額で済まされてしまう石綿救済法の不十分性にあり、

その抜本的改正が必要である。国が「隙間だらけ」のままアスベスト問題の幕引きを図ることは許されない。

2015年12月には東京高裁で除去工事中のアスベスト飛散事故が起これ、2016年3月には慶応大学構内で大手ゼネコンの下請が飛散防止策を採らずにアスベスト除去工事を行った。2016年10月以降は札幌市の小中学校などで煙突内の石綿断熱材落下が相次いで問題化し、大阪では2012年に耐震補強工事に伴うアスベスト飛散事故が起こった大阪府立金岡高校において2016年12月に再び吹付アスベストの欠片が複数見つかった。2017年1月には堺市の石綿煙突無届け解体容疑で堺市職員が書類送検され、発注者に届出義務があることを知らなかったなどと供述しているという。この他にも解体・改修、除去工事中のアスベスト飛散事故が後を絶たない。2016年4月の熊本地震の復旧工事に伴うアスベスト飛散も懸念されている。

2014年6月、建物解体に伴うアスベスト飛散防止対策として、届出義務者の工事施工者から発注者への変

更など一定の規制強化が図られた改正大気汚染防止法が施行された。しかし、「戦後建てられた280万棟ものアスベスト建築の解体が一斉にピークを迎える中、解体工事を取り締まる法規制が現場の実態に追いつかず、各地で手抜き工事が行われ、重大な飛散事故が繰り返されていることがわかってきた・・・監視するはずの行政は人員不足、国は抜本的な対策を先送りし続けている」(2016年2月4日放送・NHK『クローズアップ現代』ホームページより)。このままでは新たな曝露による被害発生は避けられない。建物解体改修時のアスベスト飛散は、建設作業従事者の職業ばく露の問題であると同時に、環境ばく露の問題でもある。建設アスベスト訴訟の解決と全てのアスベスト被害の救済・根絶は連続しており、そのためにも同訴訟の早期解決が必要である。

今後も多くの方々の知恵と力を結集し、アスベスト被害の全面的な救済と万全な防止対策を求める大運動を展開していきたい。

(2) 尼崎アスベスト訴訟

～大阪高裁平成28年5月26日判決・最決平成28年11月9日の報告～

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 事務局長
弁護士 和田 信也

1 尼崎アスベスト訴訟労災型裁判

尼崎アスベスト訴訟では、アスベスト工場の近隣に住んでいる住民がアスベスト関連疾患に罹患して亡くなり、その遺族が原告となって訴訟を起こしたいわゆる環境型裁判（最決平成26年2月17日）のほかに、アスベスト曝露により肺癌に罹患して亡くなった労働者の遺族を原告となって訴訟を提起した労災型訴訟にも取り組んできた。今般、この訴訟について、大阪高裁平成28年5月26日は不当判決を下し、最決平成28年11月9日が上告を棄却したため、その内容について報告する。

2 事案の概要

被害者は、アスベストに曝露し肺癌で死亡した労働者2人であり、その遺族が原告となっている。

被害者の一人は、株式会社クボタの旧神崎工場に石綿原料の搬入や石綿管の搬出をしてアスベストに曝露したトラック運転手である。同人は、株式会社クボタとの間には直接の雇用関係はなく、同社の下請会社の下請会社（孫請け）の従業員であり、アスベストに曝露した期間は昭和36年から42年までの約6年間である。平成16年、肺癌のため、62歳で亡くなった。

もう一人の被害者は、溶接工として、中小企業を転々

としていた労働者であり、溶接時に使用した石綿防護製品（石綿シート、耐熱手袋など）が摩耗して飛散したアスベストに曝露した。曝露期間は、昭和43年から平成9年までである（ただし、後述のとおり争点となっている）。平成9年、肺がんを原因とする転移性脳腫瘍のため、56歳で亡くなり、平成18年には、労災が認定された。

原告らは、被害者の遺族であり、トラック運転手の遺族は、国に対しては国家賠償法に基づき、株式会社クボタに対しては不法行為ないし安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求を、溶接工の遺族は、国に対して国家賠償法に基づき、損害賠償を求めたのが、本件訴訟である。

3 裁判所の判断

主な争点は①予見可能性、②アスベスト曝露の有無の2点である。

(1) 神戸地裁平成27年3月23日

一審である神戸地裁は、トラック運転手についてはアスベストの曝露を認めつつも、①予見可能性の対象を、具体的な疾病と判断し、アスベスト曝露により石綿肺、肺がんを個別具体的に予見できたか否かを問題とした。そして、具体的な疾病の発症の予見が可能であったか否かは、「医学的な知見の確立」が必要であるとし、予見可能性の時期を、肺がんについては昭和47年ないし昭和48年ころと判断し、昭和42年までしか曝露していないトラック運転手については、国及び株式会社クボタには予見可能性がなかったとして、責任を否定した。

また、溶接工については、②「石綿を含有する耐熱エプロンや耐熱手袋を着用していた」と認めながら、「具体的な業務内容や…石綿粉じんの飛散状況については不明である。」「同作業場において大量の石綿粉じんに曝露したとは認め難い」として、アスベスト曝露を否定して、責任を否定した。

(2) 大阪高裁平成28年5月26日

これに対し、控訴審である大阪高裁は、溶接工のみならず、トラック運転手についてまで、②アスベスト曝露の有無を問題として、肺癌との因果関係を否定した。

すなわち、控訴審である大阪高裁は、トラック運転手について、「本件工場で大量の石綿に曝露していたとは認めるに足りず、稼働期間を通じて曝露した累積曝露量は、ヘルシンキクライテリアで肺癌発症リスクを2倍以上に高めるレベル（25本/ml×年）にも達しているとは認められない…そもそも肺癌は、我が国の死因の第1位を占める疾病で、その原因には、石綿以外にも、喫煙はもちろん、受動喫煙、大気汚染その他様々な要因が考えられ、（トラック運転手）自身に喫煙習慣がないというだけではほかの要因による可能性は何ら排除されたとはいえないことを考慮すると…肺がん発症と本件工場における石綿曝露との間の因果関係が高度の蓋然性をもって証明されたとはいえないと言わざるを得ない」とした。

そして、結論として、控訴を棄却した。

(3) 最決平成28年11月9日

弁護団は、直ちに上告したが、最高裁は、上告を棄却し、上告審として受理しないとの決定を下した。

4 まとめ

一審は、予見可能性の判断方法においても、アスベスト曝露の事実認定においても、誤った判決であった。ところが、控訴審は、一審をさらに後退させる内容であった。控訴審は、トラック運転手のアスベスト曝露に関し、株式会社クボタ側の証人の信用性を全面的に肯定し、被害者側の証人や陳述書の信用性を全面的に否定したのである。何十年も前のアスベスト曝露の立証の困難さを、裁判所は十分に理解していないと思われる。

しかも、控訴審は、因果関係の判断において、被害者側に対し、肺癌発症の他原因、それも喫煙だけでなく、受動喫煙や大気汚染の可能性まで触れ、他原因がないことの立証を被害者側に求めている。このような因果関係の判断は、極めて特異であって、不当な判決である。

上告審である最高裁は、事実認定の問題に過ぎないとして、形式的に上告を棄却し、上告を受理しなかったが、このような最高裁の判断は、アスベスト被害の救済の流れに反するものである。

弁護団としては、今回、残念な結果に終わったが、今後、被害を掘り起こし、新たな訴訟を起こし、アスベスト被害者の救済活動を進めていく。

〔3〕 首都圏建設アスベスト訴訟の報告

～首都圏での高裁判決勝利をめざして～

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 事務局長
 弁護士 佃 俊彦

1 建設アスベスト訴訟の概要

建設アスベスト訴訟は、石綿被害が建築業に集中的に現われているという状況のなかで、元建築作業従事者とその遺族が、「謝れ、償え、なくせアスベスト被害」を合言葉に立ち上がり、石綿建材の製造・販売メーカーと国の責任を追及し、甚大な被害を救済させるため、全国各地で提起して闘っている。現在、4高裁、5地裁に係属し、被災者原告数は合計650名である。

【全国建設アスベスト訴訟の概要】

- ①首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟
 (2012年12月5日判決、東京高裁第10民事部に係属)
- ②首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟
 (2012年5月25日判決、東京高裁第5民事部に係属)
- ③九州建設アスベスト訴訟
 (2014年11月7日判決、福岡高裁に係属)
- ④関西建設アスベスト大阪訴訟
 (2016年1月22日判決、大阪高裁第3民事部に係属)
- ⑤関西建設アスベスト京都訴訟
 (2016年1月29日判決、大阪高裁第4民事部に係属)
- ⑥北海道建設アスベスト第1陣訴訟
 (2017年2月14日判決、札幌高裁に係属。なお、第2陣訴訟も同地裁に提訴されている。)
- ⑦首都圏建設アスベスト東京第2陣訴訟
 (東京地裁に係属)
- ⑧首都圏建設アスベスト神奈川第2陣訴訟
 (横浜地裁に係属)
- ⑨関西建設アスベスト大阪第2陣訴訟
 (大阪地裁に係属)
- ⑩関西建設アスベスト京都第2陣訴訟
 (京都地裁に係属)

2 建設アスベスト訴訟の到達点

- (1) このような全国各地での裁判の闘いのなかで、下記表のとおり、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁、札幌地裁が国の責任(規制権限不行使の違法)を認めた。しかも、基本的には国の違法事由、違法期間が拡大され、一層厳しく断罪されている。それとともに、京都地裁は、共同不法行為責任の成立を初めて認め、被災原告26名のうち22名との関係で、被告メーカーらの責任を肯定した。責任が肯定された被告メーカーは、①ニチアス、②エーアンドエーマテリアル、③太平洋セメント、④新日鉄住金化学、⑤日東紡績、⑥エム・エム・ケイ(旧三菱マテリアル建材)、⑦ノザワ、⑧ケイミュー、⑨大建工業の9社である。

【東京・福岡・大阪・京都・札幌の地裁判決比較】

	東京地裁 2012.12.5	福岡地裁 2014.11.7	大阪地裁 2016.1.22	京都地裁 2016.1.29	札幌地裁 2017.2.14
【規制権限不行使】					
① 防じんマスクの着用	○	○	○	○	○
② 警告表示(安衛法57条)	○	○	○	○	○
③ 建築現場の掲示 (特化則38条の3等)	×	○	○	○	○
④ 集じん機付電動工具	×	×	×	○	×
⑤ 製造禁止	×	×	○	×	×
【違法性が問われる時期】					
① 吹付け作業の危険性	1974年	—	—	1972年	—
② ①以外の屋内作業の危険性	1981年	1975年	1975年	1974年	1981年
③ 屋外作業の危険性	×	×	×	2002年	—
④ 間接曝露の危険性	1992年	1975年	1975年	1974年	—
【5%以下の違法】					
① 吹付け作業	○	—	—	○	—
② ①以外の全ての作業	×	○	○	○	—
【一人親方】	×	×	×	×	×
【過失】					
① 石綿不使用義務違反	×	×	×	×	×
② 警告表示義務違反	○	×	×	○	×
【因果関係】					
① 共同不法行為(719条)	×	×	×	○	×
② 個別責任(709条)	—	—	—	○	—

(2) このように東京・福岡・大阪・京都・札幌の地裁において5連続で国の責任が認められ、しかも、基本的には違法事由・違法期間が拡大されている。国は、泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決（2014年10月9日）以後、4連敗である。最高裁判決が示した「適時にかつ適切に」規制権限を行使すべきであるという、規制権限行使の在り方を踏まえて国の責任を認めており、最早国の責任を認める司法の判断は揺るぎないものとなっている。

とくに、あらゆる違法事由（防じんマスク、警告表示・掲示、集じん機付電動工具、製造禁止）が認められ、石綿工場での違法事由（局所排気装置）を含めると、国が行ってきた石綿粉じん曝露防止対策の怠慢さが明らかにされた。

それとともに、大阪地裁判決が、1995（平成7）年時点以降ではあるが、製造禁止の不行使の違法を認めたことは極めて重大である。つまり、少なくとも製造禁止が約10年遅れたことにより、石綿（建材）の使用量が増大し、被害が拡大しているのである。しかも、建築作業従事者は、石綿建材の使用（加工）時のみならず、将来の解体・改修時にも曝露するので、製造禁止措置の遅れは重大である。

(3) また、京都地裁判決は、シェア10%以上の企業9社の共同不法行為責任（警告表示義務違反）の成立を認めた。同判決は、警告表示義務について、石綿建材の製造・販売企業は「最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずべき高度の注意義務を負っている」と判示している。なお、東京地裁判決も、同様に石綿建材の製造・販売企業の警告表示義務違反を認定している。

ところで、石綿建材を製造・販売するにあたっての警告表示義務違反は、全ての石綿建材企業に共通する。福岡・大阪地裁の判決は、警告表示義務に関する国の規制権限不行使の責任を認めたが、これは石綿建材企業の警告表示義務違反を当然の前提としている。また、国の製造禁止措置の不行使の責任を認めた大阪地裁判決も、石綿建材企業が石綿建材の製造販売を中止しなかった違法を前提としている。

東京・福岡・大阪・札幌の各判決が企業責任を認めなかったのは、病気の原因となった石綿建材

と企業の特定ができず、加害行為と被害発生の因果関係が認められないことを理由としたもので、企業の加害責任を否定したものではない。

3 建設アスベスト訴訟の首都圏での勝利に向けて

(1) 現在4つの高裁に係属している建設アスベスト訴訟のうち、首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟が、昨年12月9日及び12月13日に主要曝露建材からの石綿粉じん曝露の実態等に対する原告本人尋問を実施し、本年3月14日に結審し、夏明けには判決が言い渡される見込みである。また、首都圏建設アスベスト神奈川第2陣訴訟も、本年3月17日に結審し、神奈川1陣訴訟と同時期に判決になると思われる。

それとともに、首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟も、昨年12月12日に3名の原告による被害立証、本年2月、4月、5月、7月に主要曝露建材からの石綿粉じん曝露の実態等の立証（6人原告と3人の証人）が行われ、本年秋以降に結審、来年春には判決となる可能性が大である。

(2) 泉南国賠訴訟最高裁判決とそれに続く福岡地裁判決、さらに大阪地裁、京都地裁、札幌地裁の判決により、建設アスベスト被害における国の法的責任は一層明確となり、不動のものとなったといえる。また、京都地裁判決により、被告メーカーの共同不法行為責任が認められ、大きな勇気と確信がもたらされた。このような、建設アスベスト訴訟の流れに確信をもち、これらの判決を武器に、さらなる大きな運動を構築していけば、「建設石綿被害者補償基金」制度の創設をはじめ全面解決に向けて大きな前進を勝ち取ることができると確信している。とくに、東京高裁の二つの訴訟の審理、及び横浜地裁の2陣訴訟は、いずれも本年の結審が予定されており、少なくとも神奈川1陣訴訟と2陣訴訟は本年夏明けに判決が予定される。そして、これまでの判決、さらにはこれから出される判決を武器にさらなる大きな運動を構築し、建設アスベスト問題をこれまで以上に「政治問題化」し、「建設石綿被害者補償基金制度」を創設させ、建設アスベスト問題の全面解決を勝ち取るつもりである。皆さまには、これまで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判報告

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義仁

1 川崎公害裁判の和解後の主要命題として、「環境再生とまちづくり」の課題が掲げられて久しい。この課題については、自動車排ガス汚染の元凶となっている道路（国道その他）問題を中軸として、国との間の「道路連絡会」を縦糸に、川崎市との間の「検討会」を横糸にして取り組みが継続されている。

ちなみに、この1年間、国との第21回「道路連絡会」が2016年1月20日に開催され、それを補完するものとして、国道15号関係については川崎国道事務所との間で「勉強会」が、国道1号関係については横浜国道事務所との間で「勉強会」が開催され、トータルの課題として、国道15号（県道産業道路等の周辺道路を含む）、国道1号（県道尻手黒川線等接続道路を含む）のほか、臨海部に位置し、湾岸線と並行線で位置する国道357号線の早期建設、東京都大田区と川崎区の臨海部を結ぶ羽田連絡道路や川崎駅から臨海部に位置するFAZ地域にまで足を延ばす、市道さつき橋水江線の路線延長・川崎港臨港道路の建設や、それと直接に関連するリニア中央新幹線建設に伴って、発生する残土処理ないしその運搬問題をめぐって協議が行われた。

このなかで、長年の懸案となっていた、市街地から自動車交通量を臨海部へシフトさせる国道357号の建設問題が準備的調査を含め、2016年度中に事業着手される見通しとなるに至った。

次いで、2016年11月17日に第22回「道路連絡会」（道路連絡会は年1回開催を原則とし、第21回はくり延べされた前年度分としてカウント。それを補完する勉強会は随時開催）が開催され、① 和解後の各道路構造対策の進捗状況の意見交換、② 国道1号、15号の改善問題を中心とする協議、が行われた。

このなかで新しい展開を見たのは、国道1号の尻

手交差点に自動車排ガス測定局を設置するとの長年の「宿題」について、2016年12月中に設置をめざした合同現地調査を行うことが約定された（12月22日に実施）。

また、後述する国道1号の「片側3車線の2車線化」と4メートルの「歩行者自転車道」設置（川崎市役所通りの歩行者自動車道と同一構造）に係る、つめの勉強会を同じく年内に実施することが確認された（12月22日の前記同一期日に実施）。

なお、川崎市は、自らが管理する市役所通りと並行する新川通についても2017年度に市役所通りと同一の構造で歩行者自転車道を設置することとし、これによって、すでに設置済みの国道15号の「歩行者自転車道」とあいまって、川崎市内の自転車ネットワーク作りが、より一層促進されることとなった。

また、国道15号の植栽については、すでに実施された主要地域での維持管理、増植の要求と合せ、未実施の川崎区池田町から横浜市鶴見区へかけての区間とハローブリッジ（国道15号と市役所通りの交差点）から東京都大田区の県境六郷橋までの区間についても追加的に実施するよう要求し、12月26日の合同現地につづき、本年2月27日に追加の合同調査が予定されることとなっている。

2 前記国道15号（川崎市川崎区）、国道1号（同幸区）等の取組みのうち、ここでは、国道1号に関連して、「環境再生とまちづくり」の課題の展望が大きく開かれようとしている状況を紹介する。

1. 国交省（旧建設省）は、当初の大気汚染対策としては、交通渋滞の解消、「車線の整流化」が重要で、

そのため（現行 23m 幅の道路につき）「30m 拡幅、沿道法に基づく周辺整備を入れると 40m の拡幅」を打ち出してきた。

一方、地域住民と原告団は、道路幅の拡幅は、更なる自動車の移入を呼び込み、大気汚染の増加を導くとして、これに反対し、逆に現行片側 3 車線を 2 車線に削減し、その削減した道路幅を歩行者自転車道に付け替えることを提案した。

この対立の克服の過程は、毎年の公害弁連総会議案書に譲ることとして、結論としては原告側の言い分が国交省を圧倒し、全国有数の幹線道路である国道 1 号で、車線削減の合意をかちとった。そして、具体的な実施策が、この 1、2 年、協議された。

2. これを詳述すると、車線削減に伴う自動車走行の影響、とりわけ交差点構造の改良問題（大型車の右折、左折との関係での交差点の停止位置の調整）は、原告側の意見を採り入れて、国交省と所轄警察署、神奈川県警との協議が行われ、ようやくその協議が整うところとなった。

その結果、残る課題は「歩道の広幅員化」に伴う構造問題のみとなった。

その構造は、① 歩行者自転車道（4m 幅について歩道と自転車道を混在させ、車道寄りに 2m 幅でカラー化して自転車道を設置）、② 歩道、自転車道の区分け（歩道 2m、自転車道 2m で段差を設け、双方向 OK の自転車道を車道上に組み込む）、③ 歩道、自転車レーンの区分け（歩道 3m、段差を設け 1.5m の片側通行の自転車レーンを車道上に設置）という 3 つの案が検討の土俵に載せられた。

国交省は、歩道幅が、現行歩道幅と同じになる②案の選択はないとし、他方、③案の選択は、1.5m 自転車レーンは片側通行（法令上双方向走行には 2m 以上が必要）で、そのため、反対走行の自転車は必然的に歩道上を走行し、そして、車道上を大型車とともに走行することを避ける人たちの自転車走行は、必然的に歩道を走行することとなり、結局、現実の使い勝手としては、歩行者自転車道と異なることにはならないということで、原告側が反対し、両者の協議は、すり合せ作業の結果、①案で確定した。①案は、原告側、地元住民側の強い要望ということで提起され、結果、国交省も

これに同意し、2016 年春に、いったん①案で確定した。

3. しかし、①案の確定は、協議相手の国交省関東地方整備局横浜国道事務所が合意したということのみを意味し、その後、国交省本省、関東地整からの激しいまき返しにあうところとなった。

2014 年 11 月、国交省道路局と警察庁交通局は共同して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を定めて、公表した。

そのガイドラインは、文言上の記載はともかくとして「現地の道路実態を知らない」「地元住民の要望、要求も知らない」なかで全国一律に定められたもので、きわめて杓子定規なものとなっている。

ガイドラインは「自転車は都市交通等において重要な移動手段となっている」「一方、自転車は車輦であるという認識の希薄化」から「自転車対歩行者の事故数はこの 10 年間で増加している」という一般的認識の下に、「自転車は車輦であり、車道を通行することが大原則」で、「歩道を通行できるのは、運転者が児童、幼児、高齢者などの場合に限る」という方針を打ち出した。

その一方で、ガイドラインの位置づけを関係当局は、「自転車利用整備に関係する河川管理者、港湾管理者等の行政機関や地元住民、道路利用者と連携して実施すべき」とし、「地域の実情を十分踏まえ、関係機関等と適切な役割を分担した上で、実施されることが望ましい」とした。

また、「具体的な取組みの検討にあっては、地域の課題やニーズ、交通状況などをも十二分に踏まえる必要がある」とし、そして、自転車ネットワーク計画にあっては、面的なネットワーク路線を選定してその計画を立てる、とした。

このガイドラインの「趣旨」をふまえて、ということで、横浜国道事務所は、2016 年 5 月に至り本省（関東地整）の「反対」にあい、①案の実施は不可能であると原告・住民側に回答した。

何!? 原告・住民側は、この回答に猛反発し、①案でとりまとめるよう横浜国道事務所に再回答し、ダメなら 6 月 1 日の公害総行動の本省交渉で問題とすると通告した。

そして、迎えた 6 月 7 日の交渉。智恵は出てく

るもので、国道事務所は、①案の変化球というべき妙案を提案してきた。それは、10年有余にわたって原告側と関東地整・国道事務所間で築きあげてきた信頼関係を崩さないために、国道事務所が知恵をしばり出した案となっていた。

その妙案は、原告・住民側要求の①案（4m幅で歩行者自転車道を設置）を維持しつつ、車道50cmの路肩を利用して、これをも含めて車道1m幅につき、「矢羽」の表示をして、これを車道上の自転車道として位置づけ、ガイドラインをクリアするというものであった。

行政の解釈としては、きわめて現実的なもので、国道17号（中山道）にも「矢羽」方式の採用はあるということで、杓子定規な解釈から弾力的解釈への転換となるに至った。

ちなみに、川崎市川崎区の市役所通り（川崎市が工事を実施）では、すでに原告側要求に添った歩行者自転車道が設置され、同じ国道15号（但し、この歩道幅は、13mときわめて広い）でも同様な歩行者自転車道が設置され、そして、今春からの工事実施をめざして川崎市が施工者となり、市役所通りと並行的に走る新川通りについても同様な計画が進行している。

「面的な自転車ネットワークの構成」という観点からしても、国道1号の今回の方針の確定は、地元要求に根ざしたもので、きわめて正当なものとなっている。

4. ところが、ところが、2016年12月22日の「勉強会」で横浜国道事務所は苦心の作であり出した「矢羽」方式は、神奈川県警との協議では評判が悪く、その方式を採用するまでもなく、結局、本来、確認した①案でよい、ということとなったと報告し、一年にわたる「迷走」は一件落着するに至った。

なお、3車線の1車線を削って「歩行者自動車道」を作るためには、既存の地下埋設物（水道管、ガスパ等）の移設が必要で、その移設工事は、各区間毎に行うしかなく、その移設工事の着手が今春以降で、順次その工事が進行し、そののち、①案に従った「歩行者自転車道」の新設に至るというもので、完成までには2年強を要するところとなっている。

但し、今回確定した実施区間は、対象区間のうち（交差点では右折車線の確保から2車線化はできない）、4割強というものであり、原告側は、東芝小向工場の用地買収の追及も含め、ひきつづき、その区間の拡大を求め協議を進めている。

いずれにしても、この問題は、原告および地元住民の意見を大幅に取り入れて成功裡のうちに実施され約束をかちとったものであり、10月の川崎市長選を横目でにらむなか、住民側のこの間の取り組みの経緯とその成果をまとめたピラの作成とその大量配布、横浜国道事務所と住民側が共催しての地元説明会の開催、ということで、「地元に戻す」取り組みが、現在、鋭意取り組まれている。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団

弁護士 村松昭夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月、国、旧阪神高速道路公団との間で和解解決しましたが、その後現在まで、

国交省近畿地建及び阪神高速道路株式会社と道路公害根絶に向けた「道路連絡会」を継続的に行ってきた。

西淀川区の大気汚染は以前のような危機的な状況ではないものの、引き続き高水準の汚染が続き、昨年は

若干悪化傾向も見せている。今もなお大型車規制や交通量削減などの公害根絶に向けた取り組みが求められている。

2 第20回道路連絡会について

2017年2月17日に準備会を行い、3月22日に第20回道路連絡会を開催する予定である。また、2015年10月からは、国交省との間で自由な意見交換を目的にした「道路連絡会ワーキング」を開催し、国道43号線から湾岸線への大型車の移行の促進、PM2.5を中心とした大気汚染対策、歌島交差点問題などに関して意見交換を行ってきた。

昨年は、阪神高速3号神戸線が2015年に続き11月1日から9日にかけてリフレッシュ工事が行われ、それに伴って通行止めが実施された。あおぞら財団は、この期間の交通量の増減とNO₂濃度の変化等に関する調査を国道43号線と同2号線で実施した。その分析結果によれば、通常時と工事中のNO₂濃度を比較すると、通常時の平均値が42.1PPbであるのに対し、工事中は47.4PPbと若干高くなっている。これは、調査を実施し

たいずれの交差点においても、工事中は通常時よりも3000台から4000台交通量が増加していることが要因ではないかと考えられる。ただ、今回は、大型車の多くが、3号神戸線の代わりに国道43号線ではなく湾岸線を利用したようで、西淀川区への影響は小さいものだったようである。

原告団及び弁護団は、上記の調査結果とその分析結果を道路連絡会の議論に反映させ、

国道43号の大幅な大型車削減に向けた取り組み、とりわけ、削減目標を設定しての削減の取り組みを求め、NO₂も0.04以下を目指す方向での意見交換を行う予定である。

3 今後の課題

今後も、国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていることを訴え続けることが必要である。なお、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成され、粘り強く活動してきた「あおぞらプロジェクトIN大阪」は、昨年、一定の役割を果たしたことを確認して解散した。

〔3〕東京大気のたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 「東京都ぜん息医療費助成制度」をめぐって

東京大気汚染公害裁判の和解条項によって創設された東京都ぜん息医療費助成制度は、いよいよ来年2018年4月から月6000円の自己負担が導入されることとなる。東京都は認定患者に「自己負担限度額管理票」を交付し、患者にこれを管理させるシステムを取っているが、医療機関側も含めてこの制度を十分に周知させていく努力が不可欠である。

他方新規認定が継続されている18歳未満の患者につ

いては、表1のとおり各年度末時点の認定者数が年々減少し、最新の2017年1月末には8,777人まで落ちこんでいる。約8年間で4分の1近くにまで減少したことになる。

(表1) 18歳未満認定者数の推移

年度末	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2017.1
認定者数	31,549	29,385	26,688	22,942	19,433	16,077	13,246	10,940	8,777

このように短期間で激減することの合理的な理由(例

えば小児医療費助成制度の普及、患者数の激減などは考えがたいことであり、制度の周知に極めて問題があるものと推測される。

18歳到達による認定打ち切りの不合理性の問題とあわせて、東京都と交渉をしていく予定である。

2 国に対する医療費助成制度創設を求める運動

(1) 運動スタート

昨年度取り組まれた全国公害患者アンケートでは、東京など救済制度のない地域では患者の相当の部分毎月1万円前後の医療費負担に苦しんでおり、今でも「受診抑制」「薬の節約」の結果として「症状悪化→収入減→さらなる「受診抑制」」という「悪循環」が続いていることが明らかにされた（詳細は昨年度議案書参照）。

他方東京都の医療費助成制度が患者の症状を改善させていく極めて優れた効果をもたらしたことはこれまでも報告されてきた。今年公表された東京都福祉保健局のアンケートでも、表2のとおり「5年以内に救急外来を受診したことがある」患者は2008年度からの7年間で3分の1近くまで減少した。医療費無料化により、発作を起こして病院に緊急で駆け込む患者は急減しているのである。

(表2) 5年以内に救急外来を受診したことがある患者の割合

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
割合%	29.3	25.7	22.0	19.9	17.6	13.4	13.2	11.3

しかし東京都内でも新規認定が打ち切られた2015年4月以降、大量の未救済患者が生まれている。表3に示すとおり、2012年度以降毎年9000人以上の患者が新規認定を受けてきたのであり、制度が存続していれば救済を受けられたはずの患者が今日でも年間9000人程度はいたであろうと推測される。未救済患者の救済は東京にとっても重大な課題となっている。

(表3) 年度別新規認定者数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
認定者数	14,951	12,408	11,490	9,585	9,721	9,497	7,396	0

(注) 2015年度は2014年度内申請分

そこで東京患者会としては東京都のぜん息医療費

助成制度に一部負担が導入される2018年4月までに、国の医療費助成制度創設を実現することを目標としている。そのためには今年の秋の臨時国会での制度化を目指すこと、そのため2017年度は国会議員対策、請願署名、環境省交渉などの総合的、全面的な運動を展開していく必要があり、そのために全力を尽くす意思統一をして臨んでいる。

(2) 請願署名と国会議員対策

2016年8月の全国患者会大会での方針に基づいて、東京でも同年10月から国の救済制度創設を求める請願署名に取り組んだ。東京としては3月末で5万筆、8月末で10万筆との目標を定めてスタートした。

11月には川崎と共同で第1回の国会議員要請行動も行った。

署名については各団体、地域を丁寧に回りながら目標を目指してとりあえず順調に走り出している。患者の中には早くも2ヶ月程で1000筆以上集めた「猛者」まで現れている。

しかし同時に、署名運動だけで突破できる状況ではないことも皆の共通認識になりつつある。署名成功は「勝利のための必要条件だが、十分条件ではない」のである。

最大のキモは、この課題のために本気で国会の状況を変えていくことを目指した国会議員をどれだけ組織できるかという点にある。そこで本年1月下旬、東京患者会の中に国会対策チームを作って、本格的に国会議員への働きかけを強めることとした。

対象は自民党・公明党の議員で、東京選出議員を中心に、環境委員会の幹部、特に医師の議員など、まず十数名を挙げて、責任担当の患者を決め、FAXと電話でアポを取った。患者2、3人で面談し、中には30分の約束を1時間以上話し込むケースもあった。とにかく繰り返し足を運び、「推進議員の会」などの形で超党派の議連を作っていくことを目指して活動を進めている。

3 道路公害対策を求めるたたかい

(1) 道路連絡会・準備会

2016年度は次のように道路連絡会、準備会を行った。

2016. 5. 19 第 8 回 道路連絡会
11. 22 第 14 回 準備会
2017. 2. 8 第 9 回 道路連絡会

但し、14 回準備会は東京都が急遽議会の関係で出席できなくなったため、12 月 15 日に警視庁と大型車通行規制の問題について交渉を持った。

また 7 月 22 日には道路緑化問題に関して東京都公園緑地部と交渉を行った。

(2) 自転車走行空間整備

この間の情勢のなかでは、2016 年 12 月、議員立法により**自転車活用推進法**が成立したことが注目される。この法律は自転車の活用の推進が自動車への依存を脱却し、国民の健康増進につながるとの立場から、走行空間整備、パーキングメーター指定の見直しなど様々な施策を実施すべきこと、政府・自治体は「自転車活用推進計画」を定めなければならないこと、5 月 5 日を自転車の日とし、5 月を自転車月間として、国・自治体はその趣旨にふさわしい事業を実施することなどを定めている。これからの運動の大きな力にしていきたい。

また本年 1 月、東京都は区市・国とともに「**自転車ネットワーク計画に関する調整会議**」を立ち上げたことも注目される。我々は、本来自転車走行空間はネットワークとして整備されるべきであり、区市を中心に東京都や国がこれを制度的・経済的に支えていく体制を作るべきだと主張し、連絡会などでも要請してきた。東京都はこの「調整会議」では区市が主体的にネットワーク計画を整備していくことを要請し、その支援をしていくこと、「自転車推奨ルート推進協議会」（詳細は昨年議案書参照）と 2 本立てで進めていくことなどを明らかにしている。これが重要な 1 歩となるよう、今後も働きかけていきたい。

(3) 都道緑化

昨年度の議案書では、東京都が都内 26 路線を具体的に挙げて、街路樹について「常緑への樹種転換を検討する」と約束したことを大きな期待を持って評価した。しかし今年度の公園緑地部との交渉では、約束した 26 路線のうち常緑への樹種転換が実行されたのは中野通り（中野・新宿）と新青梅街道（西東京）の計 2 箇所のみであったことが明らかになった。ま

た植栽の状況調査が未了の区間について調査すると約束もほとんど履行されていなかった。それどころか約束に反して落葉樹に樹種変更した路線（蔵前橋通り・台東）もあった。担当者が変わった所為かどうかは知らないが、全くの停滞という他はない。

今後も現場からしっかり監視し、要求していくことが大切、と改めて実感している。

(4) 八潮団地対策

八潮団地内の大気汚染の深刻な実態と、これに対して首都高が八潮料金所の廃止という対策を初めて打ち出したことについては昨年度の議案書で詳述した。本年度は団地内に大気汚染の常時観測局を設置することを求め交渉をしている。

和解条項で首都高は八潮地区等に常時測定局を設置することを約束し、2013 年に湾岸線沿道に常時測定局（八潮局）を設置した。しかし 2013 年度に行った団地内での四季測定結果では、特に SPM では団地内の方が八潮局よりも高値が観測されたこと、団地に隣接する国道 357 号の分岐線（これが通過交通量大）の影響は八潮局では把握しにくいことなどから、我々としては団地内にさらなる常時測定局の新設、あるいは八潮局の団地敷地内への移設を要求している。

首都高、あるいは国交省は、八潮局の測定値と四季測定結果が相関していることなどを理由に抵抗しているが、粘り強く交渉していきたい。

〔4〕みずしま財団の2016年度の報告

公益財団法人 水島地域環境再生財団
事務局長 藤原園子

はじめに

水島の大气汚染公害について争われた倉敷公害訴訟。提訴から13年後の1996年12月26日に和解が成立、今年には20年目の記念となります。「水島地域の生活環境の改善のために解決金を使うことができる」という文言が盛り込まれた和解条項に基づき、2000年みずしま財団が設立、協働の拠点として、環境再生、まちづくりに関する活動を展開してきました。

2016年度の報告として、和解記念事業を中心に、現在、力を入れて進めている事業についてご紹介いたします。

1 和解記念事業

和解記念事業として3つの事業を進めています。

■『倉敷市公害患者と家族の会の軌跡と経験』の出版

水島の大气汚染公害の当事者の貴重な経験を後世に活かすため、患者会の活動の記録をまとめました。杏林大学江頭説子氏が関係者の聞き取りを進め、執筆されたものを2016年12月22日に発行しました。



■写真集『水島の記録 1968～2016』の出版

水島に住む人々にとって記憶を呼び起こすと同時に、新たに水島で学ぶ人にとって人々の思いや行動を感じることができる資料となることを目的に作成しました。写真家高田昭雄氏が1968年から撮影していた貴重な写真を1冊にまとめました。(1700円＋税) A4変形93



ページ、モノクロ・カラー、(年表地図含む) 2016年12月20日発行。

■資料目録の作成

水島の経験を学生や研究者の学びに活かすため、水島の住民運動に関する約1,800点の資料目録をまとめています。2017年3月完成予定で作業を進めています。

2 協働取組推進事業

2013年8月、環境省協働取組事業の一環で立ち上げた「環境学習を通じた人材育成・まちづくりを考える協議会」は具体化にむけスタートしています。地域資源の情報、環境学習のプログラムなど、HP上での情報発信もしています。

HP アドレス <http://esd.mizushima-f.or.jp/>

ワーキンググループで、今年度、中学生向けに作成した教材には、「温故知新」のキーワードが盛り込まれ、過去に学ぶ姿勢が大事であることをメンバーと再確認しました。



3 資料整理・活用事業

各地と連携しながら公害訴訟等の資料を保存、整理を現地で行い、教育への活用をしています。

■ 資料公開

(独法)環境再生保全機構のHP上で公開し、学習に使える体制を整えています。

記録で見る大気汚染と裁判

<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>

■ 教材&パネル「公害と子どもたちの暮らし」

現在の小中学生に、公害がひどかった当時の子ども達はどのようにしていたのか身近に感じてもらうと、当時、難治性のぜん息児童が治療するための特別入院施設「あおぞら学園」に在籍していた方や子ども時代に倉敷公害裁判の原告となった方に聞き取り調査を行った内容をもとに教材を2015年に作成、活用しています。

4 地域における COPD 対策推進事業

高齢化する公害患者さんの生活の質(QOL)と日常動作(ADL)の向上をめざして開発された呼吸リハビリテーションを、社会全体へ活かす取り組みが進んでいます。



慢性閉塞性肺疾患いわゆる COPD の患者さんを早期発見すること、予防に取り組むことを地域の関係主体と連携して実施しています。呼吸リハビリテーションを継続して取り組める体制作りについて検討しています。倉敷市保健所、倉敷市連合医師会、医療従事者等と協働して検討会を設置し、よりよい取り組みのため話しあっています。



今年度は、「フライングディスク」を呼吸リハビリ教室に取り入れました。呼吸器学会では先進事例が紹介されており、倉敷でも実施してみようと今年初めて実施しました。在宅酸素の患者さんにとって、外出・交流・運動の機会が少ないという現状があります。仲間と話しながら、楽しみながら運動できる機会となり、当日は笑顔のあふれる教室となりました。

5 ESD (持続可能な開発のための教育) を広げて

持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育が「持続可能な開発のための教育 (education for sustainable development・ESD)」です。

■ ESD プログラム集

水島での学びは、問題の背景に対する理解、多面的で総合的なものの見方、価値観、課題を発見し、解決のための方法を自分の力で考える力、という意味で ESD の学びにつながっています。環境省発行のモデルプログラムに掲載されています。

ESD モデルプログラムガイドブック 3

「産業と環境の共生を考える～大気汚染公害の歴史から、問題解決にむけた人間の行動を学ぶ」

<https://edu.env.go.jp/esd/news/702>

おわりに

学生・社会人にむけての研修事業を強化し、水島の教訓を未来に活かしたいと思います。賛助会員をはじめ、写真集や資料のご購入等ご協力を呼びかけています。どうぞよろしくお願ひします。

電話：086-440-0121、FAX：086-446-4620

URL：webmaster@mizushima-for.jp

<http://www.mizushima-for.jp>

ブログ随時更新中

(5) あおぞら財団 報告

公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員 谷内 久美子

2016年度は、自転車まちづくり、アートを活用したまちづくり、患者さんの呼吸リハビリ、公害教育の教材づくり、公害資料館のネットワーク構築に力を尽くした1年でした。活動の一部をご紹介します。

1 大阪の公道でタンDEM（二人乗り）自転車が走行できるようになりました。

環境に優しい乗り物・自転車を活かしたまちづくりの一環として、タンDEM（二人乗り）自転車の普及を進めています。あおぞら財団が事務局を務める「大阪で



タンDEM自転車を楽しむ会」では、試乗会やサイクリングツアーなどの実績を積み、2016年5月に大阪府公安委員会に2輪のタンDEM自転車の一般道走行を認めるよう要望書を提出しました。その後、走行検証が行われ、8月1日付で規則改正となりました。現在（2016年12月）、全国では14府県で公道走行が可能です。タンDEM自転車に乗った視覚障害者の方は「風を切って走るのが気持ちいい」と言います。前と後ろでしゃべりながらペダルをこぐのも楽しいし、街中を移動する手段としても新しい可能性を秘めています。今後も、さまざまな人が、いろんな自転車で走りやすいまち・大阪になっていけばと思います。

<http://www.tandem-osaka.com/>

2 公害のないまちづくり みてアート2016 ～にしよどがアートのまちになる日。～

2016年11月5（土）と6日（日）の2日間にわたって開催された「みてアート」には、のべ2,200人が参加しました（主催：みてアート実行委員会）。みてアート

は地域全体を会場にしており、アートを通じて歴史・文化・ものづくりといった西淀川の良さをみんなで再発見するイベントになりつつあると思います。ドラム



缶や工事用のポリウレタンシートといった廃材を用いてみんなで作品を作ったり、コンビニの駐車場に絵を描いたり、手作り雑貨に挑戦したり、音楽ライブを楽しんだり、街角やお店での絵画の展示など、参加者の皆さんとの様々なアートを通じた交流が生まれました。大人も子どももどんな人でも楽しめる、地域密着のイベントとして、西淀川を盛り上げていきたいと思えます。

<http://miteart.blogspot.jp/>

4 公害患者の生きがいづくり ～呼吸ケア・リハビリテーションの普及～

あおぞら財団では、公害患者さんの健康回復や生きがいづくりの事業に取り組んでおり、西淀川区内の3つの診療所で開催されている「楽しく呼吸会」の



お手伝いをしています。この会では、公害病だけでなくCOPD（慢性閉塞性肺疾患）も対象としており、患者さん同士が、日頃の病気の悩みを交流したり、運動・薬・栄養といった自己管理について学んでもらうことを目的としています。また、ふだん患者さんと向き合っている医療・介護・福祉関係者向けの呼吸ケア・リハビリテーション講習会を開催しています。

5 公害の出前授業が広がっています

昨年8月、大阪市教育センター教職員地域研修推進委員会北ブロック研修を実施しました。採用2年以内の新任教員が対象で、福島区・此花区・西淀川区の76



人が参加。西淀川公害の講義と語り部のお話の後、「もし大気汚染を放置したら?」「公害病にかかったら?」というテーマで連想ゲームのように想像していくワークショップも実施しました。公害が環境破壊や健康被害のみならず、人生設計を狂わせ、経済的にも大きな損失となることを学んでいただきました。

小学5年を対象に毎年実施している公害の出前授業は、区内14校中9校に加え、歌島中、御幸森小（生野区）、北恩加島小（大正区）でも実施。西淀川以外の患者会にも語り部をお願いしました。

6 水俣で「公害資料館連携フォーラム」を開催しました。

あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館では、西淀川の公害経験を伝えるために、資料の公開や研修の受け入れを行っています。この



ような「公害資料館」が全国にあるのですが、年に1回「公害資料館連携フォーラム」を開催し、交流や議論を交わしています。2016年度は水俣で開催しました（12月16～18日 水俣市立水俣病資料館）。全国から170人の人々が集まり、資料保存や学校教育、地域づくりなどについて熱く議論を交わしました。2017年は大阪で開催することになっています（2017年12月15～17日大阪市立大学）。みなさまもどうぞご参加ください。

7 中国の環境 NGO との交流

今年も中国から環境 NGO スタッフ5名の「日中公害・環境問題に関する研修」の受け入れを行いました。大気汚染公害の歴史や対策、患者さんや弁護士さんの



お話、大阪市環境局の見学、西淀川区内のフィールドワーク、意見交換会などのプログラムを2日間に渡って行いました。ちょうど、冬に入って、中国の数多くの地域では大気汚染がひどく、PM2.5値が1000以上も超えている地域もあった時期だったので、中国訪問団メンバーからは「日本に来て肺を洗っているようだ」なんて声も出ました。リーダーの李力さんは「中国でも、様々なステークホルダーが集まる「円卓会議」を開催している。あおぞら財団との交流の中で、企業や行政との対話について学んだ」と仰られていました。

参考：

あおぞら財団 <http://aozora.or.jp/>

ブログ <http://aozora.or.jp/blog>

FacebookやTwitterを用いての情報発信に力をいれています。

(基地騒音)

〔1〕 第2次新横田基地公害訴訟 報告

弁護士 小林善亮

1 これまでの経過

2013年3月26日、横田基地周辺住民が航空機の飛行等の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めて提訴しました(第2次新横田基地公害訴訟)。原告数はその後の追加提訴を含めて約1078名となりました。地域は東京都と埼玉の8市1町にまたがっています。

横田基地の飛行騒音については、1976年から裁判がたたかわれてきました。これまで、夜間早朝の飛行差止めと将来請求は残念ながら認められてきていません。しかし、2005年の新横田基地公害訴訟控訴審判決は、「騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも怠慢の誇りを免れない」と長年にわたり騒音を放置した国の姿勢を厳しく指弾し、1年間に限り将来の損害賠償を認めました(将来請求は最高裁で否定されました)。

その後も、横田基地の騒音は収まっていません。そればかりか、2012年には、横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐し「自衛隊横田基地」が設置されました。日米共同統合運用調整所も新設され、日米一体化が進み横田基地の機能強化がなされました。さらに、パラシュート訓練も行なわれ、今後CV-22オスプレイの配備が予定されるなど、周辺住民は、騒音被害の増大や墜落や落下の不安も抱えています。

2 今回の訴訟のポイント

今回の訴訟では、今までの訴訟の成果を踏まえた上で幾つかの点で新たな請求をしています。まず1点目は、飛行差止めの対象に米軍機だけでなく自衛隊機も加えたことです。横田基地に自衛隊航空総隊司令部が移駐

してきたことにより、自衛隊機の飛来も予想されるため、この差止めも求めています。2点目は、飛行差止めを求める時間帯を夜7時から朝7時までとした点です。横田基地では、日米合同委員会の合意により、夜10時～朝6時までは緊急時を除いて飛行が禁止されることになっています。しかし、午後10時前に駆け込みで航空機が飛行することや、午前6時過ぎに飛行を行うことが非常に多くなっています。また、午後7時から午後10時の、住民が帰宅して困らんや休息をしている時間帯に日常的に米軍機の訓練が行なわれており、この時間帯の騒音被害は深刻です。この時間帯に静かにしてほしいというのは住民の切実な願いなのです。3点目は、75W未満の地域に住む住民も原告となったことです。これまでの裁判ではWECPNL(うるささ指数)で75W以上の地域の住民にしか損害賠償請求は認められてきませんでした。しかし、75W未満の地域にも騒音被害に苦しむ住民はおり、国の定める環境基準も70Wとなっています。従来以上に被害救済の範囲を拡大すべく、75W未満の方も原告となっています。

さらに、これまで航空機騒音は睡眠妨害やテレビや電話・会話の聴取妨害等の主として日常生活における被害との捉え方もされてきましたが、近年の研究により、航空騒音に暴露されることで高血圧等の健康被害の恐れがあるとの認識が高まってきました。近時の厚木基地爆音訴訟や嘉手納基地爆音訴訟の判決では、騒音が健康上のリスク要因となることを認める判決も出されています。この健康被害の点も、今回の裁判で重点的に主張しているところです。

3 第一審の結審

提訴から約4年、今年3月1日に結審となりました。国は長年にわたる騒音訴訟の判決で排斥されてきた主

張を再び持ち出してきています（危険への接近の法理、軍事公共性の主張、共通損害の否定、従来よりも騒音が低く評価される環境庁方式を適用すべきとの主張等）。さらに、昼間の時間帯は騒音区域外に移動する原告がいるとして、昼間の騒音を控除して計算した騒音区域図を提出しました。このような国の主張態度は、この間の基地周辺住民のたたかひの到達点を無にするものであり到底認めることはできません。

3月1日は、こちらは原告・原告代理人から約90分の意見陳述を行い、既に40年以上裁判を行い、違法な状態であると最高裁も何度も認定しているのに、未だに被害がなくなるしないことの不当性を強く訴えました。

国も意見陳述を行い、国の平和と安全のために基地が使用されており、国民の人権も国の平和と安全が確保されてこそであるので、受忍限度を超えない、消防車や救急車のサイレンと同じであるという趣旨の陳述をしました。まさに、人権よりも軍事の都合を優先させる主張であって、自民党改憲草案が目指す社会を先取りするかのような印象を持ちました。

判決は追って指定となっています。原告団・弁護団ともに今後も各地の基地騒音訴訟と連携しながら、一歩でも前進した判決を獲り、被害解消に向けて取り組む決意を新たにしています。

〔2〕 第三次嘉手納爆音訴訟 報告

弁護士 齋藤 祐介

1 提訴に至る経緯

1982年に提訴された第一次嘉手納爆音訴訟は、1994年に第一審判決が、1998年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

また、2000年に提訴された第二次嘉手納爆音訴訟は、2005年に第一審判決が、2009年に控訴審判決が、それぞれ言い渡されました。

上記各判決は、いずれも、嘉手納飛行場から生ずる爆音を違法と認定し、国に対し損害賠償の支払いを命ずるものでしたが、第一次嘉手納爆音訴訟の提訴から、現在まで、既に35年もの期間が経過していますが、嘉手納飛行場から生ずる爆音は、相変わらず、沖縄県内に轟き続け、住民に生活妨害や睡眠妨害、健康被害を及ぼし続けています。

私たちは、2011年4月、第三次嘉手納爆音訴訟を、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴しています。違法な爆音は放置され続け、沖縄県民の怒りは頂点に達しており、第三次嘉手納爆音訴訟は、提訴時において、原告数2万2058人を数える国内最大規模の訴訟となりました。

2 対米訴訟判決

2017年2月9日、米国政府を相手に飛行差止と損害賠償を求めた、対米訴訟の判決が言い渡されました。

同判決は、「受入国の同意に基づき同国に駐留する外国の軍隊の主権的な行為につき裁判権免除を与えるという限度で国際慣習法が存在することは明らかである。そして、本件訴えが対象とする合衆国軍隊の航空機の運航等は、その活動の目的ないし行為の性質上、外国である被告の軍隊の主権的行為であることは明らかである」として、「本件訴えについては、裁判権を欠く」として訴えを却下しました。

この対米訴訟では、米国は、応訴意思の確認を受けて、本訴についての裁判権が免除されると述べた上で、「この訴訟に応訴する意思はない」「訴訟に関する書類を受領する者を指定する意思も、法的根拠を説明する意思も有していない」と回答しており（仮訳）、訴状送達すらされていませんでした。

しかしながら、2010年4月1日に施行された「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」第10条

は、「外国等は、人の死亡若しくは傷害…が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害…に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。」と定めているのですから、本対米訴訟は、同法に基づいて取り扱われるべきでした。

本対米判決は、日本国の同意に基づき日本国に駐留する米国軍隊の航空機の運航等について周辺住民らの訴えは裁判権を欠くと結論付け、周辺住民らが米国に対して被害除去を求める途を絶ってしまうものであるとともに、民事裁判権法の適用を否定しており、同法の意義を無にするものであるといえます。

対米訴訟判決は、日本国政府追従、引いては米国追従の判決で、裁判所は司法の責務を放棄したとの誹りを免れないものと考えます。

この対米訴訟に対しては、既に控訴しています。

3 対日訴訟判決

2011年4月28日には、2万2000余名が原告となり、日本政府を相手として、飛行差止めと損害賠償を求めて提訴した対日訴訟判決が言い渡されました。

同判決は、米軍機の運航は、日本政府の指揮・命令権が及ばない「第三者の行為」であり、日本政府を被告とする差止め請求は主張自体失当であるとして、米軍機の差止め請求を棄却しました。この判決は、過去の最高裁判例や同種判例を無批判に踏襲したものです。このような裁判所の判断は、住民らが、司法に対し、米軍機の騒音による被害の除去や未然防止を求める途を完全に閉ざすものです。

一方で、同判決は、防衛施設庁による航空機騒音区域指定（以下「防衛施設庁騒音コンター」）で75WECPNL以上の地域において発生する米軍機騒音による睡眠妨害、生活妨害、精神的被害等は、受忍限度を超える違法な騒音であるとして、同地域に居住する原告らの損害賠償請求を認容しました。これで、第一次嘉手納基地爆音差止訴訟の一審判決から数えて、5度、司法により、米軍機の騒音は違法であると断罪されたことになります。

さらに本判決は、75W以上の地域において、航空機騒音により、「血圧上昇及び高血圧発症の危険の増加は

…決して軽微とはいえない」として、高血圧発症リスクの上昇を認定したうえで、原告らが「このような危険のある環境に置かれていることによる心理的、精神的負担を共通損害」として認めて、金銭賠償の対象とし、過去最高の賠償月額を認めています。このことは、本判決は、米軍機騒音による健康被害の発生を一部認定したものと一定評価できます。

なお、損害賠償額は、W値75地域で月7000円、W80地域で月1万3000円、W85地域で月1万9000円、W90地域で月2万5000円、W95地域で月3万5000円です。

4 今後の活動

私たちは、この対日訴訟でも、控訴を提起し、飛行差止めを求めるとともに、国による控訴によって損害賠償の範囲が不当に狭められることのないよう、法廷内外で、引き続き闘っていきます。

〔3〕 第二次普天間基地爆音訴訟の一審判決報告

弁護士 白 充

第1 本訴訟について

1 本訴訟が目指すもの - 請求の趣旨

2012年3月30日に提起された第二次普天間基地爆音訴訟（以下、「本訴訟」という。）は、2016年3月に結審し、同年11月17日、一審（那覇地裁沖縄支部）で判決が下された。同訴訟は、原被告共に控訴している。

本訴訟の請求の趣旨は、要旨、以下のとおりである。

【差止め】

- 1 午後7時から午前7時まで40dBを超える騒音を到達させてはならない。
- 2 午前7時から午後7時まで65dBを超える騒音を到達させてはならない。

【違憲確認】

- 1 主位的請求
国が米国との間で締結した普天間飛行場提供協定が、違憲無効であることを確認する。
- 2 予備的請求
国が普天間飛行場（FAC6051）において、一定レベルを超える騒音到達を放置している行為が、違憲であることを確認する。

【損害賠償】

提訴3年前から結審後1年まで、月額3万4500円を支払え。

2 本訴訟の特徴

本訴訟が、騒音の差止めを求める訴訟であることは、いうまでもない。

これに加えて、本訴訟は、従来の司法判断であるいわゆる「第三者行為論」や「主権免除論」を克服するため、主位的に被告国による普天間飛行場提供協定が、予備的に騒音到達を放置している行為が、違憲であり無効であるとの確認を求めた。

また、本訴訟では、「形式的には告示コンターの内

側には居住しないものの、実質的にはW値75と同程度の騒音暴露状況にある者」、すなわち「境界線上原告」の救済を求めている。

第2 第一審判決について

1 差止め請求について

(1) 一審判決の概要

一審判決は、①人格権の侵害状態を除去、是正しうる立場と言えるか否かを、「直接の侵害行為である合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し制限する権限」と同視し、その上で、②被告国はその立場にないと判断し、原告の差止め請求を棄却した。

(2) 問題点

- ① 「合衆国軍隊の航空機の運航等を規制し制限する権限」がなくても、騒音（人格権の侵害状態）を除去、是正することはできる。例えば、被告国は、「合衆国軍隊の航空機の運航等を規制」することはできないが、安保条約を破棄することによって、騒音を止めることができるのである。

それにもかかわらず、一審判決は、『被告国は、合衆国軍隊の航空機の運航等を規制することができないから、騒音を止めることもできない（人格権の侵害状態を除去、是正できない）』とする。

- ② このような荒い論理で、原告の差止請求を排斥することは、憲法上の人格権を公共の福祉に抛らずに制約し、あるいは裁判を受ける権利を否定するものである。

2 違憲確認請求について

(1) 一審判決の概要

一審判決は、「本件飛行場提供協定は、（中略）原告らの法律関係を規定するものではないから、その違憲無効確認請求は、原告ら及び被告との間

の具体的な権利義務関係ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえない」として、原告の違憲無効確認請求を却下した。

(2) 問題点

原告は、被告国による、①不備がある協定を締結した行為、②締結後もなお不備がある協定を放置し、違法状態を是正しない行為（不作為）を問題にし、これらの行為が原告の権利（人格権）を侵害していることを主張しているのである。

一審判決は、この点の原告の主張を十分に理解しないまま、違憲無効確認請求を却下したのである。

3 境界線上原告について

(1) 一審判決の概要

一審判決は、境界線上原告については、境界線内と同程度の騒音暴露量が認定されなければならないが、それに足りる証拠はないとし、同原告らの請求を棄却している。

(2) 問題点

しかし、現地進行協議に際して実施された騒音測定では、同原告と境界線内原告との間で同水準の騒音が測定されている。

1時間の測定だけでも、このような水準の騒音が認められたにもかかわらず、一審判決は測定時間が短いとして、どの程度の立証が必要かも示さないまま、原告の請求を棄却している。

4 損害額について

(1) 一審判決

一審判決は基本となる慰謝料額について、W75以上の区域に居住する原告らについては7000円/月、W80以上については1万3000円/月とした。

第一次普天間爆音訴訟の控訴審判決が、W75以上について6000円/月、W80以上については1万2000円としたことに比べると、それぞれ月額1000円上がっていることになる。

(2) 問題点

一審判決は、「原告らの被害の長期化の状況」等を踏まえて、基本となる月額慰謝料を上げている。

しかし、そうであるならばやはり、慰謝料の増額ではなく騒音の差止めを認めるべきであった。

第3 終わりに—お金で騒音は消えない

以上みたとおり、本訴訟は賠償金額を従来よりも増額した。しかし、お金をもらったとしても、爆音はなくなる。

真の被害救済、すなわち飛行差止めが認められるために、当弁護団は控訴審においても引き続き闘っていく。

原告の「静かな暮らしがしたい」という素朴な想いに寄り添いながら。

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ第2次国賠熊本訴訟弁護団
弁護士 板井俊介

1 すべての水俣病被害者への賠償実現のため

2013年6月20日、水俣病不知火患者会の会員48名は、チッソ株式会社、国及び熊本県を被告として、総額2億1600万円（原告1名につき450万円・慰謝料400万円と弁護士費用50万円）の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認めた2004年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、2011年3月、約3000名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分はおよそ正当性なきものであった。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た。

また、国が、2012年7月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、2013年4月16日、最高裁は、2名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況にはなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チッソは分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

2016年5月1日、水俣病は公式確認60周年を迎えた。原告らは司法の場において、地域や年代での不合理

な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む3点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2 国、熊本県の暴言

本訴訟の原告には、いわゆる水俣病特措法における「対象地域外」に居住をする原告が数多く含まれている。しかし、国、熊本県は、これら対象地域外に居住する原告の曝露歴を厳しく争っており、この点の立証が大きな問題になる。

この点、熊本県の発表によれば、水俣病特措法の運用において、水俣病被害者と判定された2万2816名のうち、3761名がいわゆる対象地域外であったという。

2015年10月17日の第7回口頭弁論において、村山雅則弁護士による「水俣病の被害状況を明らかにするため、いわゆる水俣病特措法の地域別、年代別の判定結果を公表すべき」との意見陳述に対し、国、熊本県の指定代理人は、「特措法の救済策の判定結果は、水俣病への罹患を示すものではない」から訴訟とは無関係であるとして、その開示を拒否した。

純粋な法的理論の問題は措くとして、少なくとも、水俣病特措法は「水俣病被害者」を救済するための法制度であり、法的な意味においても、その判定結果は原告らの曝露状況を推認させる一つの資料となることは明らかである。にもかかわらず、この国、熊本県側の態度は、水俣病特措法で救済対象となった者であっても水俣病ではない、すなわち“ニセ患者”であるかのような発言であり、暴言というほかない。

このような発言は、原因者負担の原則を盾にして、

チッソのみに損害賠償責任を負わせるという構図、すなわち、最高裁判決において水俣病拡大の原因があるとされた国、熊本県であっても法的な責任を負わないとする発想に端を発するものであり、これこそ、判決で断罪され続けた国、熊本県の姿勢である。

原告団らは、鹿児島県阿久根市、長島町、伊佐市などで「行商等により水俣で捕れた魚を運んでいた」として、広く訴え続けている（南日本新聞平成28年1月23日朝刊）。

3 追加提訴

現在、熊本訴訟は、第10陣追加提訴まで終え、原告団は1224名となった。

多くの追加提訴では、その約8割が対象地域外、あるいは、昭和44年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り（平成24年7月31日）後であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点の本訴訟で問われることになる。

4 訴訟の現状

現在、熊本訴訟は第19回弁論まで終えているが、被告国らは、従前と同様、水俣病描像を極めて狭いものと主張し続け、さらに、①原告らのメチル水銀暴露を否定し、②四肢末梢優位等の感覚障害所見を否定し、さらに、③因果関係も否定して全面对決の構図である。これに対して、原告らは、①文献の活用や原告本人尋問等で暴露条件を突破し、②共通診断書及び医師証言で症状を突破し、③疫学に関する学者証人等で因果関係を立証する方針を立て、早期の第一陣判決を求めている。

2017年2月12日、原告団は、水俣市文化会館において、原告団総決起集会を実施し、この方針を確認した。

なお、自民党は、2016年12月9日、熊本・鹿児島・新潟各県選出の議員ら約20名の参加を得て、水俣債務者に関する小委員会（委員長：金子恭之衆議院議員）を開催している。報道では、参加委員から「制度の見直しなどを求める会合ではない」との発言があったとされているが、今後とも、政権与党を含め、幅広い団結の下、最後の一人まで救済する方針での闘いが継続する。

関係各位のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

〔2〕 全ての水俣病患者の救済に向けて、 「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 2011年3月のノーモア・ミナマタ第1次訴訟の勝利和解により、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟においても、300名近い原告が救済を受けることができた。その後は、特措法の申請並びに判定結果を見守る状況が続いたが、その特措法の申請が2012年7月末に

締め切られ、近畿においても、申請が間に合わなかった患者や、非該当の通知を受けた患者の存在が明らかになってきた。

- 2 そして、2013年6月の熊本におけるノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提訴を受けて、近畿においても第2次訴訟提訴に向けての動きが始まり、2013年12月1日には大阪と名古屋において、同月7日には岡山において、裁判を希望する患者に向けた説明会を開催し、3会場合わせて30名以上の患者が出席した。
- 3 2014年に入ってから、検診の態勢を整えるために、民医連への要請を行い、5月17日には民医連近畿水俣病集団検診実行委員会が再結成され、6月29日に同実行委員会による1回目の集団検診が大阪市西淀川区内ののぞと診療所で実施された。その受診者の中から19名が第1陣の原告となり、2014年9月29日に大阪地裁に提訴し、民事9部に係属した。
- 4 そして、2015年2月6日には、大阪地裁の202号大法廷において初回口頭弁論が開かれ、弁護団がこれまでの水俣病の歴史を分かり易くまとめたスライ

ドを上映した上、原告2名が証人席に立って被害を訴えた。これにより、いよいよノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟が動き出した。

- 5 その後、原告は、2017年2月8日までに8次にわたって追加提訴がなされ、原告総数は122名を数えるに至った。
裁判の口頭弁論も、2016年12月16日に7回目の期日が開かれ、主張立証はこれから山場をむかえようとしている。メチル水銀暴露の立証に向けて、弁護団は、2017年2月に、熊本県天草市の原告出身地域に入り、メチル水銀により汚染された魚介類の入手ルート等についての調査を行った。
- 6 近畿弁護団は、このノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟をてこに、熊本、東京、新潟の他の水俣病訴訟と連携して、「県外被害者を含めた全ての水俣病被害者の救済」という目的を実現したいと考えている。

〔3〕 ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟のたたかい

新潟水俣病弁護団 団長
弁護士 中村 周 而

1 国に対して墨塗りをしない文書の提出命令

- (1) 2013（平成25）年12月の提訴から3年余が経過したノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟で、1月13日、新潟地裁は国に対し、1960（昭和35）年当時、チッソ水俣工場と同様に水銀を使っていた6社6工場の排水分析結果について工場名が墨塗りされてない文書の提出を命じた。
- (2) 国は、一昨年2月の弁論で、6工場には昭和電工鹿瀬工場は含まれていないとする報告書を証拠と

して提出したが、この報告書には通産省の依頼で東京工業試験所が行った全国6工場の排水分析結果が添付されていた。この排水分析結果によれば、昭和35年12月から36年にかけて4回にわたって6工場の排水溝から採取した排水中に、いずれも水俣工場と同程度かそれよりも高値の総水銀量が検出されていた。原告は国に対し、6工場の工場名の開示を求めてきたが、国は回答を拒否。そこで原告は、昨年3月、工場名が墨塗りされてない文書の提出を求めて文書提出命令の申立てをした。これに対し、国は、証拠調べの必要性はなく、公務

秘密文書に当たるから提出義務はないと反論していた。

- (3) 今回の決定で、裁判所は、工場名が墨塗りされていない文書の証拠調べの必要性を認め、文書が証拠として出されても公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれは具体的に認められないと判示した。

決定の中で裁判所は、国が主張するように、鹿瀬工場が6工場中に含まれていないとすれば、全国のアセトアルデヒド製造施設の中で、昭和35年から昭和39年までの水銀使用量が2番目に多く、昭和35年のアセトアルデヒドの生産実績が全国3番目で、当時から多量の水銀を使用していたとみられる昭和電工鹿瀬工場が調査対象から除外されたことになる。とすれば、「6工場にいずれの企業の工場を選択したのかを知ることは、通産省が、調査対象を適切に選択したかどうかを伺うために必要な情報であり、調査対象と調査結果とを照らし合わせることによって、調査対象とならなかった同種工場に対し追加調査をすべきであったなど一定の評価を下すことも不可能とはいえない」。したがって、「国の水質二法に基づく権限不行使の有無と関連性を有する」から証拠調べの必要性があると判示した。この決定は、水質二法に基づく国の責任を追及する原告の取り組みを大きく前進させるものであった。

さらに決定は、本件文書は、国民の健康を保護し生活環境を保全するために重要な情報であり、水俣病の原因物質の発生原因やその生成過程・分布状況を明らかにするために実施した調査の結果という公益性の高い事項が記載されている。本件文書の提出については各企業から一定の理解を得ることも不可能ではなく、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に認められないとして国の言い分を退けた。

- (4) 国はこの決定を不服として即時抗告をしたため、文書提出命令の審理は東京高裁に移った。そのため2月20日の弁論は、11陣原告(1人)のみの弁論となったが、同日の進行協議は1陣から10陣を含む全原告(125人)を対象として行われた。原告がこの弁論で、国に対して即時抗告の取下を求め、裁判所に迅速・公正な審理を進めるよう求めた。

進行協議では、文提問題に一応の決着がつけられたこともあって、原告の個別立証をどうするかが中心テーマとなった。原告は、次回4月27日の進行協議の際に、個別立証の立証計画に関する書面を提出する予定である。

2 認定申請・水俣病特措法の異議申立てをめぐる闘い

- (1) 新潟県と市は、2016(平成28)年12月27日開催の第84回新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会の答申を受け、1月19日および20日付けで認定0件、棄却6件、認定保留3件の処分を行った。2015年9月の第82回審査会では2人、2016年3月の第83回審査会では1人が認定されていたが、今回はゼロ認定となった。

今回の審査結果について、新潟県の米山知事は、「50年前の曝露の状況、現在認められている症候及びその因果関係について、それぞれ詳細に見ていかなければならず、難しい判断をしなければならない事例が増えてきている中で、申請者の曝露状況について、参考人の方々に意見を聞くなど、一人ひとりの事情に配慮しながら丁寧な審査が行われた」と受けとめているとコメントしているが、その検証が必要である。

- (2) 新潟県では、2013(平成25)年3月6日、水俣病被害者救済特措法の判定結果に対し、異議申立が受理され、92件の異議申立てが受理されているが、1月20日には19件について決定書が発出された。これで51件の決定書が発出されたことになり、12件が認容され、39件が棄却されている。残る41件については年度内に決定書の発出がなされる見込みである。

[4] ノーモア・ミナマタ東京訴訟の状況

ノーモア・ミナマタ東京弁護団 事務局長
弁護士 齊藤 園生

1 東京訴訟の現状

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟・東京訴訟は、2014年8月に第1陣原告18名で提訴したのち、第4陣まで、原告数は67人となった。いまだに原告らの知人や親戚などを中心に、水俣病ではないかと検診を申し込む人が継続的に現れており、2017年3月にも集団検診を実施し、原告の拡大を図る予定である。

東京の原告らは、不知火海周辺の出身者で、就職や進学のために故郷を離れており、かなりの年数を経過している人が多い。故郷を離れて久しく、水俣病関係の情報はほとんどない。公健法はもちろんのこと、特措法の存在も多くの人は知らなかったという。加齢に伴い体調の悪化が目立ち、もしやと思って、親戚や知人から紹介され検診を受け、「水俣病」といわれ、驚いたが、どこかで納得したと話す人が多い。

2 2つの困難を乗り越える

現在の被害者の症状は、以前の水俣病訴訟における患者と比べると、2つの点で困難がある。1つは、症状の問題である。以前の劇症といわれる患者の症状からすれば、たしかに一見比較的軽症にみえ健常者と変わらないと感じることも多い。劇症型をピラミッドの頂点に例えると、裾に広がる被害者群なのである。もう1つは時間の問題である。メチル水銀排出がなされていた昭和40年代は前半から、既に50年近くが経過しており、時間の壁の前で、当時の魚介類摂取状況など立証上の困難も大きい。

国の主張は、四肢抹消優位の感覚障害があるとする原告側の診断に疑いがあるとした上、たとえ四肢抹消優位の感覚障害があったとしても、長期微量曝露で発症するにはそれなりの蓄積が必要で、原告らの症状はメチル水銀由来のものとはいえないという点にある。さらに、メチル水銀汚染が終わったと称する昭和40年前半から既に50年を経過し、時効ないし除斥により請求は認められない、と言うものである。

しかし原告らからは、怪我をしても血を見るまで

気がつかないとか、味や臭いがよくわからない、手がしびれてお茶碗ももてない、まっすぐに歩くこともできない等の訴えをよく聞く。水俣近郊出身者に一様に認められるこのような障害は、当時多食していた魚介類に蓄積したメチル水銀が原因であるとし、説明がつかない。

原告の被害を明らかにし、メチル水銀曝露の主張立証を手厚く行うとともに、今回の訴訟では今までの水俣訴訟では成功してこなかった疫学に重点を置き、因果関係の立証を手厚く行い、今まで救済対象とされなかった対象地域外出身者、対象年代外の出生者など、広範な被害者の救済を目指したいと考えている。

3 2年後の判決を目指して

現段階では国は救済に動く気配はない。水俣病全国連では熊本を先頭に、裁判所に判決を求め、勝訴判決を得ることで、全面解決につなげる方針を確認している。まずは熊本を先頭に、判決は2019年春頃を目指している。2017年2月12日に水俣で、原告1000人以上をあつめた決起集会在ひらかれ、東京からも10人が参加した。この集会で判決をとる方針が確認された。

熊本で2年後に判決をとるのであれば、東京もそれほど離れない時期に判決をとっていくことになる。3月には東京の裁判所の構成も変わったため、次回5月の法廷では時間をとって更新弁論を行いたいと考えている。現在弁論は12回目が終わったところであるが、被告と原告の主張の食い違いは大きく、本格的論争が続いている。新しく変わった裁判体には、原告の主張の大枠をわかりやすく示して説得したい。

同時にやはり裁判の帰趨を決めるのは被害の深さ、大きさであると思う。現在、各原告からの聞き取りをおこない、被害の訴えを充実させたい。

水俣病の救済が60年たっても果たされない最大の原因は、加害者である国が、被害者の範囲を決めてきたことにある。福島原発事件でも同じことが繰り返されようとしているのであり、この図式を根本的に崩して、全面解決に向かいたいと思う。

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高木輝雄

第1 はじめに

1964年10月1日、東海道新幹線が開通した。その激しい騒音・振動に苦しめられた沿線住民575人が、国鉄を相手に公害の差し止めと慰謝料を請求して1974年3月30日名古屋地方裁判所に提訴した。

1980年9月11日の名古屋地裁判決、1985年4月12日の名古屋高裁判決は、いずれも被害を認め損害賠償を命じたが、差し止め請求についてはその実現方法がスピードダウンしかないとして高速鉄道の機能を失わせるとの理由で認めなかった。

双方上告中の1986年4月28日、国鉄が十分な公害防止対策を実施することを主な内容とした自主和解が成立した。それから30年経った。原告団の組織は、年齢による人の入れかえはあるが、いまでも組織を維持し、月に1回役員会を開き、JR東海との交渉、環境省・名古屋市への要請を行っている。

第2 1年間の主な活動

1 騒音・振動の状況

名古屋市による今年度の定期監視測定の結果は次のとおりであった。

測定期間： 2016年10月

騒音： 65～74dB

振動： 54～63dB

列車速度： 127～209km/h

騒音は、住民が強く求めている70dBを超えているところがあるが、振動は下回っている。

2 JR東海との協議

(1) 2016年3月15日、JR東海との第30回の定期協議が行われた。

(2) 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音70dB、振動65dB以下の達成
- ② 高速道路が六番町鉄橋上に建設されたことによる反射音問題
- ③ アスベスト材含有防音壁の改善
- ④ 移転補償跡地の環境保全的活用
- ⑤ 高架等の大規模改修工事施工の改善

3 環境省との協議

(1) 2016年6月1日、第41回全国公害被害者総行動において、環境省水・大気環境局との協議が行われた。

(2) 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音の環境基準、振動の暫定基準の早期達成
- ② リニアより環境基準の達成を優先させるべき
- ③ 振動対策について
- ④ アスベスト含有防音壁の問題
- ⑤ 移転補償跡地及び南方貨物線用地処分問題
- ⑥ 新幹線六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題

4 名古屋市、愛知県との協議

(1) 第40回愛知の住民いっせい行動は、2016年8月5日市交渉、10月11日県交渉、9月25日決起と交流の集会が行われた。

(2) 主な論点は次のとおり。

- ① 騒音・振動の状況

- ② スピードアップの問題
- ③ 六番町鉄橋の高速道路桁下反射音問題
- ④ リニア建設に関する問題

第3 今後の取り組みについて

1 東海道新幹線は、東京オリンピックに間に合わせるために1964年10月1日に開通した。当初は現在と比べ列車本数は半分以下でありスピードも2/3程度であったが、沿線住民は列車の騒音・振動の大きさに驚いた。その後、スピードが上がり本数が増加するなかで訴訟提起に到り、和解が成立した。そして、現在まで長年にわたって継続されている原告団の運動によって、原告居住地域7km区間のみならず、日本中で、騒音・振動をはじめとする新幹線鉄道による環境問題は大きく前進した。

しかし、東海道新幹線が開業から50年余を経過し施設の老朽化と大規模改修が課題になっていること、JR東海が新幹線公害の完全解決がなされないままに、リニア中央新幹線の建設に乗り出したこと、六番町の鉄橋上に作られた高速道路の桁下反射音が公社との確認書で約束された値を超える結果となり、抜本的解決のめどが立っていないこと、依然として跡地問題の全面解決ができていないことなど、まだ多くの課題が残されている。

2 次年度の主な課題としては、次の点があげられる。

- ① 騒音 70dB 以下、振動 65dB 以下の完全達成と維持および現況非悪化の遵守
- ② 移転跡地の環境保全的活用の検討
- ③ 地震対策、大規模改修、アスベスト含有防音壁撤去等の問題
- ④ 高速道路桁下反射音が確認書を超えた問題
- ⑤ リニア中央新幹線に関すること

(リニア新幹線公害)

リニア新幹線計画訴訟提起と現状の報告

弁護団共同代表
弁護士 関 島 保 雄

1 ストップ・リニア訴訟の提起

2016年5月20日、東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知を中心としたリニア中央新幹線沿線住民738名は、国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴した。

リニア中央新幹線計画が、営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境アセスメント手続きがいずれも不十分であるにも拘わらず、工事計画を認可したことは、全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、その取り消しを求めるものである。

2 違法な工事計画の認可

(1) 全国新幹線鉄道整備法（全幹法という）違反・鉄道事業法違反

全幹法は鉄道事業法の特別法として、基本的には国（現在は鉄道建設・運輸施設整備支援機構）が新幹線施設を建設してJR各社に新幹線施設を貸す方式で全国の中核都市をネットワークで結ぶ新幹線を建設する為の法律である。ところが、リニア中央新幹線は、JR東海という民間会社が建設も運営も単独で行うという異例の方式を採用したこと、軌道式でないため鉄道のネットワークを形成できないことから本来は鉄道事業法による鉄道建設及び営業許可の手続きを行うべきであった。また鉄道事業として乗客の安全性が確保されていないなど全幹法や鉄道事業法に違反するものである。

① ネットワーク性の欠如

リニア方式は軌道式でないため既存の新幹線と相互の乗り入れが出来ず、全国の鉄道のネットワークを形成できない点で全幹法の対象とすべきではない。

② JR東海の経営の危機を招く危険性が高い。

リニア中央新幹線の工事費の増大と乗客の需要予測の過大が経営危機を招く。

工事期間が東京大阪間完成は30年先と長期で全体の工事費約9兆円が倍増することは必至である。人口減少で乗客需要が伸びない中で工事費の為の莫大な借金は経営を圧迫し、JR東海は経営危機を招く危険性が高い。すでに、安倍政権は、このことを予測して、名古屋大阪間を8年前倒で工事着工する名目で法改正まで行って超低金利の政府財政投融资3兆円（2016年1兆5000億円、2017年1兆5000億円）をJR東海に貸し付けることを決定した。税金の投入であるにもかかわらずまともな国会の審議も経ていない非民主的なやり方である。本来国（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）が建設主体で税金が投入されれば、リニア新幹線の必要性、採算性が国会で慎重に議論されるが、JR東海の資金で建設することからこれらの議論がされていない。

③ 乗客の安全性の欠如

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル内で事故が起きた場合の乗客の安全対策が確立していない。特に南アルプスは中央構造線及び糸魚川静岡を結ぶ中央地溝帯が交差し、地震の巣となる断層が多数存在する。直下

型地震が起きれば、中央新幹線は走行不能となるし、乗客の安全も確保できない。

(2) 環境影響評価法違反

リニア新幹線工事計画の認可には環境影響評価が義務付けられている。ところがJR東海が行った環境影響評価は調査が不十分で環境保全への適切な配慮を欠くにもかかわらず、国土交通大臣がリニア新幹線工事計画を認可したのは環境影響評価法違反である。具体的な問題点は以下の通りである。

① 残土処分が不確定で環境破壊を招く

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル掘削に伴う6358万トンもの大量の発生土を、どこに運ぶのか環境影響評価書はほとんど明らかにしていない。南アルプスの大井川源流の河川敷に360万 m^3 の残土を捨てる計画を明らかにしたが、自然豊かなユネスコエコパークに登録された南アルプスと両立しない計画である。神奈川県内ではトンネル発生土1140万 m^3 の内360万 m^3 を使って相模原市緑区鳥屋に縦約2km、幅400mの巨大な車両基地が作られる。住民の立ち退きやコミュニティの分断等地域の生活の破壊が深刻である。このように残土処分による沿線各地での2次的環境破壊が予想される。

② 地下水の破壊

トンネル掘削による沿線各地での河川の水枯れ等地下水への影響は深刻である。大井川源流では毎秒2トンがトンネル内に流失する。流量が減った河川の水生動物への悪影響が予測される。リニア新幹線工事による地下水脈への悪影響は、十分予測されるが、環境影響評価書は、生物への影響は小さいとしてその保全を確保する姿勢を示していない。

③ 工事車両による騒音、振動、排気ガス、交通安全の阻害など生活環境の破壊

工事に伴う大量の工事車両の運行は、沿線各地で交通渋滞や騒音振動排気ガスの増大等の生活被害を起こす。長野県大鹿村では1日1736台（1分間に3台以上）もの大量の車両が5年間狭い峡谷の道を運行されることが予測され、車両の騒音や

交通事故の危険性など沿線住民の平穏な生活が害される。大鹿村以外の工事沿線地域も多量の運行車両が予定されており、沿線住民の平穏な生活環境が害される。

④ 電磁波、放射線被害など

リニアによる電磁波の乗客や沿線住民への健康影響や、岐阜でのウラン鉱脈のトンネル工事による放射能汚染も心配されている。これに対し環境影響評価書は心配いらないレベルだとか、ウラン鉱脈は通過しないと一方的に決めつけている。しかし、安全が確保されているわけではない。

3 訴訟の現状と今後の展望

JR東海も参加人として参加した。被告らは原告に行訴法9条の原告適格が無いとの主張や行訴法10条の主張制限（原告の法律上の権利や利益に関係ない違法性の主張を認めない）を主張している。

既に第3回の弁論を行ったが、1年先まで2カ月に1回の割で弁論期日が決まった。

東京から名古屋まで長い距離に1都6県が関係するので、各地の被害状況を毎回弁論している。

只当面の法律的な争点は、運行の乗客の安全性の確保の要件は、全幹法では、本件認可より前の2011年5月にリニア新幹線の建設指示をJR東海に行った段階で審査されるので、その審査段階の違法性は、その後の2014年10月の工事計画の認可の違法性に継承されるのか（違法性の継承問題）が最初の争点である。

被告国は、次回にその点を書面で明確にするよう裁判所から釈明を受けたが、違法性の承継は無いという主張が予想される。原告は当然違法性は承継されるという主張を展開する予定である。

(1) 原告適格の壁との闘い

行政訴訟では原告適格が狭い。リニア中央新幹線計画が原告の法律上の利益や権利を侵害しているかが争点となる。

原告全員は、リニア新幹線の乗客としての安全を要求する権利及び南アルプスの自然環境保全を要求する利益が侵害されると主張しているが、この利益が国民一般の利益だけではなく個人としての利益と言えるのが争点となる。

その他に270名余は山梨県内の車両基地予定土地に立木トラストを行い、車両基地用地に地上権設定者9人、山梨県内路線予定地所有者22名が物権の権利者となっている。

また654名は新幹線の騒音、工事車両による騒音・排気ガス・交通の危険性増大等生活利益が侵害されるという主張を行っているが、この原告が沿線住民のどの範囲まで認められるかも争点である。

ただ、原告の中には山梨県で地上部分の工事予定路線に土地が対象になっている方も多く、立木トラストも270名余もいるし、地上権者もいる。また、自宅が予定路線に近い方もいるので騒音や日照被害も受ける原告もいる。長野県大鹿村の原告は工事車両の交通騒音等の被害者である。このように明らかに原告適格を有する原告が多いので、この問題はそんなに心配はしていない。むしろ原告適格に関連して、生活環境の被害との関係でJR東海に残土の捨て場と運搬車両の運行ルートを明らかにするよう釈明を求めている。

(2) JR東海は未だに車両基地や保守基地の内容や設計図面、周辺土地との関係図面を明らかにしていない。南アルプスの非常口と完成後の脱出口の構造も明らかにしていない。このため環境影響評価も杜撰である。これらを訴訟で証拠開示を要求しているが、当面この戦いが重要である。

(3) 運動としての課題

東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知の1都6県の沿線住民が、リニア沿線住民ネットワークを作って今回の訴訟を立ち上げた。原告以外に訴訟を援助するサポーター（年会費2000円）も募集し、原告数を上回る約1000名で訴訟を支援している。

工事はまだ具体的に着工指定しているところは少ない。工事着工が具体化するに従って環境被害が住民の目に見えてくる。提訴後、朝日等新聞の社説はリニア新幹線計画に慎重な対応を求める等マスコミの対応に変化がみられる。今後裁判を通じて、不利な情報を隠しているJR東海から、環境に影響を与え様々な情報を引き出し、沿線地域の発展に役立つという幻想を打破し、リニア新幹線に反対する地域住民の多数派を形成することでリニア中央新幹線計画の白紙化を実現することが目標である。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

(1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

(2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで55名の患者について訴訟を提起している。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

- ・2016（平成28）年2月22日
第27次提訴の患者1名について和解成立（和解金4,480万円）
- ・2016（平成28）年7月20日
第28次提訴（患者1名、請求額4,180万円）。これにより提訴患者は55名となった。
- ・2017（平成29）年3月25日
薬害ヤコブ病和解15周年記念行事

3 この1年間のたたかいと今後の課題

(1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねる中で、提訴患者55名中、53名について和解成立を勝ち取ってきたが、なお、2名について未だ和解が成立していない。

(2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精

神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

- (3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印された以降、肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、

深刻な薬害の発生がいまも続いている。

今年は薬害ヤコブ病の確認書調印から14年を迎える。この機会に、あらためて、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となっている。

(2) 薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団 事務局長
弁護士 阿部 哲二

東京訴訟は、1997年9月の第1次提訴から2002年3月25日の確認書調印を経て、2016年までに81名の患者の事件が提訴され、2017年3月21日に81番目の患者の和解が成立することで、基本和解から15年を経て、東京地裁で続けられた和解協議は一旦全て終了することになる。

但し、北海道には1986年硬膜手術され昨年ヤコブ病を発症した患者さんがいる。

これからも。数は少ないかもしれないが、まだ発症する患者がいるかもしれない。弁護団体制を維持して行く予定である。

また、家族の精神的な負担等に対するケアは、ヤコブ病サポートネットが行うようにしている。

患者家族が一番望んでいるのは治療方法の開発であるが、これはまだまだ困難を極めているようである。

学者研究者とも連絡をとり、厚生労働省に研究への支援を要請するなど、裁判内外の活動を今後も続けていく。

(訴訟の状況)

(1) 1996. 11 ~ 2002. 3. 25 (基本和解成立)

	東京	大津	計
提訴患者	28	16	44
和解患者	9	11	20
未和解患者	19	5	24

(2) 2002. 3. 25 ~ 2017. 3. 21

	東京	大津	計
追加提訴患者	53	38	91
和解患者	72	41	113

(3) 2017. 3. 21 まで

	東京	大津	計
提訴済患者	81	55	136
和解患者	81	53	134
未和解患者	0	2	2

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高橋 謙一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設に対して、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、原則として、民間業者の設置は認めさせていない。しかし、いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場に関しては、厳しい戦いを強いられている。例えば、鹿児島県開発公社による鹿児島県薩摩川内市の管理型産業廃棄物処分場設置計画に関しては、住民の仮処分申請が却下されている。立証責任が民間業者に比べて明らかに高く設定されており、裁判所の「公共性盲信」体質は全く変わっていない。これを打ち破るため、実際に住民側で高度の立証をすると同時に、「公共性がないこと」を運動面で明らかにするという二面作戦で現在捲土重来を図っている。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともに戦いを継続している。

また、「安全性」の観点に加えて、「必要性」(無駄な公共事業ではないか)という観点から、いくつか住

民訴訟を起こしている。新しい切り口として、注目に値する。

4 ③については、福岡県旧筑穂町(合併後の飯塚市)の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁で敗訴した福岡県の上告を、最高裁が却下し、確定した。現在、福岡県は、専門委員会を開いて、措置命令の内容について、検討中である。専門委員会においては住民代表者の傍聴や委員会における意見表明を認めている。また折々に触れ、地元の県担当者が来て、地域住民に説明も行っている。その意味で、従来よりも「住民参加」が実現し、一定の成果を上げている。

(海・川問題)

〔1〕 熊本県下のダム問題の動向

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 川辺川ダム

(1) 治水問題

2009（平成 21）年 1 月、国、県、流域 12 市町村により設置された川辺川ダムに替わる治水策を話し合う「ダムによらない治水を検討する場」は、2015（平成 27）年 2 月に終了し、新たに「球磨川治水対策協議会」が設置された。

2016（平成 28）年 4 月に熊本地震が発生したため、協議会は、半年以上中断したが、同年 12 月に開催された第 6 回会合で、引堤（堤防新設）、河道掘削等、堤防強化（かさ上げ）、遊水地、市房ダム再開発、放水路、宅地のかさ上げ等、輪中堤など治水策 9 案の検討状況をまとめた。国交省は、2017（平成 29）年 1 月からパブリックコメントを実施したうえで、複数の治水策を組み合わせた対策案を検討していく予定である。

全国初の国直轄ダムの中止と新たな治水対策の策定という歴史的な試みを成功させるためには、流域住民の意見に十分耳を傾け、合意形成を行うことが不可欠である。

(2) 五木村の振興対策

五木村では、林業と観光を柱に振興対策を進めており、2016（平成 28）年 5 月には木材集積・仕分けを行う「中間土場」への木材搬入が始まった。2017（平成 29）年 4 月には山村文化や川辺川ダムの歴史を伝える「五木村歴史文化交流館」が開館する予定である。

(3) 利水問題

九州農政局は、2008（平成 20）年度から休止している国営川辺川総合土地改良事業について、未着工

のかんがい用水路を廃止し、造成農地に井戸などの代替水源を確保する方針を明らかにし、関係 6 市町村の連絡会議で方針が承認された。

土地改良法に基づく同意が必要な 3 条資格者は約 77000 人に及んでおり、3 分の 2 以上の同意を得る手続は難航が予想される。

2 荒瀬ダム

2012（平成 24）年 9 月から開始された荒瀬ダムの撤去工事は、9 本あった門柱のうち 7 本の撤去が完了し、工事は最終段階に入っている。2018（平成 30）年 3 月に 5 年半に及んだ撤去工事が終了する予定である。

3 瀬戸石ダム

荒瀬ダムの 10km 上流に位置する瀬戸石ダムは、1958（昭和 33）年に完成した発電専用ダムであり、現在電源開発（Jパワー）が所有している。

球磨川漁協は、電源開発との間で、同漁協が実施する鮎放流事業などへの協力金の支払いを内容とする協定を締結した。

4 立野ダム

白川上流部に建設予定の立野ダムは、民主党政権時代に計画見直しの対象となった。しかし、2012（平成 24）年 7 月に発生し熊本県下に多大の被害をもたらした「7.12 豪雨」を契機に、自民政権の国土強靱化政策の一環として事業継続が決定された。

2015（平成 27）年 10 月には、本体工事に必要な仮排水路トンネルが完成したが、2016（平成 28）年 4 月に

発生した熊本地震のため、大規模な斜面崩壊や土石流が起き、本体工事の着工が延期された。

ダム予定地から 2km 上流の阿蘇大橋が熊本地震により崩落したため、流域住民から、ダム建設に対する不安の声が上がった。

国交省は、同年 7 月、地質などの専門家による立野ダム建設に係る技術委員会を立ち上げたが、同委員会は、わずか 3 週間に 3 回の会合を行ったのみでダム建設に問題はないという結論を下した。

建設に反対する住民団体「立野ダムによらない自然

と生活を守る会」は、拙速な検討方法に対して結論ありきの会合と猛反発している。また、国交省は、住民団体が 4 回にわたり提出した公開質問状に 1 度も回答しておらず、住民団体は、国交省の対応に批判を強めている。

改正河川法は、住民参加を促しており、熊本地震によって流域住民にダム工事に対する不安が広がっていることも考慮すれば、国交省は、従前にも増して丁寧な説明を行い、流域住民の理解を得る努力を重ねる必要がある。

(2) よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後藤 富和

1997 年、諫早湾奥部は、国営諫早湾干拓事業潮受け堤防によって締め切られた。それと前後して、諫早湾そして有明海の環境は悪化し、有明海全域で大規模な漁業被害が頻発している。そのため、有明海沿岸地域では、漁業者の自殺があとを絶たない。

2010 年 12 月、福岡高裁は、漁業者の訴えを認め、判決確定の日から 3 年以内に諫早湾干拓潮受堤防の南北両排水門を 5 年間にわたって開放するように命じる判決を下した。当時の菅直人政権は福岡高裁判決を受け入れ、同判決は確定した。その結果、国は、2013 年 12 月 20 日までに潮受堤防を開放する法的義務を負うに至った。

判決確定から 6 年、国は未だに開門義務を果たしていない。

昨年、長崎地裁は、開門を前提としない和解を提案し、それを受けて国は 100 億円の基金案を提示した。潮受堤防を開放しないことと引き換えに 100 億円の基金を創設するという内容であった。

この基金案は、有明海の再生を願う漁業者たちの強い反発にあい頓挫した。

そこで、本年 2 月 24 日、長崎地裁は、従来の基金案と並行して、漁業者らの提案（いわゆる 3-2 開門、その

ために必要な事前準備、農業基金の創設の 3 本柱の和解協議案）を今後の和解協議の対象とする旨提案するに至った。

確定判決によって国は潮受堤防を開放する法的義務を負っている。国が、確定判決に基づく義務を履行しないというのは、法治国家として断じて許されるものではない。

国は、諫早湾干拓事業がもたらした漁業被害と開門確定判決を軽視し、開門確定判決が命じた開門義務の真摯な履行をサボタージュしてきた態度を真摯に改め、有明海の真の再生のために、開門義務を履行すべく、漁民らが提案する和解案を前向きに検討すべきである。

この間にも、有明海の漁業者は、漁業被害に苦しんでいる。苦しい中、歯を食いしばって漁に出て、怒りを堪えている。

有明海の再生に向けた潮受堤防排水門の開放は待たなしの急務である。

国は、確定判決に基づく義務を履行できなかった事実を真摯に反省するとともに、今も続いている諫早湾干拓事業による有明海の漁業被害を認め、一日も早い開門の実現に向けて関係者の調整などあらゆる手段を講ずべきである。

【三】特別報告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中山裕二

1 はじめに

昨年4月、私が住んでいる熊本県は、前震、本震とも震度7という大地震に見舞われました。一瞬にして「日常」が一変しました。築400年をへて県民の自慢でもある熊本城が、石垣とともに崩壊しました。昨年、熊本市で開催された公害弁連総会の3週間後のできごとでした。

震災後しばらくは混乱しましたが、全国の公害被害者団体、公害弁護団からいち早く暖かいご支援をいただき、何よりも励ましとなりました。紙面をお借りして改めてお礼を申し上げます。

昨年の公害被害者総行動総決起集会では、「ふるさと」を参加者で歌ったのですが、私は、わが街のことが目に浮かび、涙をこらえることができませんでした。福島のみなさんが、この歌は歌えないとおっしゃっていることの意味が、わが身に降りかかって初めて理解できました。原発事故被害が何ら解決しない中で、復興に立ち向かわれているみなさんのご苦勞が身に沁みま

す。昨年第41回総行動は、震災から2か月後ではありましたが、熊本から水俣病関係者が例年規模で上京でき、無事開催することができました。公害弁連はじめ関係のみなさまのお力添えにお礼を申し上げます。

1976年以来、毎年欠かさず取り組んできた全国公害被害者総行動をとにもかくにも諸先輩方が築いてこられたこのたたかいは全国の仲間とともに懸命にたたかい続けることによって継続できていることを確信にし、また多くのみなさまに支えていただいていることに心から感謝申し上げます。

国会では、共謀罪をめぐる議論がすすんでいます。この国の民主主義や公害被害者救済を実現していく私

たちの要求とは相いれない法律です。国民のみなさんと手を組みたたかっていたいかなければならないと決意を新たにしています。

2 第41回全国公害被害者総行動

環境大臣交渉では、水俣病問題が未解決であること、原発事故被害者に寄り添いながら一日も早い復興のために全力を尽くすこと、石炭火力発電の建設計画が相次いでいることに強い懸念を持っていること等の表明がありました。

続いて行われた各省庁、業界団体交渉でも被害の訴えを行い、要求の実現を迫りました。

公害総行動を通じて、信頼関係を深め団結を固めることができました。そして、私たちが公害問題を解決する意思と能力をもった集団であることを内外に示すことができたと思います。

6月総行動にむけては、ブロックごとの事前行動を開催しました。

開催順に大阪（1月30日）、神奈川（4月14日）、九州（佐賀市、4月23日）、千葉、埼玉（5月13日）で行いました。埼玉では初めての取組みでしたが、各地の地元実行委員会のもと、協力共同の輪を広げる取組みになりました。

なお第41回公害総行動（2016年）については、末尾に概要を付けましたので、ご参照ください。

3 第42回公害総行動をめざして

今年から来年にかけて、全国のたたかいは、大きな山場、正念場を迎えます。

原発事故被害回復のたたかいは、まもなく出される

前橋地裁判決を皮切りに、各地の裁判の結審、判決が続きます。判決という点では、各地高裁ですすんでいる建設アスベストのたたかいも大詰めです。いずれもこれまで私たちが経験したことのない未曾有の被害です。あらたな医療救済制度をめざす大気汚染のたたかいもここ1年が勝負どころとなっています。また有明海の再生をめざすたたかいや来年結審（熊本地裁）をめざす水俣病のたたかいも同様です。

これらを中心に今年の総行動は展開していくことになります。それは、私たちが経験したことのない規模

と内容のたたかいを同時進行で進めることになることに間違いありません。私たち自身のたたかいをしっかりとすすめながら、国民的な課題にしていかなければなりません。公害は終わっていません。私たちは、まだまだ多くの課題を解決していかなければなりません。

事前の準備をしっかりと行い、第42回公害総行動成功にむけて、今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと力をあわせて前進を続ける決意です。

【資料】

2016年第41回公害被害者総行動デー概要報告

第1日 6月1日(水)

◆第1行動 = 環境大臣交渉 10:00 *国会日程の関係で1時間繰り上げ開催

・国民署名提出数 / 41,134筆 (昨年 58,526筆)

①実行委員会側出席者

- ・代表委員 (高木、大石、大野、袖野、早川篤、中島) 中山事務局長、JNEP代表幹事 (小池)、泉南アスベスト (村松)、全国公害患者の会連合会 (大場)、大阪公害患者の会連合会 (角田)、新潟ミナマタ (山崎)、よみがえれ!有明海 (後藤)、ミナマタ弁護団 (園田)、大気全国連 (西村)、
- ・被害者の訴え (ミナマタ2次新潟 神田、原発被害津島地区 今野、東京公害患者と家族の会 西野)

②環境省側出席者

- ・丸川環境大臣、関事務次官、森本大臣官房長、梶原地球環境局長、奥主自然環境局長、北島環境保健部長、三好総合環境政策局長、高橋水・大気環境局長、鎌形廃棄物・リサイクル対策部長

◆第2行動 = デモ前行動 12:00 宣伝カー (国公労連カー)

司会: 昼間 補佐: 大島 トランペット: 松平 晃

- ・主催者あいさつ: 袖野代表委員
- ・連帯あいさつ: 野村 (全労連)、植松 (東京国公)、小林 (千代田区労協)
- ・決意表明: 高松 (建設アスベスト埼玉原告団長)

◇デモ 12:20 出発

- ・宣伝カー / 先頭 (国公労連カー)、中間 (川崎カー)
- ・参加者数 / 800人
- ・デモ終結点 / 中山事務局長

◆第3行動 = 政府各省庁交渉 13:30

6省、20部局の一斉交渉

(特記)

◇東電・政府合同交渉

時間 / 午後1時30分から 場所 / 衆議院第一議員会館多目的ホール

参加者／250人

◇農林水産省前抗議行動 よみがえれ!有明訴訟 14:00

◆第4行動 総決起集会 17:30～20:00 虎ノ門 ニッショーホール (2Fホール 5F大会議室)

- ・参加 団体／160 団体／1100人
- ・司会：斉藤園生（ミナマタ東京訴訟弁）、国師英明（東京大気）
- ・責任者：尾崎俊之 演出：大門高子 パワーポイント：大越
- ・基調報告：中山事務局長（熊本地震など）
- ・連帯あいさつ：山浦康明（消費者連盟元共同代表）、野村幸裕（全労連副議長）
- ・オープニング ①松平晃 トランペット演奏、橋本のおよ 歌唱
「公害総行動40年のあゆみ」紹介
- ・全実行員会参加団体の紹介
- ・発言：①建設アスベスト（大阪、京都、九州、首都圏）②よみがえれ有明！③東京公害患者会（秋元）
④基地爆音訴訟 ⑤カネミ油症 ⑥化学兵器ネット ⑦全国道路 ⑧川辺川（立野ダム）、
⑨ノーモアミナマタ（不知火、新潟、東京）⑩福島原発（生業 津島、いわき市民、避難者 東京）
- ・板井優弁護士：ミナマタ・原発
- ・政党からのメッセージ 民進党、日本共産党、社会大衆党、社民党
- ・アピール、熊本地震支援カンパ（集会でのカンパ額 219,643円）

第2日目 6月2日（木）

◆第5行動 早朝宣伝 8:30～9:30

- ・チラシ／8000枚印刷（配布は5000枚前後）
- ・場所／①大手町 経団連前 500枚（千代田労協カー）、チッソ本社前 1000枚（北区労連カー）
②官邸前 500枚（ハンドマイク）、
③霞が関 3500枚（環境省 1000枚（川崎カー）、農水省 500枚（文京土建カー）、
国交省 500枚、外務省 500枚、経産省 500枚、文科省 500枚）最高裁500枚
④東電前 1000枚（東京地評カー）
- ・参加者／160名

◆第6行動 東電前抗議行動、経団連交渉、企業・各省交渉 9:30～11:00

◇東電前抗議行動

- ・司会：有坂 責任 土田 ・トランペット、多摩川太鼓
- ・実行委員会挨拶 連帯挨拶：東京地評、民医連、農民連、消団者連盟、原発被害者、アスベスト他

◇財界・企業交渉・省庁交渉

財 界	・日本経団連	責任者	鶴見
	・電事連	責任者	中杉
	・石油連盟	責任者	黒岩
	・自工会	責任者	東京大気
企 業	・チッソ	責任者	大石
省 庁	・内閣官房	責任者	早川・川村
	・環境省 地球環境局長 官房・廃り部		
	原子力規制庁	責任者	橋本、早川、小池、伊藤
	・文部科学省	責任者	昼間

・厚生労働省薬務局長	責任者 阿部
・経済産業省産業技術環境局	責任者 清水
・外務省地球規模問題課	責任者 河村
中国・モンゴル課	責任者 大谷
・国交省道路局	責任者 秋元

◆第7行動 まとめ

◇まとめ行動の準備 11:30 環境省前 東京土建カー

司会：大島 補佐：池田 大越

リレートーク／有明・後藤弁、原発被害・中島、大阪公害・上田、基地・中杉弁

◇まとめ行動 12:00 環境省前 東京土建カー

司会 増田 補佐 池田 大越

①経団連交渉報告 鶴見（弁）②大臣交渉報告 中山 ③東電交渉報告 中島

④まとめの挨拶 中山

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 理事長・一橋大学名誉教授
寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、きわめてユニークなネットワーク型の組織として、今日まで38年にわたり、地道な活動を続けています。

2016年度には、10月21日（金）～10月23日（日）に「第33回日本環境会議沖縄大会」（於・沖縄国際大学）を開催しました（参加者は、国内外から400名余）。これは、1988年3月の「第8回日本環境会議」、次いで20年前の1996年11月に開催した「第16回日本環境会議」以来、3度目の沖縄開催でした。

この沖縄大会は、日本環境会議（JEC）と沖縄大会実行委員会（実行委員長：桜井国俊氏、事務局長：砂川かおり氏）による共催の形とし、同実行委員会には、沖縄環境ネットワーク、沖縄社会教育研究会、沖縄平和ネットワーク、沖縄リサイクル運動市民の会、原発事故避難者に公的支援を求める会、大学等非常勤講師ユニオン沖縄、つなごう命-沖縄と被災地を結ぶ会、日本科学者会議沖縄支部など、地元の関係諸団体にも幅広く参加していただきました。さらに、協賛団体として一般社団法人アクト・ビヨンド・トラスト、名義後援団体として日本弁護士連合会、日本自然保護協会、全国町並み保存連盟、日本生活協同組合連合会からの協力を得ました。また、上記のアクト・ビヨンド・トラスト、辺野古基金、沖縄国際大学からは、それぞれ貴重な助成金や大会経費の一部補助を受けることができました。ここに、昨年秋の沖縄大会の成功に向けてご尽力を賜ったすべての関係者の方々に対し、改めて御礼を申し上げる次第です。

さて、この沖縄大会では、「環境・平和・自治・人権－沖縄から未来を拓く」という全体テーマのもとに、10月22日（土）に開会式と全体会議（特別講演と4名の基調講演）、そして翌10月23日（日）にかけて、6つの分科会を開催し、閉会の全体会議では「沖縄大会

宣言」を採択しました。10月21日（金）には、現地見学ツアーとして、①「辺野古コース」、②「米軍基地周辺コース～騒音と汚染～」も実施し、本土からのツアー参加者にとっては、沖縄の米軍基地をめぐる実態を学ぶ良い機会となりました。

以上のように、昨年の沖縄大会は充実したプログラムのもとで緊迫感のある有意義な議論が行われ、この大会の様子は、連日、地元紙の「沖縄タイムス」と「琉球新報」が1～2面を割いて大きく報じてくれました。しかし、きわめて対照的に、本土の主要なメディアによる取材や報道は皆無であったため、急遽、昨年11月23日（祝日・水）の午後、「沖縄大会東京報告集会」を明治大学で開催しました。当日は、120名余の参加者を得て、花輪伸一氏（沖縄環境ネットワーク世話人）の司会のもと、磯野弥生氏（日本環境会議代表理事・東京経済大学教授）の開会挨拶、沖縄からは前出の桜井氏、屋良朝博氏（フリージャーナリスト）、島袋純氏（琉球大学教授）、高里鈴代氏（基地・軍隊を許さない行動する女たちの会共同代表）が登壇され、改めて活発な議論が行われました。また、翌11月24日（木）には、辺野古米軍新基地建設や高江でのヘリパッド建設の強行によって深刻な自然環境の破壊が進行しつつある沖縄県の大浦湾・辺野古沖および「やんばるの森」の環境保全をめぐる緊急課題について環境省への直接要請行動を行いました。その際、「沖縄大会宣言」とともに、日本環境会議（JEC）が「普天間・辺野古問題を考える会」（代表：宮本憲一）と協力し、去る9月9日（金）に記者発表を行った「有識者共同声明」（「沖縄の人権・自治・環境・平和を侵害する不法な強権発動を直ちに中止せよ!」）も併せて、環境大臣あてに提出しました。日本環境会議は、今後、上記の「有識者共同声明」や「沖縄大会宣言」に盛り込まれた内容を踏まえて、沖縄から日本、アジア、そして世界の未来を切り拓いていく取り組みをさらに前進させていきたいと考えています。

なお、以上の沖縄大会での全体会議や各分科会の概要、大会宣言文などは、JECの準機関誌である『環境と公害』誌（岩波書店）第46巻第3号（2017年1月25日発行）の特集として掲載されています。また、全体会議と第1分科会、第2分科会の詳細な内容を中心にして、別途、日本環境会議沖縄大会実行委員会編『沖縄の環境・平和・自治・人権』（七つ森書館、2017年3月刊）が緊急出版されました。ぜひ、それらをご参照していただければ幸いです。

次に、上記の他、2016年度におけるJECの主な活動としては、2011年5月からスタートしてきた「JEC東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称・JEC検討委員会）の全体会合の開催（第28回～第32回、計5回）、同検討委員会のもとに設置された3つの検討部会（①原発被害補償検討部会、②復興行財政検討部会、③被災地域再生検討部会）による調査研究など、引き続き、精力的に取り組んできました。これらの活動の概要についても、JECHPの該当サイトに、適宜、掲載してあります。

また、上記の調査研究による成果等については、前出の『環境と公害』誌（岩波書店刊）の＜特集：東日本大震災と原発事故＞シリーズのなかで、関係論文等を順次掲載していますので、ご参照いただければ幸いです。

最後に、次回の「第34回日本環境会議」については、2018年3月下旬頃を目途に「福島大会」として開催できないか、関係諸団体との連携も含めて、鋭意、検討を進めています。追って、この開催案の詳細につきましては、「JECニュース」、JEC会員ML、JECホームページ（<http://www.einap.org/jec/>）等で案内させていただきます。

今後も引き続き、JECの諸活動に対する皆さまからの多大なご協力・ご支援を切にお願い申し上げる次第です。

道路住民運動全国連絡会報告

～旧来型大型公共事業からの転換を～

道路住民運動全国連絡会（道路全国連）
事務局長 橋本良仁

1 国際競争力強化とオリンピックを口実に 予算増額

- ・ 2017年一般会計予算、97兆4547億円（過去最大、2016年当初予算比0.8%増）
- ・ 国土交通省の公共事業関係費、5兆9763億円（2016年比26億円増）
- ・ 「効率的物流ネットワークの強化」三大都市圏環状道路整備や拠点空港・港湾へのアクセス道路整備など（2529億円、154億円・6.5%増）
- ・ 国際コンテナ戦略港湾の機能強化（766億円19億円・2.5%増）
- ・ 大型クルーズ船の受け入れ能力拡充（137億円55億円・66%増）
- ・ 首都圏空港の機能強化（147億円2億円・1.2%増）
- ・ 5区間の整備新幹線推進（755億円、16年同額）
- ・ JR東海単独事業費負担のリニア中央新幹線に財政投融资3兆円を投入。
- ・ 財投活用はリニアだけでなく、凍結されてきた大規模開発の復活と継続事業の前倒しを加速させる。
- ・ 民主党政権下で一部休止、縮小していた大型公共事業はゾンビのごとく復活。
- ・ 四全総（1987年閣議決定）で計画した事業（全国14000キロメートルの高規格自動車専用道路など）はすべて実行する。

2 新たな事業をおこなう余裕ない

- ・ 道路や河川管理施設などの社会資本は建設後30年経過し老朽化したものが多い。
- ・ 今後50年間に必要な維持・管理・更新費は250兆円（年5兆円）必要とされる（国土交通省試算）。
- ・ 2017年度予算はインフラの老朽化対策に対し、わずか5409億円（6.4%増）

新たな道路などを建設する財政的余裕はまったくない。

3 決めた計画は変更せず、さらに……

国民の批判により、道路政策や道路行政は徐々に修正されてきた。国民との合意形成や説明責任を果たす目的でPI（パブリックインボルブメント）やPC（パブリックコメント）が導入され、環境アセスメント実施前に住民意見を取り入れる目的で計画段階評価が開始された。しかし、ほとんど機能せず、住民の意見は聞きおくだけで、一旦決めた計画の変更や中止は行われない。

「二階道路」と揶揄される紀伊半島一周道路に4600億円、「安倍道路」と言われる山陰自動車道には4500億円、「石破道路」の山陰近畿自動車道は6000億円、第二関門橋（関門海峡道路）は3000億円の予算が見込まれている。東京湾横断道路をさらに1本つくる計画もある。

4 道路住民運動 & 大気汚染公害被害者の闘い

横浜環状道路南線（圏央道）、東京外環道路千葉、東九州自動車道では、土地収用との闘い、東京外環、東京の都市計画道路（外環ノ2、板橋大山26号線、北区志茂86号線、世田谷23号線、小平3・2・8号線）や大阪の淀川左岸線などの住民団体は、公害調停や訴訟を提起している。

全国の大気汚染公害被害者はぜん息患者の医療費助成を求めて署名を始めた。また、裁判の和解協定を武器に、国や自治体にロードプライシングの実行や歩行者・自転車専用道路、植樹帯の増設などを求めている。川崎公害裁判の原告団・弁護団は訴訟終了後も解散せず、国道1号線の3車線を2車線化し歩行者・自転車道路を設置することを求め活動している。

道路全国連は、毎年6月開催の全国公害総行動で道路局要請を行っている。この間の交渉では、事業評価や事業再評価時に重要な指標となるB/C（費用便益比）に必要な将来交通需要予測にH22年交通センサスが未適用で早急な適用を求めてきたが、実行されていない。また、広島国道2号線沿道の住民らは、道路沿道の公害を訴え、建設差止を求めて提訴し、2015年6月、広島高裁判決（昼間屋外騒音65dB、屋内40dB超は違法）が確定した。直後、騒音環境基準の見直しを求めて環境省要請を行ったが、主張は平行線のままである。この2件は、重要課題であり引き続き取り組む。

2013年1月、公共事業改革市民会議が発足した。ダム、道路、湿地・干潟、スーパー堤防、沖縄の米軍基地、リニア中央新幹線と闘っている市民・住民運動団体が

公共事業チェック議員の会などに働きかけ共同の運動を行っている。

5 旧来型公共事業からの転換を

東京—大阪を1時間で結ぶ、人口7000万人のスーパー・メガリージョンを形成するため、リニア中央新幹線、4つの国際空港、2つの国際戦略港湾、高速道路ネットワークを充実させるという。潤うのは旧来型の経済界と建設業界だけ、アベノミクスは、古い経済界の救済プロジェクトにはほかならない。

旧来型の大規模公共事業から再生可能エネルギーなどの地産地消、小規模分散ネットワーク型社会を実現する、持続可能な社会への転換が求められる。

集会アピール

第42回道路全国連交流集会は、2016年11月12日～13日、名古屋・労働会館で開催され、38団体、74人が参加した。

今年7月に行われた参議院選挙で自民党をはじめとする改憲政党が過半数を占めた。しかし、32の定員1人区すべてで野党統一候補が実現し、11の選挙区で勝利を収めた。このことは今後の日本の政治にとって画期的な前進であった。ところが安倍政権はこれまでまともな議論を行わなかった憲法改悪を企図し、破綻したアベノミクスによる国民生活破壊の暴走路線を更に進めようとしている。そして相変わらずの大型公共事業の推進、リニア中央新幹線への公的資金の投入、辺野古や高江での米軍基地建設強行、東日本大震災の復興対策や原発汚染対策の遅れ、原発再稼働推進など国民生活を一顧だにしない悪政を続けている。

名古屋での現地見学は国道23号線の大型車対策、都市計画道路の一部廃止、国道302号線の工事被害補償の見直しなど貴重な前進を勝ち取っているのを見てきたが、不要な都市計画道路がいまだに押し進められようとしている。愛知県内で見ると中部国際空港の第二滑走路建設、同空港へのアクセス道として「西知多道路」の建設が計画されている。

リニア中央新幹線建設は愛知県内は勿論、計画予定の各自治体でも多くの県民が反対を表明し、訴訟も行なわれている。多大な環境破壊が予想され、必

要性、採算性、安全性と共に大深度工法による大量の土砂運搬による交通公害・渋滞の問題にも注目すべきである。にも関わらず、国がJRという一企業に3兆円もの財政投融资を行うことは許しがたい。問題の山積するリニア中央新幹線は建設中止以外に選択肢はあり得ない。

全国各地で、決定されればたとえ状況が変化しても、また住民の反対が強くても道路の計画・建設は止まることが無い。「渋滞」を理由に次々と道路を新設、拡大しても渋滞は解決していない。ここ数十年にわたり巨額な予算をつぎ込んで高速道路、港湾、空港など大型開発事業が進められてきたが国土の破壊、国民生活の窮乏、環境破壊、健康被害を促進してきただけであると断言せざるを得ない。

私たち道路全国連は国や地方自治体がこうした政策を転換し、むしろ高度成長期に建設された高速道路の劣化によるひび割れ・路面陥没の発生、老朽化し危険な橋脚・トンネルなどの対策・更新・補強にこそ予算を回すべきであると考えます。また、CO₂やPM2.5の削減のためには自動車の総量を減らすことが最も有効な解決策である。

私たちは個別の不要な道路建設に反対するとともに、「車優先の道路建設」から本来あるべき「人に優しい交通政策・まちづくり」を行うよう国や地方自治体に求めるとともに、そのために全力を挙げて闘いを強化することを決意する。

2016年11月13日

ミナマタからフクシマへ！原発から再エネへ！ 公害総行動を支え、共に前進する JNEP の運動

公害・地球環境問題懇談会（JNEP）
事務局長 清水 滯

■ はじめに

水俣病公式発見から 60 年、福島原発事故から 5 年という節目にあたる 2016 年度の運動は、2017 年 3 月末をもって避難指示を解除（帰還困難区域を除く）し、住宅提供・賠償打ち切りという被害者切捨での攻撃に対するたたかいで始まった。「ふるさと喪失」という被害の深刻さをあらゆる角度からとらえ、「絶望から希望」への長期の道のりを確かめる第 5 回フクシマ現地調査（3 月 19～21 日）が第 3 回「原発と人権」全国交流集会と結んで取り組まれた。

そして 2017 年度の運動はいま、福島原発被害の集団訴訟初の「群馬判決」（3/17）と最大訴訟の「生業結審」（3/21）を結ぶ第 6 回フクシマ現地調査（3 月 20～21 日）の直前にある。フクシマとミナマタ・アスベスト・大気汚染・基地公害等の仲間が相互支援と共同行動を強め、すべての公害被害者の救済と公害の根絶を求める第 42 回全国公害被害者総行動（6 月 7～8 日）の成功をめざす準備が着々とすすんでいる。

「パリ協定」に逆行する安倍政権の地球温暖化対策に対してねばり強く追及している。原発ゼロをめざし、石炭火発大増設を止める！省エネ・再エネ普及を積極的にすすめる！原発廃炉費用の国民負担は許さない！の運動がすすめられている。

また、暴走を加速してきた安倍政権とのたたかいが大きな転機をむかえている。森友学園の「国有地払下げ」、南スーダンの「隠された日報」、「共謀罪」の問題など、安倍政権をかなり窮地に追い込んでいる。

こうした運動の真っ只中であって公害・地球懇（JNEP）は、昨年の 2016 年総会（5 月 13 日）以後の活動総括をおこない、今後の運動の意思統一をはかる 2017 年総会（5 月 14 日）の準備をすすめている。

1 熊本地震の緊急事態と第 41 回公害総行動の「まとめ」

水俣病公式発見 60 年にあたる 5 月 1 日直前の 4 月 14 日と 16 日に巨大地震が熊本を襲い、甚大な被害をもたらした。1900 回を超える余震が続き、深刻な状況となった。

地震列島日本の原発問題を考えたとき、熊本地震は重大な警告であり、稼働中の川内原発はすぐに停止すべきであった。また、「パリ協定」をうけた地球温暖化計画が 5 月 13 日に閣議決定されたが、「原発・石炭をベースロード電源」とするエネルギー政策が根底にあり、世界の流れに逆行するものであった。この緊急事態にあたって、川内原発を停める！石炭火発を止める！安倍政権の暴走を止める！をかかげ、第 41 回公害総行動の成功と参院選の勝利をめざす取り組みがおこなわれた。

全国から病いと高齢化の困難をかかえながら結集し、環境大臣交渉を皮切りに「七つの行動」に 2000 人が参加。熊本地震被災直後の困難な条件をのりこえ、40 年という節目の公害総行動をやり抜いた。「40 年の歴史を積み重ねた公害総行動の真価」を発揮したといえる。「被害を小さく見せようとするものは、被害をくり返す」という歴史的な事実、水俣病の教訓が福島原発の被害に共通すると強調された。

公害総行動の重要な軸となっている「二つの交渉」については、一（1）6 月 1 日午後福島原発事故の全面賠償要求に関する「東京電力・政府交渉」（2）6 月 2 日午前温暖化対策、原発・エネルギー政策に関する「政府・経団連・電事連交渉」におこない、福島原発被害の切捨てと原発再稼働・石炭火力推進に対し、「実効ある噛み合った交渉にする」「小さな足がかりでもしつこく追及、半歩でも前進させる」との立場から全力をあげ、6 月 23 日、7 月 21 日と継続交渉をおこなった。

参院選の結果は、改憲発議に必要な議席を許すとい

う厳しい政治状況となったが、一方では「市民連合と野党の共闘」が11選挙区で勝利をおさめ、大きな希望が生まれた。

2 「パリ協定」と相容れない安倍政権の 温暖化対策計画

原発・石炭依存から、再エネ・省エネ推進への転換を！

今世紀後半には化石燃料ゼロ、再エネ100%をめざす「パリ協定」が2016年11月4日に発効し、世界の流れは決まった。安倍政権はTPP批准を優先させ、この発効に間に合わなかった。「パリ協定」と相容れない地球温暖化対策計画を5月に閣議決定したが、その国内対策が問われる。根底にある原発・石炭依存の「エネルギー基本計画」(2017年7月制定)の「三年見直し」が今年にある。

COP21に5名の代表団を送ったJNEPは、再エネ・省エネ推進の立場から、①病体生理研究所と共催の第26回環境公害セミナーを9月10日に開催(テーマ:「再生可能エネルギーで拓く未来と抑える被害」講師:佐川清隆)②実行委員会(21団体)主催の第13回地方自治研究全国集会(10月1~2日、つくば)の全体会/分科会に参加。③JNEP「声明」(11月4日)を発表。

■ とんでもない! 賠償・除染・廃炉等の 原発関連費用の国民負担

政府は賠償・除染・廃炉等の原発事故関連費用の負担(経産省試算で24兆円)を国民負担にするという基本方針を12月20日に閣議決定した。審議会・委員会は託送料金に上乘せする、国民負担にする全体方針にそって予算措置・省令・告示をおこなった。

事故関連費用は事故を起こした東京電力の責任で処理すべきであり、汚染者負担の原則を無視した国民負担は認められない。

2月18日の第3回幹事会は、国民負担・託送料金転嫁に反対する「声明」、経産大臣宛「団体署名」に取り組むことを確認。さらに3月7日の常任幹事会では、①衆参両院議長宛「緊急団体署名」に取り組み、○東京電力、他の原発保有電力会社が責任をもって負担すること、○国会において徹底的な情報公開と審議をおこない、国民の意見を反映した立法措置をはかること、最終的に決まるまで白紙に戻すこと、

を求めていくことにした。

②また温暖化対策を求める国会請願署名(2016/4/25請願行動で60,595名分提出)の継続を確認した。

3 福島原発被害訴訟の結審・判決の連弾へ

3月ヤマ場にむけ12・12院内集会開く

群馬訴訟が10月31日に結審。集団訴訟初の結審を契機に千葉(1/31)生業(3/21)京都(9/29)避難者(10/11)と続き、判決は群馬(3/17)千葉(9/22)生業と続く。結審・判決の連弾となり、連続的な共同行動の体制づくりが緊急課題となっている。その第一弾として「12・12院内集会」が開催され、原発原告団・弁護団・支援を先頭に公害団体・各界代表の300名余の仲間が駆けつけ、参議院議員会館講堂が溢れる参加となった。

福島原発被害はいま一被害の切捨ては許さない!の①特別報告と緊急発言、②結審・判決をむかえる群馬・千葉・生業訴訟の報告がおこなわれ、国会議員(議員・秘書22名)の激励あいさつ、各界代表の連帯あいさつが続いた。

その後、1月31日の千葉訴訟の結審、3月14日の首都圏建設アスベストの「高裁結審(横浜ルート)」に多くの仲間が連帯参加。相互支援・共同行動を前進させている。

■ 理不尽な「帰還強要策」は許さない!

第6回フクシマ現地調査を実施

3月末の避難指示解除(帰還困難区域除く)、住宅提供・賠償打ち切りという理不尽な被害切捨て直前の第6回現地調査。「ふるさと喪失」という生活と人生を根こそぎ奪われた原発事故からまる6年。苦闘を続けている被害者の方々から生の実態を聞き、交流する立場から企画され、四点の調査ポイント—①除染と避難指示解除の問題②山林・農地の除染と農業再建・コミュニティ回復③事故収束と廃炉問題④子どもの甲状腺がん、関連死・ストレス等の健康管理問題にそって行動日程を組んだ。3月20~21日の日程で大型バス定員いっぱいの参加でミナマタ代表・専門家を含む多彩なメンバー。フクシマ現地調査は松川事件、水俣病現地調査の経験に学びながら、2013年11月の第1回から6回を重ね、被害現地と東京・

首都圏をつなぎ、福島原発訴訟を支援する取り組みとして続けられてきた。今回は群馬判決と生業結審を結ぶことを目玉企画にしており、その成果が期待される。

4 公害総行動を支える JNEP の役割

JNEP 結成 30 周年にあたる 2020 年まであと四年。「温暖化」「公害」の被害を原点とする私たちの運動は、この被害にもとづき加害責任を徹底的に追及し被害の賠償と公害の根絶を求めるものである。「災害便乗型資本主義（ショックドクトリン）」の本質をむき出しにした多国籍企業の横暴とのたたかいといえる。

公害総行動の発展をめざし、重要な総行動「二つの交渉」の要求作成・交渉体制確立の面から公害総行動を支えていく役割をはたしたい。また、壮大な国民的な運動（総がかり行動）の一翼を担っていきたいと考えている。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の活動

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議・事務局長（第9次横田基地公害訴訟原告団）

福本道夫

1 はじめに

私たちが2008年12月に「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」を結成して、8年余が経過した。

岩国を除き、結成当時進行中だった各地の基地爆音訴訟団は、高裁や最高裁で判決が確定した後に新たな組織を立ち上げ、訴訟を中心とした運動を継続させ、様々な成果を勝ち取っている。現在、最高裁判決が出て次の訴訟立ち上げに動いている原告団も考慮に入れて全国6基地で7つの訴訟・約3万7千人の原告（2016年12月現在）が、被害根絶のために様々な運動に取り組んでいる。

2 軍事基地をめぐる情勢・動き

沖縄県では、辺野古新基地や東村高江ヘリパッド建設をめぐる緊迫した状況がいまだに続いており、沖縄で基地訴訟を続ける2つの原告団も、これらの施設建設に反対する活動に積極的に取り組んでいる。

普天間基地では、相変わらず日米合意を無視したMV-22オスプレイ（海兵隊仕様）の訓練が行われているが、特記すべきは2016年12月に起きた「不時着水」という名の墜落事故と胴体着陸である。現在、様々なルートで、国に事故原因等について説明させようとしているが、国は事故原因について私たちに説明できていない。それでも訓練再開を認めてしまう厚顔無恥な現政権を許しているのは、多くの国民が大本営発表を信じているとしか思えない態度をとっていることなのではなからうか。

嘉手納基地では、相変わらず外来機も含め飛行騒音を中心とした被害が多い。一方、国は約22,000名の原告を有する裁判結果を想定し、うるささの度合いに応じた地域を示すコンターを狭くするための引き直しを画策している。

山口県・岩国基地では、この1年間で艦載機移駐の先駆けとしてE-2Dの配備、AV-8B（ハリヤー）やF/

A-18（ホーネット）の交代機としてのF-35B配備があった。そして、本年2017年秋には厚木の艦載機部隊が配備予定となっている。昨年のKC-130の移転も考えると、かなりの基地強化が強いられている。滑走路の沖合移設が何でも受け入れる言い訳になっているかのようだ。

石川県・小松基地では宮崎県・新田原基地所属のF15戦闘機10機と要員約170名の移転がなされ、被害が拡大されている。

神奈川県・厚木基地では、横須賀を母港とする空母が2015年8月にロナルド・レーガンに交代した後も、訓練飛行は今までと変わらず行われている。また、本年秋口の艦載機移駐によって騒音被害が減るのか、艦載機訓練を従来通り厚木基地で行うのかは不明である。

東京都・横田基地では、2014年以来MV22オスプレイの飛来が厚木基地同様続いている。

そして、2017年から始まるCV-22オスプレイ（空軍仕様）の先陣を切る3機のCV-22が本年後半に先行配備される。その後7機が2021年までに増やされる。最終的に約400名の部隊だけ増加し、その家族を含めると1,000名以上の人口増が見込まれている。また、人員降下訓練や機会あるごとに戦闘機の集結地として使用されており、輸送中継基地としての性格は明らかに変容している。（CV-22の配備が最長3年延期されることが、3/14に発表された）

全体的に、在日米軍基地や自衛隊基地は、基地機能及び軍事力強化の方向で変化しており、爆音被害や軍用機の墜落の危険が全国各地へ拡大されている。

各地の訴訟原告団は、これらの基地運用の変化による被害拡大をくい止めるべく様々な取り組みを展開している。

3 全国の裁判をめぐる情勢と主な争点

全国の爆音訴訟は、岩国基地訴訟、普天間基地訴訟、嘉手納基地訴訟の3訴訟が地裁判決後高裁へ控訴したところ、第2次新横田基地訴訟が2017年3月に地裁結審、

小松基地訴訟と第9次横田基地訴訟が地裁終結まであと2年程度(予測)、第四次厚木基地訴訟は最高裁判決後第五次訴訟を目指している状況だ。(以下、各訴訟原告団名は、便宜上「〇〇基地訴訟」と記載する。)

第四次厚木基地訴訟は、2016年12月に最高裁判決が示された。最高裁は控訴審判決が認めた「自衛隊機の夜間～早朝飛行の差し止め」と「損害賠償の将来請求」を覆した。また、騒音被害の主たる原因である米軍機に対する差し止め請求は、従来同様、「第三者行為論」によって退けた。

岩国基地訴訟で示された2015年10月山口地裁岩国支部の判決は、過去分の損害賠償は認めたものの、滑走路沖合移設後の賠償額が裁判所による強引な線引きによって減額、夜間～早朝飛行の差し止めは、米軍機・自衛隊機ともに認められなかった。その後1年以上経過したが、諸事情で広島高裁での控訴審は開始されていない。

普天間基地訴訟では、2016年11月に那覇地裁沖縄支部で判決が示された。過去分の損害賠償はうるささ指数毎の金額では最高額だったが、ご多分に漏れず、飛行差し止めも将来請求も認められなかった。

第三次嘉手納基地訴訟は、約2万2000人という国内裁判史上最大規模の原告により提訴された裁判だが、2017年2月に那覇地裁沖縄支部で判決が示された。過去分の損害賠償額は普天間基地訴訟と同様だが、うるささ指数の大きい地域がある分、過去最高の賠償額が示された。念願の飛行差し止めは、対米国、対日本政府ともに認められず、将来請求も認められなかった。

小松基地訴訟では、騒音による健康被害調査を中心とした審理が続いており、まだ先行きが見えない。

同基地で2つの訴訟が行われている横田基地訴訟の1つ、第9次横田基地訴訟は、今後、現場検証や原告本人尋問が中心の進行となることが予想され、それを経て終結点が見えてくるはずだ。

第2次新横田基地訴訟は、2017年3月1日東京地裁立川支部で最終弁論が開かれた。各基地訴訟の判決が出そろいつつある中で、それらを打ち破る判決にどう導いていくかが鍵となろう。

裁判結果は、総じて過去分損害賠償は認容、将来分損害賠償と飛行差し止めは認められないというものだが、健康被害として心臓病や高血圧が認められたり、(最高裁で覆されたとはいえ)自衛隊機の夜間～早朝の飛行差し止め、期間指定の将来請求が認められたりする

などの成果を上げてきた。2歩前進1後退状態ではあるが、各基地訴訟原告団・弁護団の特徴を生かすことで、行政や立法府に阿ることのない被害住民目線での判決が得られるよう切磋琢磨していきたい。

4 政府への要請行動

全国基地連としての政府交渉は、関係省に対し基地被害の解消を目的とした要求をまとめ・交渉することであるが、過去の政府側の対応がおざなりであることから、いかに実のある交渉にしていかが課題となっている。

この交渉・行動は、原告団や住民を中心とした政府交渉を行うことで、弁護士中心の裁判と本来の住民運動が、車の両輪のように機能できることも目的としている。

2016年は、2月に外務・防衛各省との交渉を行い、6月に外務・防衛・環境・国土交通の各省との交渉を行った。

国側の対応は、相変わらず住民との隔たりを埋めようという努力が見られないばかりか、担当者が毎年変わるばかりで、従来の申し入れ・交渉の積み重ねが全く感じられないものであったが、6月の交渉に国土交通省を入れたことによって、防衛省と国土交通省の回答に齟齬が生じていることが判明した。結局、「航空機による騒音被害についてどう対応していくか」という国の方針がないに等しい無責任さを露呈しただけであった。

政府側にきちんとした対応をさせる工夫の1つとして、国会議員を通しての質問主意書で問題点を明確にした後に政府交渉を行うということを考えている。

今年の政府交渉は2017年6月に行う予定である。

5 まとめ

私たちは、過去40年に及び基地被害と向き合ってきた住民運動の歴史を踏まえつつ、環境に対する人々の意識の変化にも対応して、各原告団の経験を全国の経験として共有することで、各原告団の弱点をカバーし合いながら、巨大な相手(国や米軍)と対峙している。

昨年同様、全国の米軍機・自衛隊機飛行訓練エリアの被害住民との連携や、基地問題を平和問題として取り組んでいる諸団体との交流をさらに深め、基地爆音訴訟原告団の枠を超えた全国レベルでの闘いに拓げていくことが課題だ。

景観と住環境を考える全国ネットワーク

景観と住環境を考える全国ネットワーク 代表
弁護士 日置雅晴

1 ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」(景住ネット)は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、建築紛争や都市法制度に関連して1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることです。

具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って会員の参加するメーリングリストでの意見交換を行っており年間3500件以上の情報を交換している。2、については、2016年度は、以下に述べるような多彩な集会や勉強会等を開催してきた。(詳細な活動内容についてはHP <http://machi-kaeru.com/> をご覧ください)

1月26日

はじまっている区分所有マンション 放置時代

4月3日

緊急!シンポジウム「国上市景観訴訟」—住民自治・地方自治を今こそ学び合う!

4月17日

シンポジウム 近代化遺産と八幡の都市・建築・歴史 その魅力をどう活かすか

8月27日

神楽坂サロン 鞆の浦の景観と裁判 なぜ鞆の浦は残せたか

10月6日

神楽坂サロン ドイツのまちづくり 快適さから生まれる美しさ

10月22日

全国まちの問題フォーラム in 名古屋 2016 生まれ乱開発 住み続けられる街の仕組みをつくろう!!

12月9日

こんなのあり(反対運動中に逮捕拘留起訴された事案への抗議集会)

2 2016年度の特徴的な活動

① 10月22日に名古屋で開催された全国大会 全国まちの問題フォーラム in 名古屋 2016には、約1250名の会員が参加した。全国の活動報告では、第一部は「生まれ乱開発」と題して、法政大学名誉教授・五十嵐敬喜先生に「現代総有と美しい町」の講演を皮切りに、全国の14グループから「全国まちの問題レポート」が報告された。

第二部では、延藤安弘先生(建築家・都市研究者)から「人・まち・住まいの未来を考える—「紛争住民」から「創造市民」へ」と題した講演をして頂き、絵本仕立てのスライドで物語のように始まった講演は、笑いの絶えないものでした。紛争住民からまちづくり市民へとなる条件を、公団の武蔵野緑町団地の建て替えで反対運動から住民の意見を踏まえた建て替え計画に移行した事例や、名古屋の長者町の取り組みを紹介されました。

翌日は現地視察として、当事者が逮捕拘留起訴された白龍の現地視察を含むまちあるき企画が行われた。

② 逆風の司法的対応

今年目立ったのは、市民運動に対する司法の無理解・抑圧的判断である。

名古屋の白龍では、現場で抗議をしていた市民と作業員のトラブルが、市民の逮捕拘留・起訴へと発展、警察の事業者寄りの姿勢が目立った。また、国立のマンション問題を巡り、当時の上原市長が個人責任を問われ、損害賠償を求められた事件では、責任を認めなかった地裁判決が高裁で覆り、最高裁が上告を棄却したことから、賠償責任が確定するに至った。

③ 特に地方においては、人口減少・高齢化などを受けた空き家の増加が目立っている。しかしその

一方で景気対策や相続税対策として、多数の新築住宅の建築が行われている。これらは将来巨大なマイナスとなり社会に影響することが明白であるが、ほとんど放置状態であり、早急な対応が必要であり、この分野にもっと市民の声が反映されるような運動が求められている。

最近の環境アセス法の動向

弁護士 藤原 猛 爾

1 2017年3月現在のアセス法の対象事業の状況

環境省資料によると、2017年3月2日現在で手続中のアセス事例は191例、最近手続が終了した事例が18例となっている。この手続中の事例のうち発電所が170例（風力が141例と圧倒的に多く、ついで火力、天然ガス、地熱と続く）、道路10例、埋立・干拓5例、河川（ダム等）3例、土地区画整理事業2例、飛行場（成田拡張）1例となっている。この要因は、法改正による配慮書手続の導入、風力発電所の設置等を対象事業としたこと、震災の影響等による火力発電所設置案件が増加したこと等にある。

2 発電所設置例のうち特に多いのが風力発電所の事例で、北海道、東北、の設置事例が多数あり、北陸、四国、九州地域の設置事例も増えている。天然ガス発電所、石炭火力発電所は、新設、リプレースを含め事例数は必ずしも多くはないが、事業・計画の規模が大きいものが目立っている。

3 火力発電所の規模からみた特徴は、大規模な火力（石炭・天然ガス）発電所設置が計画（例えば、千葉県袖ヶ浦石炭火力発電所、総出力約200万kw）されているが、他方では第二種事業の規模要件（11.25万kw以上～15万kw未満）をわずかに下回る程度（10万～11.2万kw）の「小規模火力発電所」設置例が増えていることである（例えば、「仙台パワーステーション」（11.2万キロワットの石炭火力発電所である。これは宮城県、仙台市のアセス制度の対象外）。

(1) 大規模火力発電所である千葉県袖ヶ浦発電所については、アセス手続が実施されている最中であるが（現在、方法書提出終了段階）、配慮書段階であった2015年8月28日に環境大臣は次のような意見を提出した。

「本事業が、国の目標・計画と整合を図るために

は、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組みが必要である。平成27年7月17日に電気事業分野の『自主的枠組みの概要』が公表されたが、現時点では、公表された自主的枠組みには課題がある。上記の状況に鑑みれば、本事業については『日本の約束草案』及びエネルギーミックスの達成に支障を及ぼしかねない（筆者注：2030年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合に対して、2013年度実績がすでにそれを上回っている状況にあることを指している）。このため、本事業の計画内容について、国の目標・計画との整合性を判断できず、現段階においては是認することはできないため、早急に具体的な仕組みルールづくり等が必要不可欠である。」と。

ところが、2016年2月9日、環境省は、経済産業省とともに公表した発電部門の「温暖化対策」において、これまで待ったをかけていた石炭火力発電所の設置許可を条件付きで容認する姿勢に転換し、かつ、CO₂削減の実効性担保について電力業界の自主的努力に大きく依存する立場に転換した。

しかし、電力業界のCO₂削減目標の実効性を担保する方策は未定である。他方、一旦建設された発電所の操業を、温暖化ガス排出量の多寡によって規制することは、温室効果ガスの排出量規制を法的規制として定めない限り不可能である。

(2) アセス法手続を潜脱しようとする中小規模の石炭発電所の設置・計画が増加している。

① 元々、アセス法制定当時、法対象規模をわずかに下回る火力発電所の設置等の事業急増は想定されていなかった。小規模発電所の環境影響は、1基当たりでは影響が小さいが重畳的な影響の懸念がある。現時点では、環境施策の原点である「予防的な取組方法」を踏まえて追加的な施策を検討することが必要である。

② 小規模火力発電所に対する現在の環境保全対策としては、条例に基づくアセス、公害防止協定、事業者による自主的なアセス等が検討されており、環境省は、自主的な環境アセスについて、ガイドライン・事例集の作成等により奨励するとしているが、実効性確保のための具体的な施策を示していない。

③ これに対し、日弁連や環境保護団体は、アセス法の対象事業が大規模事業に過ぎること、アセス手続逃れを許すべきではないとの観点から、対象事業を拡大し、規模等を考慮した「簡易アセス」手続の導入などを提言してきた。また、地域的（空間的）、時間的にみて、計画事業による重疊的、複合的な環境影響が予測される場合には、関連事業計画をアセス対象にすべきであることも提言してきた。

これらの提言を入れたアセス法改正は、小規模火力発電所設置にともなう環境保全対策の実効性を確保するために不可欠である。

④ さらに、アセス手続においては、「環境の負荷」として「温室効果ガス等」が、影響調査・予測・評価の項目となっているが、温室効果ガス等の排出基準、総量基準等の設定がなく（実体法による規制がない）、アセス手続における評価基準としては、政策目標やガイドラインに依拠している状況にある。実効性ある環境対策を選択、実施を確保するためには、温暖化防止に関連する実体法において、少なくとも総量規制手法を導入し、これに基づく具体的な排出制限手続等を定めていくべきである。

4 アセス法は、出力1万kw以上の風力発電所の設置又は変更の工事を対象事業としている。上記のとおり、既に多数の風力発電所設置が進められているが、今後も、電力供給システムがさらに流動的に進行していくことから設置が増加し、さらにはアセスの対象規模に充たない小規模の風力発電所等の設置も増えていくことが予測される。

風力発電所の設置にともなう環境保全対策の実効性を確保するためには、各地の事例に関する情報交

換等を通じて、機敏で適切な運動と対応策を検討して行くことが必要である。

5 改正アセス法による放射性物質の取扱い

「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」により、放射性物質による環境汚染の防止のための措置がアセス法の対象となり、この法改正に基づくアセス手続は平成27年6月1日から施行された。

これをうけて、いわゆる「基本事項」が改正され、基本事項の別表に「環境要素の区分及び影響要因の区分」として、「一般環境中の放射性物質」、「放射線の量」が追加され、放射性物質による環境の汚染の状況は、放射線の量を把握することにより、調査、予測、評価を行うことになった。また、アセス手続における放射性物質の具体的な検討・取扱いについては「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」（平成27年3月 環境省）に示されている。

【四】2016年度 組 織 活 動

1 活動の概要

(1) 総会と人事変更

2016年3月26日、熊本市において、公害弁連46回総会が開かれた。これは、2016年5月1日が水俣病公式発見60年目の節目を迎えること、及び、ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟の闘いを期するものであった。

総会に先立ち、「メディアからみた水俣病60年」と題して、熊本日日新聞社の論説主幹（当時）の高峰武氏による記念講演があり、水俣病のキーワードは、それぞれの立場の者がやるべきことをしてこなかったこと、すなわち「不作為」であったこと、その中で少数者、被害者側が情勢を切り開いてきたことを振り返り、水俣病の「教訓」を考えるとときには、それを「学ぶ側」にこそ課題があることを指摘しました。

この後、高峰武氏（熊日論説主幹）、高岡滋医師（県民会議医師団）、中村周而弁護士（ノーモア・ミナマタ新潟訴訟弁護団）をパネリストにお招きし、高峰真弁護士（ノーモア・ミナマタ熊本弁護団）がコーディネーターとなって、今後の解決に向けた各分野での闘いが報告されました。

また、このシンポジウムに向けて、新潟県の泉田裕彦県知事から「被害者が声をあげた結果、公害規制等が進み、現在のわが国が以前と比べると安全性が増したこと、これを踏まえると公害被害者を社会全体で支えなければならないというビデオメッセージが放映されました。

なお、この総会において、公害弁連事務局長が、これまでの阿部哲二事務局長から、板井俊介事務局次長に交代することが決定しました。

(2) 公害被害者総行動実行委員会との共同

また、例年同様、公害被害者総行動実行委員会との協働として、2016年1月8日の旗開き、同年6月1日から2日にかけて総行動を実施しました。

2 活動報告等

(1) 事務局の動き

2016年5月13日	第1回事務局会議（スモン）
6月2日	第1回幹事会（スモン）
9月9日	第2回事務局会議（スモン）
10月29日	第2回幹事会（スモン）
12月10日	第3回事務局会議（スモン）
2017年1月13日	第3回幹事会（スモン）
2月3日	第4回事務局会議（スモン）
3月4日	第5回事務局会議（スモン）

(2) 発行物

ニュース180、181号を発行しました。
情報と通信（372～376）を発行しました。

(3) 協北印刷様よりカンパを頂きました。

【五】2017年度 活 動 方 針

- (1) **大気汚染公害被害者のたたかいを発展させ、裁判闘争の成果を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。**
 - ① 大阪西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気裁判での和解を梃子に、自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、⑦医療費救済と④障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立の闘いを進める。
 - ② 公害認定患者の等級切り下げ、自動車重量税の廃止などの現行補償法改悪の動きに対しては、断固として反対して闘う。
 - ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組み、東京都・川崎市での現行救済制度維持に全力を尽くすとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
 - ④ PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を迫及する。
 - ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOX・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めたたかいを強める。
 - ⑥ 各地「道路連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通規制、ロードプライシングの強化などの、大型車の交通総量削減対策を実現する闘いを進める。
 - ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、進路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
 - ⑧ 環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求現実行動にも取り組む。
- (2) **公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。**
 - ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に、全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のための闘いに取り組む。
 - ② 圏央道・広島国道2号線高架道・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる闘いを強め、道路計画の見直しを迫る。
 - ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する闘いを強化する。
 - ④ 圏央道高尾山裁判の成果と経験を活かし、豊かな自然環境を破壊する無駄な公害道路を許さないため、取り組みを強める。
 - ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境基準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。
- (3) **基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。**
 - ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。
 - ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
 - ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
 - ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
 - ⑤ 低空飛行訓練やオスプレイ等の危険な軍用機の訓練に反対し、住民らの安全を守るたたかいを強

める。

- ⑥ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。
- ⑦ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかい、新たな基地建設を許さないたたかいを支援する。
- ⑧ 在日米軍再編、安全保障関連法施行など、日米同盟関係の強化を口実とした基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

(4) 不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させ、すべての被害者の補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む

- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民及び阿賀野川流域住民の健康調査を国に実施させる。
- ② 加害企業チッソが保有する子会社 JNC の株式の譲渡を阻止するための闘いを継続する。
- ③ 水俣病患者が最後の 1 人まで補償を勝ち取るために闘いを継続する。
- ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立をめざす。
- ⑤ 「総合対策医療事業」及び「水俣病被害者手帳」所持者への対策事業の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
- ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
- ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。

(5) カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済を勝ち取るとともに、薬害根絶に全力をつくす。

- ② 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づいて、全てのカネミ油症患者が救済を受けられるよう、カネミ倉庫や国に対して救済事項の完全実施を求めるたたかいを強化する。
- ③ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- ④ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- ⑤ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- ⑥ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- ⑦ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

(6) 神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を図るとともに、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

- ① 神岡鉱業所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、発生源対策の継続をはかっていく。
- ② 安中の土壌復元事業を計画どおりに完了させ、事業が完了した神通川流域については再汚染を防止する。
- ③ イタイイタイ病患者の認定及び要観察者の判定について認判定行政の適正化を求め、また、原因企業が運用するカドミウム腎症患者救済制度の積極的な活用をはかる。
カドミウムによる健康被害に関する環境省の調査研究を引き続き監視していく。
- ④ 重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

- (7) **自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。**
- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の、一日でも早い開放、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。
 - ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
 - ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
 - ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。
- (8) **韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。**
- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
 - ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。
- (9) **官僚司法を打破し、国民のための司法を実現する改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。**
- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
 - ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
 - ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
 - ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。
- (5) 「生きていくうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。
- (6) 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。
- (7) 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- (8) 戦略的環境アセスメント法制定のためのたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。
- (10) **国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。**
- ① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
 - ② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
 - ③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
 - ④ 全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。
 - ⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
 - ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。
- (11) **廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、住民団体の活動を支援する。**
- (12) **アスベスト問題を史上最大の労災公害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかひに取り組む。**
- ① 建設アスベスト訴訟に勝利し、建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度の創設をめざす。
 - ② 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
 - ③ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
 - ④ シンポジウムなどの開催、全国各地での被害者の掘り起こしなど、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
 - ⑤ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。
 - ⑥ 建物解体、震災によるアスベスト飛散問題や石綿肺がん認定基準問題に積極的に取り組む。
- (13) **原発事故による被害者の完全救済を求めるたたかひ、脱原発を進めるたたかひに取り組む。**
- ① 最大公害というべき福島原発事故による汚染地域の原状回復と被害者の完全救済を求めるたたかひに取り組む。
 - ② 被害救済の前提となる、東京電力、国の責任の追及をめざす。
 - ③ 低線量被曝など原発被害による健康被害の調査を求める。
- ④ 脱原発を求める訴訟、運動に連動して取り組む。
- (14) **最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。**
- ① 米軍再編、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
 - ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかひに取り組む。
- (15) **「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかひに取り組む。**
- (16) **公害弁連の組織、体制など**
- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
 - ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかひを進めていく。
 - ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
 - ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
 - ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
 - イ 幹事会の充実
 - ロ 事務局会議の充実

【六】公害関係資料

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿
環境大臣 丸川 珠代 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿
総務大臣 高市 早苗 殿

2016年5月31日

熊本地震にかかるアスベスト被害防止に関する緊急提言

－将来にアスベスト被害を出さないために－

- 1 4月14日に熊本県において震度7（マグニチュード6.5）を観測する地震が発生し、同月16日も再度震度7（マグニチュード7.3）の地震が発生し、今なお、熊本県・大分県等を震源とする余震が続き、甚大な被害が生じています。この度の地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
また、救援や復旧にご尽力されている方々に対しては、心からの敬意を表明します。
- 2 私たちは、建設アスベスト訴訟、大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟、個別企業相手の損害賠償請求訴訟など、アスベスト被害の救済と根絶に取り組んでいる弁護士と被害者・支援者の団体です。私たちは、アスベスト問題に取り組む中で、アスベストを吸い込んでから数十年後に現れてくるアスベスト関連疾患の怖さや悲惨さ、患者さんの家族などの苦悩を目の当たりにしてきました。
また、国が戦前からアスベストの有害性を認識しながら、それを国民に周知徹底せず、飛散・ばく露防止の有効な規制や対策を行わなかったために、多くの労働者、近隣住民等がアスベスト疾患で苦しむ結果を生んだことは、大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟や建設アスベスト訴訟等のなかで明らかになっています。
- 3 1995年の阪神淡路大震災でも、地震直後と解体工事にあたりアスベストが飛散し、行政による対策が遅れたために、直後には呼吸器疾患患者が大量に発生し、その後工事関係者の中に中皮腫（胸膜のガン）患者も発生しています。また、阪神淡路大震災の救援・復興作業には延べ130万人という数のボランティアが参加したと言われてはいますが、救援活動や、直接解体作業に従事したボランティアにはアスベストの危険性が全く知らされず、ボランティアゆえにまともな登録制度もなく、そのため健康被害の追跡調査すら不可能な状態となっています。これらボランティアを含め、建物の倒壊現場や解体現場で作業する人たちに対して危険性の告知を行っていくことの重要性は、この時から指摘されていました。

2001年9月11日のアメリカでのテロ攻撃でツインタワーが崩落した時も、救出員はロウワー・マンハッタンで何週間も、くすぶる残骸と、むせる粉じんの中において、その後多くの人たちが、粉じんによるガンや呼吸器疾患を訴えるようになりました。

また、2011年の東日本大震災の後に行われた環境省の調査においては、大気1リットル当たりの石綿繊維の量が通常を大幅に上回る場所があったことが報告されるなど、地震によって解体や改修を余儀なくされたビルの作業現場において、大気環境中への大量の石綿飛散が確認されています。

- 4 以上のようなこれまでの経験から見て、今回の熊本大地震でも、被災された地域でがれきの撤去や後片付け、解体工事などに従事される方々が、アスベスト含有建材等からのアスベスト粉じんにばく露することが心配されています。

私たちは、熊本地震で被災された方々や救援、復旧作業に従事されている方々が、将来さらなる被害を受けないために、アスベスト粉じんの有害性、危険性に鑑みて、国が下記のようなアスベスト対策を早急に取りられるよう求めるものです。

【提言の内容】

(1) 住民への周知徹底について

国が、アスベスト含有建材除去についての注意事項及びアスベストの有害性、危険性を記載したパンフレットを作成し、すべての被災者、作業員、ボランティアに配布すること。

日本が輸入したアスベストの8割以上が建材に使用されており、倒壊した建物にアスベスト建材が使用されている可能性が高いため、倒壊建物の建材除去においては十分な注意が必要です。

また、アスベストはばく露してから数十年の潜伏期間を経て関連疾患を発症させますので、その有害性、危険性が見えにくく、1人ひとりに周知徹底することが必要です。

(2) (半) 倒壊した建物から飛散するアスベスト粉じんへのばく露防止対策

国自らが、建物の倒壊現場や解体現場で作業する人たちに向けた個人ばく露対策として呼吸用保護具（マスク）を配布すること。

簡易防じんマスクではアスベスト対策としては不十分であり、法的にも簡易防じんマスクでアスベスト作業をすることはできないとされています。

従って、少なくともRL-2又はRS-2（粒子補修効率率95%以上で4000円程度）を配布することが必要です。

また、アスベストの危険性を周知するとともに、防じんマスクの使用法と注意事項を記載したパンフレットも同時に作成、配布するよう求めます。

さらに、避難所など被災地周辺で生活する人たちに向けて、簡易防じんマスクを配布することが必要です。その場合、簡易防じんマスクはDS-2（N95）以上を推奨します。

(3) 国によるアスベスト使用建物及びアスベスト飛散状況の調査の実施等

国は、建物からのアスベスト飛散の実態を把握するために、アスベストが使用されている建物及びアスベスト飛散状況の調査を実施すること。

災害時のアスベスト対策のためには、まずアスベストが使用されている建物の所在地や規模、アスベスト含有建材の種類等を把握した上、飛散状況の調査を行うことが不可欠ですが、被災した自治体は被災者の支援等に追われています。そこで、国がこうした調査を迅速に行うことが必要です。

また、本年5月13日に発表された総務省「アスベスト対策に関する行政評価・監視-飛散・ばく

露防止対策を中止として「結果に基づく勧告」においても指摘されているとおり、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策においては、何よりも平常時からの準備が重要です。国には、アスベスト台帳の整備等、災害時に備えたアスベスト対策の促進を求めます。

(4) アスベストばく露が懸念される人たちの登録制度の導入

住民、作業員、ボランティア等アスベストばく露が懸念される人たちの登録制度を導入すること。

上記のように、阪神淡路大震災のときにはまともな登録制度がなかったため、健康被害の追跡調査すら不可能な状態となっています。今後、被災地周辺の住民や救援活動、解体作業等に従事した作業員、ボランティアなどアスベストばく露が懸念される人たちの追跡調査を行うために、これらの方の登録制度を導入することが必要です。

以上

賛 同 団 体

建設アスベスト訴訟全国連絡会
九州建設アスベスト訴訟原告団・弁護団
アスベスト被害者救済ふくおかの会
熊本県建築労働組合
福岡県建設労働組合
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部
関西建設アスベスト訴訟統一本部
関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト京都訴訟原告団・弁護団
北海道建設アスベスト訴訟原告団・弁護団
大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟原告団・弁護団
泉南アスベストの会
全国じん肺弁護団連絡会議
全国公害弁護団連絡会議

【連絡先】

熊本市中央区京町 2-12-43 熊本中央法律事務所

電 話 096-322-2515

公害弁連事務局長 弁護士 板 井 俊 介

【七】 2016 年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2016	<p>3.26 公害弁連第 46 回総会・ミナマタシンポジウム（熊本）</p> <p>3.27 水俣現地調査</p> <p>4.25 有明院内集会</p> <p>5.13 公害弁連事務局会議（第 1 回）</p> <p>5.14 公害地球問題懇談会総会</p> <p>5.20 アスベスト全国決起集会</p> <p>5.22 原発賠償訴訟研究会（原賠研）</p> <p>5.31 公害総行動実行委員会</p> <p>6. 2～ 2 公害総行動デー</p> <p>6. 2 公害弁連幹事会（第 1 回）</p> <p>7.17 原賠研</p> <p>8.25 第 3 次嘉手納基地爆音訴訟一審結審行動</p> <p>9. 4 宮本憲一先生受賞記念シンポジウム</p> <p>9. 5 公害総行動実行委員会</p> <p>9. 9 公害弁連事務局会議（第 2 回）</p> <p>9.18 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議総会</p> <p>9.24 原賠研</p> <p>10.11 公害総行動事務局会議</p> <p>10.22～23 日本環境会議沖縄大会</p> <p>10.29 公害弁連幹事会（第 2 回）</p> <p>10.31 第 4 次厚木基地爆音訴訟上告審弁論行動</p> <p>11.19～20 公害総行動箱根合宿</p> <p>12. 1 ミナマタ院内集会</p> <p>12. 4 原賠研</p> <p>12. 8 第 4 次厚木基地爆音訴訟上告審判決行動</p> <p>12.10 公害弁連事務局会議（第 3 回）</p> <p>12.12 原発院内集会</p>
2017	<p>1.13 公害弁連幹事会（第 3 回） 公害合同旗開き</p> <p>1.31 原発千葉訴訟結審行動 じん肺旗開き</p> <p>2. 3 公害弁連事務局会議（第 4 回）</p> <p>2.13 公害総行動責任者会議</p> <p>2.19 原発被害者訴訟原告団全国連絡会総会</p> <p>3. 1 第 2 次新横田基地公害訴訟一審結審行動</p> <p>3. 4 公害弁連事務局会議（第 5 回）</p> <p>3. 5 公害総行動要求検討委員会</p> <p>3.10 公害総行動実行委員会</p> <p>3.14 神奈川建設アスベスト控訴審結審行動</p> <p>3.15 有明訴訟最高裁要請行動</p> <p>3.17 原発群馬訴訟一審判決行動</p> <p>3.21 原発福島生業訴訟一審結審行動</p> <p>3.23 原発院内集会</p> <p>3.25 薬害ヤコブ病和解 15 周年</p>

【八】公害弁連歴代人事一覽

決定総会	代表委員			幹事長	副幹事長		事務局長	事務局次長			
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)			豊田 誠 (イ病)				
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝			豊田 誠				
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)			豊田 誠				
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)			豊田 誠				
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	木村保男	内田茂雄 (カネミ)		豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)	
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎 (四日市公害) (新幹線公害)	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港); 鬼迫明夫 (多奈川火電); 豊田 誠 (東京スモン)	篠原義仁	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)	能勢英樹 (イ病)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港); 鬼迫明夫 (多奈川火電); 豊田 誠 (東京スモン)	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	犀川季久	能勢英樹 (東京スモン)
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	内田茂雄	久保井一匡 (大阪空港); 井関和彦 (西淀川); 石橋一晃 (北陸スモン)	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)	中村雅人
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	内田茂雄	水野武夫 (大阪空港); 井関和彦 (西淀川); 石橋一晃 (北陸スモン)	篠原義仁	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	鈴木堯博 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	内田茂雄	水野武夫 (大阪空港); 井関和彦 (西淀川); 石橋一晃 (北陸スモン)	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人

決定総会	代表委員		幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長					
第11回 1982 (東京)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁 石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千葉)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大阪)	山本正男	内田茂雄	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東京)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千葉)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千葉)	山本正男	内田茂雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大阪)	内田茂雄	梨木作次郎	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神戸)	内田茂雄	梨木作次郎	高橋 勲	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊本)	内田茂雄	梨木作次郎	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東京)	内田茂雄	梨木作次郎	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	

決定総会	代表委員				幹事長	副幹事長			事務局長	事務局次長				
第21回 1992 (大阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第22回 1993 (川崎)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	
第23回 1994 (岡山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 花田啓一	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第24回 1995 (大阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 花田啓一	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第25回 1996 (熊本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	花田啓一	近藤忠孝	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第26回 1997 (東京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第27回 1998 (神戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	井関和彦	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	近藤忠孝	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 板井 優	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	千場茂勝	近藤忠孝	加藤満生	榎本信行	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 劍 中杉喜代司 加納 力	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	
第31回 2002 (東京)	内田茂雄	千場茂勝	近藤忠孝	加藤満生	榎本信行	吉野高幸 鈴木 守 板井 優	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 劍 中杉喜代司 加納 力	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一	

決定総会	顧問	代表委員	幹事長	副幹事長	事務局長	事務局次長	事務局長				
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 劍 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 劍 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 劍 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和	
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 劍 加納 力 後藤富和	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 劍 加納 力 後藤富和	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦	
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久	
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第39回 2010 (沖縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎	
第40回 2011 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生	近藤忠孝 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康 原希世巳	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司	阿部哲二	白井 劍 伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	森 徳和 松尾文彦 吉岡孝太郎	加納 力 板井俊介 長瀬信明	
第41回 2012 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 吉野高幸 鈴木堯博 関島保雄	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学 白井 南雲芳夫	鈴木 守 高木健康 原希世巳 森 徳和 尾崎俊之	尾藤廣喜 西村隆雄 中杉喜代司 広田次男	阿部哲二	松浦信平 後藤富和 津田二郎 馬奈木敬太郎	伊藤明子 中村輝久 橋澤加世	松尾文彦 吉岡孝太郎 中川素充	

決定総会	顧問	代表委員	幹事長	幹事	事務局長	事務局次長
第42回 2013 (東京)	千場茂勝 花田啓一 加藤満生 近藤忠孝 豊田 誠 榎本信行	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁 鈴木堯博 板井 優 関島保雄	村松昭夫 中杉喜代司	白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学 原希世巳 中杉喜代司 白井 劍 森 徳和 松尾文彦 中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納 力 伊藤明子 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 秋元理匡 深井剛志
第43回 2014 (東京)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁 鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦 中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第44回 2015 (福島)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁 鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦 中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	阿部哲二	松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志
第45回 2016 (東京)	千場茂勝 花田啓一 豊田 誠	中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸 篠原義仁 鈴木堯博 板井 優 関島保雄	中杉喜代司	村松昭夫 白川博清 早川光俊 高木健康 西村隆雄 宮田 学 原希世巳 白井 劍 森 徳和 松尾文彦 中川素充 広田次男 南雲芳夫 尾崎俊之	板井俊介	松浦信平 加納 力 伊藤明子 笹山尚人 後藤富和 板井俊介 中村輝久 吉岡孝太郎 津田二郎 長瀬信明 橋澤加世 馬奈木蔵太郎 深井剛志

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営)
 - (1) 本会は総会を年1回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
 - (2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員)
 - (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事1名を選出する。
 - (2) 幹事会の互選により幹事長1名を選出する。
 - (3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
会費は、各弁護団あたり年1口(10000円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

